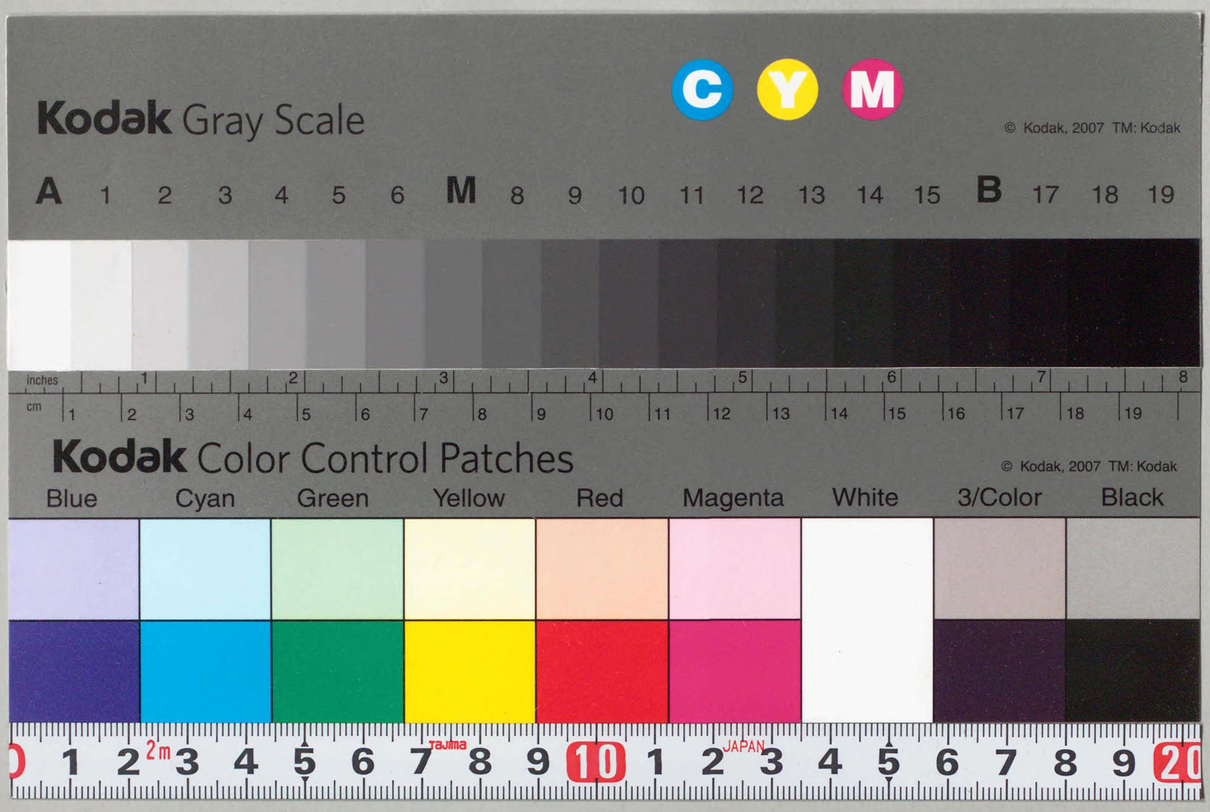
Kodak Gray Scale
C Y M
© Kodak, 2007 TM: Kodak
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19
inches
cm
Kodak Color Control Patches
© Kodak, 2007 TM: Kodak
Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black
tajima
JAPAN

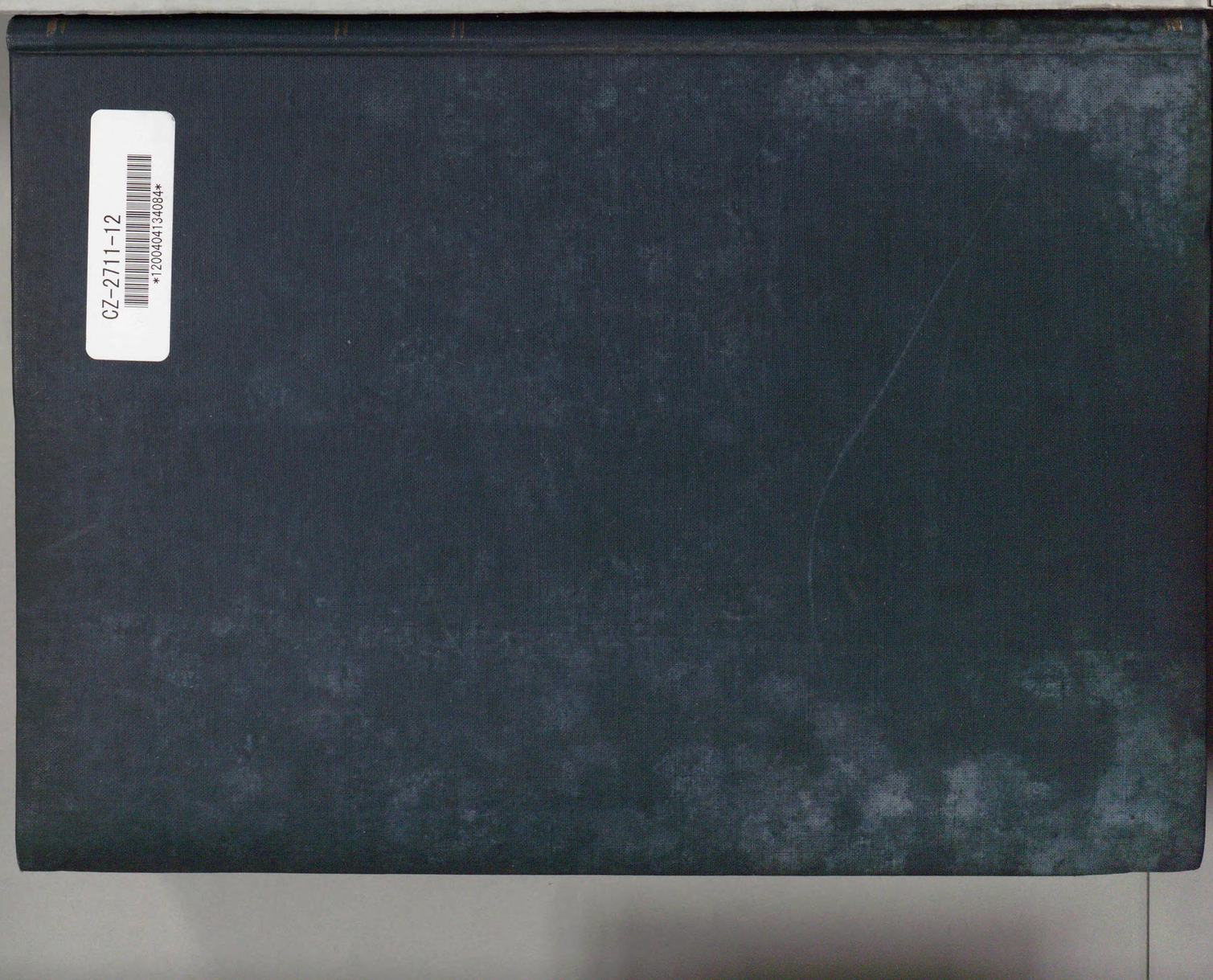
CZ-2711-12
1200404134084

CZ
2711
12

昭和二七年三月
刑事第六二号

最高裁判所裁判集

最高裁判所

最高裁判所裁判集（刑事第六二号）目次

登載別	裁判年月日	事件番号	事件名	結果	法廷	頁数
○	昭和二七年二月一四日	昭和二五年(あ)一五一九	物価統制令違反	棄却	三小	一
○	三月四日	昭和二五年(あ)一五九七	酒税法違反	棄却	三小	七
○	三月四日	昭和二五年(あ)一六一六	恐喝、詐欺	棄却	三小	一一
○	三月四日	昭和二五年(あ)一六九六	関税法違反	棄却	三小	一五
○	三月四日	昭和二五年(あ)一七三七	窃盗、賍物故買、昭和二二年政令第一六五号違反	棄却	三小	二三
	三月四日	昭和二五年(あ)一九一二	窃盗	棄却	三小	
	三月四日	昭和二五年(あ)二一〇〇	恐喝	棄却	三小	
	三月四日	昭和二五年(あ)二二〇〇	窃盗	棄却	三小	
○	三月四日	昭和二六年(あ)四一六	詐欺	棄却	三小	
○	三月四日	昭和二六年(あ)四四八一	恐喝、同未遂、傷害	棄却	三小	三三
○	三月四日	昭和二六年(れ)二三九九	収賄、贈賄	棄却	三小	六九
○	三月四日	昭和二五年(あ)一五三七	酒税法違反	棄却	三小	
	三月四日	昭和二五年(あ)一五六七	物価統制令違反	棄却	三小	
	三月四日	昭和二五年(あ)一五七八	強姦致傷、強姦致傷幇助	棄却	三小	

最高裁判所
50.4.17
図書館資料室

1018493

三月四日	昭和二五年(あ)一八六〇	肥料取締法違反、物価統制令違反	棄却	三小		
○三月四日	昭和二五年(あ)二一〇八	業務妨害	棄却	三小	八五	
三月四日	昭和二五年(あ)二一六〇	酒税法違反、公務執行妨害、器物毀棄	棄却	三小		
三月四日	昭和二六年(あ)一八四三	市長選挙罰則違反	棄却	三小		
三月四日	昭和二六年(あ)三五三六	衆議院議員選挙法違反	棄却	三小		
三月四日	昭和二六年(あ)四四三五	窃盗	棄却	三小		
三月四日	昭和二七年(み)一〇	判決訂正の申立	棄却	三小		
○三月五日	昭和二五年(あ)一〇八九	詐欺	棄却	大	九一	
○三月六日	昭和二六年(あ)四六七七	尊属殺人	棄却	一小	一〇一	
三月六日	昭和二三年(れ)一一三六	公文書変造、同行使、詐欺	棄却	一小		
三月六日	昭和二六年(れ)一五〇二	物価統制令違反	棄却	一小		
三月六日	昭和二六年(れ)一七二七	物価統制令違反	棄却	一小		
三月六日	昭和二六年(れ)二〇一二	公文書、私文書偽造、同行使、詐欺	棄却	一小		
三月六日	昭和二六年(れ)二一七〇	収賄	棄却	一小		
三月六日	昭和二六年(れ)二一七九	有毒飲食物等取締令違反	棄却	一小		
三月六日	昭和二六年(れ)二二六七	強盗殺人、同未遂、住居侵入	棄却	一小	一三二	
三月六日	昭和二六年(れ)二三一四	公務執行妨害、傷害	棄却	一小		

○三月六日	昭和二六年(れ)二三五三	業務上横領	棄却	一小	一四五	
三月六日	昭和二六年(れ)二三五九	臨時物資需給調整法違反	棄却	一小		
三月六日	昭和二六年(れ)二三八九	詐欺	棄却	一小		
三月六日	昭和二六年(れ)二四〇〇	詐欺	棄却	一小		
三月六日	昭和二五年(あ)二一四二	酒税法違反	棄却	一小		
三月六日	昭和二五年(あ)二四二五	物価統制令違反	棄却	一小		
三月六日	昭和二五年(あ)二四三八	臨時物資需給調整法違反	棄却	一小		
三月六日	昭和二六年(あ)一五八三	食糧管理法違反	棄却	一小		
三月六日	昭和二六年(あ)一六〇七	窃盗	棄却	一小		
三月六日	昭和二六年(あ)一六四三	窃盗	棄却	一小		
三月六日	昭和二六年(あ)一六四三	賍物運搬	棄却	一小		
三月六日	昭和二六年(あ)一六五四	食糧管理法違反、外国人登録令違反	棄却	一小		
三月六日	昭和二六年(あ)一六九二	窃盗	棄却	一小	一五五	
三月六日	昭和二六年(あ)一七二九	脅迫	棄却	一小		
三月六日	昭和二六年(あ)一七五一	傷害	棄却	一小		
三月六日	昭和二六年(あ)一七六〇	臨時物資需給調整法違反	棄却	一小		
三月六日	昭和二六年(あ)一七六四	窃盗	棄却	一小		

三月六日	昭和二六年(あ)一七八〇	窃盗、傷害	棄却	一小
三月六日	昭和二六年(あ)一七九四	傷害	棄却	一小
三月六日	昭和二六年(あ)一七九七	窃盗	棄却	一小
三月六日	昭和二六年(あ)一八二〇	窃盗	棄却	一小
三月六日	昭和二六年(あ)一八二二	物価統制令違反	棄却	一小
三月六日	昭和二六年(あ)一八四五	臨時物資需給調整法違反	棄却	一小
三月六日	昭和二六年(あ)一八五四	酒税法違反	棄却	一小
三月六日	昭和二六年(あ)一八六二	煙草専売法違反	棄却	一小
三月六日	昭和二六年(あ)一八七〇	酒税法違反	棄却	一小
三月六日	昭和二六年(あ)一八七七	業務上過失致死傷	棄却	一小
三月六日	昭和二六年(あ)一九〇一	贈賄	棄却	一小
三月六日	昭和二六年(あ)一九一七	傷害	棄却	一小
三月六日	昭和二六年(あ)一九三〇	賍物故買、賍物牙保	棄却	一小
三月六日	昭和二六年(あ)一九四四	物価統制令違反	棄却	一小
三月六日	昭和二六年(あ)一九五〇	臨時物資需給調整法違反	棄却	一小
三月六日	昭和二六年(あ)一九六三	詐欺	棄却	一小
三月六日	昭和二六年(あ)一九八〇	労働基準法違反	棄却	一小

三月六日	昭和二六年(あ)一九八三	酒税法違反	棄却	一小
三月六日	昭和二六年(あ)一九九〇	横領	棄却	一小
三月六日	昭和二六年(あ)二〇〇三	汽車往来危険	棄却	一小
三月六日	昭和二六年(あ)二〇〇六	収賄	棄却	一小
三月六日	昭和二六年(あ)二〇四五	賍物故買、同牙保	棄却	一小
三月六日	昭和二六年(あ)二〇四八	窃盗	棄却	一小
三月六日	昭和二六年(あ)二〇六〇	麻薬取締法違反	棄却	一小
三月六日	昭和二六年(あ)二〇六三	窃盗	棄却	一小
三月六日	昭和二六年(あ)二〇六八	窃盗	棄却	一小
三月六日	昭和二六年(あ)二〇七三	賍物故買、同牙保	棄却	一小
三月六日	昭和二六年(あ)二〇八五	酒税法違反	棄却	一小
三月六日	昭和二六年(あ)二〇八二	詐欺	棄却	一小
三月六日	昭和二六年(あ)二〇九五	殺人未遂	棄却	一小
三月六日	昭和二六年(あ)二〇九八	銃砲等所持禁止令違反	棄却	一小
三月六日	昭和二六年(あ)二一〇五	窃盗	棄却	一小
三月六日	昭和二六年(あ)二一四二	窃盗	棄却	一小
三月六日	昭和二六年(あ)二一五一	窃盗	棄却	一小

	三月六日	昭和二六年(あ)二一五七	酒税法違反	棄却	一小	
	三月六日	昭和二六年(あ)二一八一	物価統制令違反	棄却	一小	
	三月六日	昭和二六年(あ)二一八八	賍物故買	棄却	一小	
	三月六日	昭和二六年(あ)二二四一	窃盗	棄却	一小	
	三月六日	昭和二六年(あ)二二五〇	窃盗	棄却	一小	
○	三月七日	昭和二五年(あ)二八三六	窃盗	棄却	二小	一五七
○	三月七日	昭和二六年(あ)三八八八	強盗殺人	棄却	二小	一六三
○	三月七日	昭和二六年(あ)四〇七八	恐喝、業務上横領	棄却	二小	二〇五
○	三月七日	昭和二六年(あ)四三一三	強制猥褻	棄却	二小	二一九
○	三月七日	昭和二六年(あ)四四四八	詐欺、同未遂、窃盗、準強盗	棄却	二小	二二七
○	三月七日	昭和二四年(れ)二七八〇	公務執行妨害、傷害、窃盗、建造物侵入、物価統制令違反、銃砲等所持禁止令違反	破棄差戻	二小	二三七
	三月七日	昭和二六年(れ)一四五六	公文書偽造、同行使、詐欺、煙草専売法違反	棄却	二小	
	三月七日	昭和二六年(れ)一五〇六	恐喝、詐欺	棄却	二小	
	三月七日	昭和二六年(れ)一六八六	詐欺	棄却	二小	
○	三月七日	昭和二六年(れ)一七三五	偽造公文書行使、詐欺、物価統制令違反	棄却	二小	二九一
○	三月七日	昭和二六年(れ)一八〇〇	強盗傷人	棄却	二小	二九五
○	三月七日	昭和二六年(れ)一八一四	詐欺、物価統制令違反、臨時物資需給調整法違反	棄却	二小	三〇九

	三月七日	昭和二六年(れ)一八九〇	物価統制令違反	棄却	二小	
○	三月七日	昭和二六年(れ)一九三一	誣告、名誉毀損	棄却	二小	三一九
	三月七日	昭和二六年(れ)二〇三三	横領	棄却	二小	
	三月一二日	昭和二五年(あ)一六八四	窃盗	棄却	三小	
○	三月一二日	昭和二五年(あ)一七四〇	殺人未遂、傷害、脅迫、銃砲等所持禁止令違反	棄却	三小	三二三
	三月一二日	昭和二五年(あ)一八三六	食糧管理法違反	棄却	三小	
	三月一二日	昭和二五年(あ)一九八一	窃盗	棄却	三小	
	三月一二日	昭和二五年(あ)二一三四	公務執行妨害、傷害	棄却	三小	
	三月一二日	昭和二五年(あ)二一八六	食糧管理法違反	棄却	三小	
	三月一二日	昭和二五年(あ)二四四一	賍物牙保	棄却	三小	
	三月一二日	昭和二五年(あ)二四五二	強盗、強姦未遂	棄却	三小	
	三月一二日	昭和二五年(あ)二五二三	詐欺	棄却	三小	
○	三月一二日	昭和二五年(あ)二七七一	住居侵入	棄却	三小	三三三
	三月一二日	昭和二五年(あ)三〇二九	窃盗	棄却	三小	
○	三月一二日	昭和二五年(あ)三三〇五	賍物寄蔵	棄却	三小	三四三
	三月一二日	昭和二六年(あ)八七	恐喝	棄却	三小	
	三月一二日	昭和二五年(あ)一六一九	住居侵入、窃盗	棄却	三小	

三月一一日	昭和二五年(あ)一六四七	傷害	棄却	三小				
三月一一日	昭和二五年(あ)一六六九	臨時物資需給調整法違反	棄却	三小	三四七			
三月一一日	昭和二五年(あ)一八〇五	窃盗	棄却	三小				
三月一一日	昭和二五年(あ)一八七六	窃盗未遂	棄却	三小				
三月一一日	昭和二五年(あ)一八八五	傷害致死	棄却	三小				
三月一一日	昭和二五年(あ)一九二八	窃盗	棄却	三小	三五一			
三月一一日	昭和二五年(あ)一九六二	窃盗、住居侵入未遂	棄却	三小				
三月一一日	昭和二五年(あ)一九七五	公文書偽造、偽造公文書行使、詐欺未遂	棄却	三小				
三月一一日	昭和二五年(あ)一九八六	収賄	棄却	三小				
三月一一日	昭和二五年(あ)二〇一八	酒税法違反	棄却	三小				
三月一一日	昭和二五年(あ)二〇三九	臨時物資需給調整法違反	棄却	三小				
三月一一日	昭和二五年(あ)二〇五四	賍物運搬	棄却	三小				
三月一一日	昭和二五年(あ)二二八五	詐欺、横領、食糧管理法違反	棄却	三小				
三月一一日	昭和二五年(あ)二三四三	物価統制令違反	棄却	三小				
三月一一日	昭和二五年(あ)二三五四	窃盗	棄却	三小				
三月一一日	昭和二五年(あ)二三七八	傷害	棄却	三小				
三月一一日	昭和二五年(あ)二四三六	傷害、窃盗、恐喝、器物毀棄	棄却	三小				

三月一一日	昭和二五年(あ)二五〇三	横領、窃盗、暴行	棄却	三小				
三月一一日	昭和二五年(あ)二五四五	窃盗	棄却	三小				
三月一一日	昭和二五年(あ)二五四八	業務上横領、横領、詐欺	棄却	三小				
三月一一日	昭和二五年(あ)二五八五	物価統制令違反	棄却	三小				
三月一一日	昭和二五年(あ)二六六八	物価統制令違反、食糧管理法違反	棄却	三小				
三月一一日	昭和二五年(あ)二八〇七	昭和二二年政令第一六五号違反	棄却	三小				
三月一一日	昭和二五年(あ)二八七二	賍物故買	棄却	三小				
三月一一日	昭和二五年(あ)二三三九	酒税法違反	棄却	三小				
三月一二日	昭和二六年(み)一九二一	判決訂正の申立	棄却	三小				
三月一二日	昭和二七年(み)八	判決訂正の申立	棄却	三小				
三月一三日	昭和二五年(あ)三三一二	印紙税法違反	棄却	一小	三五五			
三月一三日	昭和二六年(あ)一九四七	物価統制令違反	棄却	一小				
三月一三日	昭和二六年(あ)四六二一	強盗傷人、窃盗、住居侵入	棄却	一小				
三月一三日	昭和二四年(れ)二五三一	強盗	棄却	一小	三六一			
三月一三日	昭和二六年(れ)九六〇	森林窃盗、横領	棄却	一小				
三月一三日	昭和二六年(れ)二〇三七	強盗、住居侵入	棄却	一小	三六七			
三月一三日	昭和二六年(れ)二〇四〇	銃砲等所持禁止令違反	棄却	一小	三八七			

○							
三	三月一三日	昭和二六年(れ)二二九九	贈賄	薬却	一小	三九三	
三	三月一三日	昭和二六年(れ)一三一一	窃盗	薬却	一小		
三	三月一三日	昭和二六年(れ)二三四二	強盗	薬却	一小		
三	三月一三日	昭和二六年(れ)一三八三	傷害致死、傷害	薬却	一小		
三	三月一三日	昭和二六年(れ)二四二四	詐欺	薬却	一小		
○							
三	三月一三日	昭和二六年(れ)二四三〇	背任	薬却	一小	四一五	
三	三月一三日	昭和二六年(れ)二四四八	物価統制令違反	薬却	一小		
三	三月一三日	昭和二六年(あ)一八八一	酒税法違反	薬却	一小		
三	三月一三日	昭和二六年(あ)一八八四	窃盗	薬却	一小		
三	三月一三日	昭和二六年(あ)一九〇七	窃盗	薬却	一小		
三	三月一三日	昭和二六年(あ)一九三三	窃盗	薬却	一小		
三	三月一三日	昭和二六年(あ)一九六六	物価統制令違反	薬却	一小		
三	三月一三日	昭和二六年(あ)二〇一二	物価統制令違反	薬却	一小		
三	三月一三日	昭和二六年(あ)二〇七六	食糧管理法違反	薬却	一小		
三	三月一三日	昭和二六年(あ)二一〇九	横領、業務上横領	薬却	一小		
三	三月一三日	昭和二六年(あ)二一五四	麻薬取締法違反	薬却	一小		
三	三月一三日	昭和二六年(あ)二一九一	窃盗、臨時物資需給調整法違反	薬却	一小		

三	三月一三日	昭和二六年(あ)二三七	賍物故買、同牙保	薬却	一小		
三	三月一三日	昭和二六年(あ)二二五四	麻薬取締法違反	薬却	一小		
三	三月一三日	昭和二六年(あ)二二七二	臨時物資需給調整法違反	薬却	一小		
三	三月一三日	昭和二六年(あ)二二七六	銃砲等所持禁止令違反	薬却	一小		
三	三月一三日	昭和二六年(あ)二二七九	業務上過失傷害致死傷	薬却	一小		
三	三月一三日	昭和二六年(あ)二二八五	窃盗	薬却	一小		
三	三月一三日	昭和二六年(あ)二二九一	臨時物資需給調整法違反	薬却	一小		
三	三月一三日	昭和二六年(あ)二三九四	殺人	薬却	一小		
三	三月一三日	昭和二六年(あ)二三〇八	傷害、暴行	薬却	一小		
○							
三	三月一三日	昭和二六年(あ)二三一二	酒税法違反	薬却	一小	四二三	
三	三月一三日	昭和二六年(あ)二三二二	賍物保管	薬却	一小		
三	三月一三日	昭和二六年(あ)二三二六	横領	薬却	一小		
三	三月一三日	昭和二六年(あ)二三三二	麻薬取締法違反	薬却	一小		
三	三月一三日	昭和二六年(あ)二三六二	賍物故買	薬却	一小		
三	三月一三日	昭和二六年(あ)二三六五	酒税法違反	薬却	一小		
三	三月一三日	昭和二六年(あ)二四〇五	窃盗	薬却	一小		
三	三月一三日	昭和二六年(あ)二四一二	窃盗	薬却	一小		

強盗、窃盗	棄却	一	小	昭和二六年(あ)二四一五	三	月	一三日	
恐喝、暴行	棄却	一	小	昭和二六年(あ)二四四二	三	月	一三日	
横領	棄却	一	小	昭和二六年(あ)二四四八	三	月	一三日	
食糧管理法違反	棄却	一	小	昭和二六年(あ)二四六四	三	月	一三日	
業務上失火	棄却	一	小	昭和二六年(あ)二四八五	三	月	一三日	
酒税法違反	棄却	一	小	昭和二六年(あ)二五〇二	三	月	一三日	
公文書偽造、同行使、食糧管理法違反	棄却	一	小	昭和二六年(あ)二五一五	三	月	一三日	
賍物牙保、賍物寄蔵	棄却	一	小	昭和二六年(あ)二五四九	三	月	一三日	
物価統制令違反	棄却	一	小	昭和二六年(あ)二五五四	三	月	一三日	
昭和二一年勅令第三一一号違反、外国人登録令違反	棄却	一	小	昭和二六年(あ)二五七八	三	月	一三日	
贈賄	棄却	一	小	昭和二六年(あ)二五八三	三	月	一三日	
窃盗幇助	棄却	一	小	昭和二六年(あ)二六〇〇	三	月	一三日	
酒税法違反	棄却	一	小	昭和二六年(あ)二六〇五	三	月	一三日	
窃盗未遂	棄却	一	小	昭和二六年(あ)二六四五	三	月	一三日	
物価統制令違反	棄却	一	小	昭和二六年(あ)二六六一	三	月	一三日	
酒税法違反	棄却	一	小	昭和二六年(あ)二六六九	三	月	一三日	
暴行、脅迫	棄却	一	小	昭和二六年(あ)二七三三	三	月	一三日	

窃盗	棄却	一	小	昭和二六年(あ)二七三九	三	月	一三日	
窃盗	棄却	一	小	昭和二六年(あ)二七四四	三	月	一三日	
強盗	棄却	一	小	昭和二六年(あ)四一〇〇	三	月	一三日	
窃盗	棄却	一	小	昭和二六年(あ)四三一六	三	月	一三日	
恐喝	棄却	一	小	昭和二六年(あ)四四八二	三	月	一三日	
住居侵入	棄却	二	小	四二九	昭和二六年(あ)四九五八	三	月	一四日
公文書変造、同行使、詐欺	棄却	二	小	四五五	昭和二六年(れ)五八七	三	月	一四日
銃砲等所持禁止令違反、傷害致死	棄却	二	小		昭和二六年(れ)一七九五	三	月	一四日
業務上横領、物価統制令違反	棄却	二	小	四六三	昭和二六年(れ)一九二七	三	月	一四日
強盗幇助、銃砲等所持禁止令違反	棄却	二	小	四七五	昭和二六年(れ)一九九七	三	月	一四日
酒税法違反	棄却	二	小		昭和二六年(れ)二〇四六	三	月	一四日
強盗傷人	棄却	二	小	四八一	昭和二六年(れ)二〇五八	三	月	一四日
酒税法違反	棄却	二	小		昭和二六年(れ)二一三三	三	月	一四日
物価統制令違反	棄却	二	小		昭和二六年(れ)二一四六	三	月	一四日
物価統制令違反	棄却	二	小		昭和二六年(れ)二一六三	三	月	一四日
横領	棄却	二	小		昭和二六年(れ)二一六六	三	月	一四日
森林法違反	棄却	二	小		昭和二六年(れ)二一八九	三	月	一四日

○	三	一四	昭和二六年(れ)一二〇二	絹織物及び絹メリヤス生地の検査及び蒐荷に関する件違反、物価統制令違反	棄却	二小	四八七				
	三	一四	昭和二六年(れ)一二三六	詐欺	棄却	二小					
	三	一四	昭和二六年(し)一一〇	抗告の申立	棄却	二小					
	三	一四	昭和二七年(み)九	判決訂正の申立	棄却	二小					
○	三	一八	昭和二五年(あ)一六五五	殺人	棄却	三小	五一七				
	三	一八	昭和二五年(あ)一六六七	麻薬取締規則違反、賍物運搬	棄却	三小					
	三	一八	昭和二五年(あ)一七三九	窃盗	棄却	三小					
○	三	一八	昭和二五年(あ)一八五七	食糧管理法違反	棄却	三小	五二一				
○	三	一八	昭和二五年(あ)一九二三	食糧管理法違反、物価統制令違反	棄却	三小	五二七				
○	三	一八	昭和二五年(あ)二〇六七	食糧管理法違反	棄却	三小	五三三				
	三	一八	昭和二五年(あ)二一〇五	昭和二一年勅令第九号違反	棄却	三小					
○	三	一八	昭和二五年(あ)二一六九	麻薬取締法違反	棄却	三小	五四三				
○	三	一八	昭和二五年(あ)二二六	臨時物資需給調整法違反、食糧管理法違反	棄却	三小	五五五				
○	三	一八	昭和二五年(あ)二三四五	外国人登録令違反	棄却	三小	五六一				
○	三	一八	昭和二五年(あ)二九〇	詐欺	棄却	三小	五六七				
○	三	一八	昭和二六年(あ)一五一五	食糧管理法違反	棄却	三小	五七五				
	三	一八	昭和二六年(れ)一三三五	臨時物資需給調整法違反	破棄差戻	三小	五八一				

○	三	一八	昭和二六年(れ)二七六	恐喝、詐欺、物価統制令違反	棄却	三小	五八九				
○	三	一八	昭和二六年(れ)一二四〇七	物価統制令違反	棄却	三小	五九三				
	三	一八	昭和二五年(あ)一四三一	窃盗	棄却	三小					
	三	一八	昭和二五年(あ)一四六一	窃盗	棄却	三小					
	三	一八	昭和二五年(あ)一六〇五	窃盗	棄却	三小					
○	三	一八	昭和二五年(あ)一六三八	臨時物資需給調整法違反	棄却	三小					
○	三	一八	昭和二五年(あ)一六四二	麻薬取締法違反	棄却	三小	五九九				
	三	一八	昭和二五年(あ)一六五二	窃盗	棄却	三小					
	三	一八	昭和二五年(あ)一六六二	外国人登録令違反	棄却	三小					
	三	一八	昭和二五年(あ)一六六三	臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	棄却	三小					
	三	一八	昭和二五年(あ)一六八八	詐欺	棄却	三小					
	三	一八	昭和二五年(あ)一六九九	窃盗	棄却	三小					
	三	一八	昭和二五年(あ)一七一九	詐欺	棄却	三小					
	三	一八	昭和二五年(あ)一七四五	物価統制令違反	棄却	三小					
	三	一八	昭和二五年(あ)一八〇八	強盗	棄却	三小					
	三	一八	昭和二五年(あ)一八八二	窃盗	棄却	三小					
	三	一八	昭和二五年(あ)一九〇二	臨時物資需給調整法違反	棄却	三小					

三月一八日	昭和二五年(あ)一一四四	窃盗	懲役	三小		
三月一八日	昭和二五年(あ)一一五五	銃砲等所持禁止令違反	懲役	三小		
三月一八日	昭和二五年(あ)一一六三	麻薬取締法違反	懲役	三小		
三月一八日	昭和二五年(あ)一二〇三	麻薬取締法違反	懲役	三小		
三月一八日	昭和二五年(あ)一四五〇	窃盗	懲役	三小		
三月一八日	昭和二五年(あ)一四八六	詐欺	懲役	三小		
三月一八日	昭和二五年(あ)一五五七	傷害	懲役	三小		
三月一八日	昭和二五年(あ)一六四八	賍物故買	懲役	三小		
三月一八日	昭和二五年(あ)二一一五	食糧管理法違反	懲役	三小		
三月一八日	昭和二五年(あ)二二三九	窃盗	懲役	三小		
三月一八日	昭和二五年(あ)二三五五	昭和二二年政令第一六五号違反、麻薬取締法違反	懲役	三小		
三月一八日	昭和二五年(あ)二三八五	常習賭博	懲役	三小		
三月一八日	昭和二五年(あ)二四一六	賍物牙保	懲役	三小		
三月一八日	昭和二五年(あ)二四三四	傷害	懲役	三小		
三月一八日	昭和二五年(あ)二四七一	煙草専売法違反	懲役	三小		
三月一八日	昭和二五年(あ)二四八四	傷害致死、窃盗	懲役	三小		
三月一八日	昭和二五年(あ)二四八四	賍物牙保	懲役	三小		

三月一八日	昭和二六年(あ)一八	強盗	懲役	三小		
三月一八日	昭和二六年(あ)一〇九	窃盗	懲役	三小		
三月一八日	昭和二六年(あ)一七七五	恐喝	懲役	三小		
三月一九日	昭和二五年(れ)八四一	器物毀棄	懲役	大六〇五		
三月一九日	昭和二七年(し)一二	特別抗告の申立	棄却	二小六一三		
三月二〇日	昭和二六年(あ)二五五七	物価統制令違反、食糧管理法違反	懲役	一小		
三月二〇日	昭和二六年(あ)二六四七	食糧管理法違反	懲役	一小		
三月二〇日	昭和二六年(あ)二六九二	業務上横領	懲役	一小		
三月二〇日	昭和二六年(あ)二七三六	食糧管理法違反	懲役	一小		
三月二〇日	昭和二六年(あ)二九五〇	有価証券偽造、同行使、私文書偽造同行使、詐欺未遂、詐欺未遂、殺人予備、銃砲等所持禁止令違反	懲役	一小		
三月二〇日	昭和二六年(れ)二七八	殺人、同未遂、殺人予備、銃砲等所持禁止令違反	棄却	一小		
三月二〇日	昭和二六年(れ)二九一	賍物故買、窃盗、銃砲等所持禁止令違反	棄却	一小		
三月二〇日	昭和二六年(れ)三二〇	窃盗、業務上横領、物価統制令違反	棄却	一小		
三月二〇日	昭和二六年(れ)三三一	窃盗	棄却	一小		
三月二〇日	昭和二六年(れ)三七二	臨時物資需給調整法違反	棄却	一小		
三月二〇日	昭和二六年(れ)三九二	収賄	棄却	一小	六二三	
三月二〇日	昭和二六年(れ)四二一	窃盗、賍物故買、同牙保	棄却	一小		

三	一〇	三月二〇日	昭和二六年(れ)一四二七	賍物買	乗	却	一小
三	一〇	三月二〇日	昭和二六年(れ)一四六一	物価統制令違反	乗	却	一小
三	一〇	三月二〇日	昭和二六年(れ)一四六九	物価統制令違反	乗	却	一小
三	一〇	三月二〇日	昭和二六年(れ)一四七二	賭博常習	乗	却	一小
三	一〇	三月二〇日	昭和二六年(れ)一四七五	詐欺	乗	却	一小
三	一〇	三月二〇日	昭和二五年(あ)三二七二	窃盗	乗	却	一小
三	一〇	三月二〇日	昭和二六年(あ)一六七七	窃盗未遂	乗	却	一小
三	一〇	三月二〇日	昭和二六年(あ)一〇六四	強姦致傷	乗	却	一小
三	一〇	三月二〇日	昭和二六年(あ)一三六八	窃盗未遂	乗	却	一小
三	一〇	三月二〇日	昭和二六年(あ)一三九五	傷害	乗	却	一小
三	一〇	三月二〇日	昭和二六年(あ)一四一八	業務上横領	乗	却	一小
三	一〇	三月二〇日	昭和二六年(あ)一四二一	窃盗	乗	却	一小
三	一〇	三月二〇日	昭和二六年(あ)一四四二	詐欺	乗	却	一小
三	一〇	三月二〇日	昭和二六年(あ)一四四五	賍物寄蔵、公文書毀棄	乗	却	一小
三	一〇	三月二〇日	昭和二六年(あ)一四五八	横領、詐欺	乗	却	一小
三	一〇	三月二〇日	昭和二六年(あ)一四七一	公文書偽造、偽造公文書行使、詐欺、業務上横領、臨時物資需給調整法違反、食糧管理法違反、物価統制令違反	乗	却	一小
三	一〇	三月二〇日	昭和二六年(あ)一四九六		乗	却	一小

三	一〇	三月二〇日	昭和二六年(あ)二五〇九	酒税法違反	乗	却	一小
三	一〇	三月二〇日	昭和二六年(あ)二五二八	器物毀棄、窃盗、外国人登録令違反	乗	却	一小
三	一〇	三月二〇日	昭和二六年(あ)二五四一	窃盗	乗	却	一小
三	一〇	三月二〇日	昭和二六年(あ)二五五七	物価統制令違反、食糧管理法違反	乗	却	一小
三	一〇	三月二〇日	昭和二六年(あ)二五六五	傷害、恐喝、詐欺	乗	却	一小
三	一〇	三月二〇日	昭和二六年(あ)二五七五	煙草専売法違反、同幇助	乗	却	一小
三	一〇	三月二〇日	昭和二六年(あ)二六五八	窃盗	乗	却	一小
三	一〇	三月二〇日	昭和二六年(あ)二七一四	詐欺	乗	却	一小
三	一〇	三月二〇日	昭和二六年(あ)二七四七	強盗、窃盗	乗	却	一小
三	一〇	三月二〇日	昭和二六年(あ)二七六九	昭和二四年政令第三〇六号違反	乗	却	一小
三	一〇	三月二〇日	昭和二六年(あ)二七七八	窃盗	乗	却	一小
三	一〇	三月二〇日	昭和二六年(あ)二七八九	労働基準法違反	乗	却	一小
三	一〇	三月二〇日	昭和二六年(あ)二七九二	窃盗	乗	却	一小
三	一〇	三月二〇日	昭和二六年(あ)二七九四	業務上横領	乗	却	一小
三	一〇	三月二〇日	昭和二六年(あ)二七九八	昭和二一年勅令第三一一号違反	乗	却	一小
三	一〇	三月二〇日	昭和二六年(あ)二八一五	詐欺	乗	却	一小
三	一〇	三月二〇日	昭和二六年(あ)二八二八	酒税法違反	乗	却	一小

三	月二〇日	昭和二六年(あ)二八七三	銃砲等所持禁止令違反	棄却	一小		
三	月二〇日	昭和二六年(あ)二八七九	酒税法違反	棄却	一小		
三	月二〇日	昭和二六年(あ)二八八二	窃盗	棄却	一小		
三	月二〇日	昭和二六年(あ)二八八四	酒税法違反	棄却	一小		
三	月二〇日	昭和二六年(あ)二八九八	窃盗未遂	棄却	一小		
三	月二〇日	昭和二六年(あ)二九〇〇	窃盗	棄却	一小		
三	月二〇日	昭和二六年(あ)二九一七	物品税法違反	棄却	一小		
三	月二〇日	昭和二六年(あ)二九二三	偽造公文書行使、詐欺	棄却	一小		
三	月二〇日	昭和二六年(あ)二九二六	公職選挙法違反	棄却	一小		
三	月二〇日	昭和二六年(あ)二九四二	銃砲等所持禁止令違反	棄却	一小		
三	月二〇日	昭和二六年(あ)二九五九	業務上横領	棄却	一小		
三	月二〇日	昭和二六年(あ)二九六一	詐欺	棄却	一小		
三	月二〇日	昭和二六年(あ)二九七五	煙草専売法違反	棄却	一小		
三	月二〇日	昭和二六年(あ)二九八四	公文書偽造、同行使	棄却	一小		
三	月二〇日	昭和二六年(あ)二九九九	地代家賃統制令違反	棄却	一小		
三	月二〇日	昭和二六年(あ)三〇〇七	煙草専売法違反	棄却	一小		
三	月二〇日	昭和二六年(あ)三一一三	賍物寄蔵、同故買、同収受	棄却	一小		

三	月二〇日	昭和二六年(あ)三一二四	賍物寄蔵、同故買	棄却	一小		
三	月二〇日	昭和二六年(あ)三一九九	詐欺	棄却	一小		
三	月二〇日	昭和二六年(あ)四四七九	強盗、窃盗	棄却	一小		
○							
三	月二〇日	昭和二六年(あ)二〇八九	殺人、死体遺棄	棄却	一小	六三七	
三	月二二日	昭和二五年(あ)三四二三	物価統制令違反	棄却	二小		
三	月二二日	昭和二六年(あ)六二九	窃盗	棄却	二小		
三	月二二日	昭和二六年(あ)六三七	業務上横領	棄却	二小		
三	月二二日	昭和二六年(あ)一一八七	傷害、暴行	棄却	二小		
三	月二二日	昭和二六年(あ)一三八一	銃砲等所持禁止令違反	棄却	二小		
三	月二二日	昭和二六年(あ)一四七二	窃盗	棄却	二小		
三	月二二日	昭和二六年(あ)一五九九	臨時物資需給調整法違反	棄却	二小		
三	月二二日	昭和二六年(あ)一七〇九	煙草専売法違反	棄却	二小		
三	月二二日	昭和二六年(あ)一七五二	窃盗	棄却	二小		
三	月二二日	昭和二六年(あ)一八一〇	麻薬取締法違反	棄却	二小		
三	月二二日	昭和二六年(あ)一八七四	窃盗	棄却	二小		
三	月二二日	昭和二六年(あ)一九四五	窃盗、同未遂	棄却	二小		
三	月二二日	昭和二六年(あ)一九八四	窃盗	棄却	二小	六四一	

三	月二二日	昭和二六年(あ)二〇四三	公務執行妨害	棄却	二小
三	月二二日	昭和二六年(あ)二一四〇	窃盗	棄却	二小
三	月二二日	昭和二六年(あ)二一六五	食糧管理法違反、物価統制令違反	棄却	二小
三	月二二日	昭和二六年(あ)二二五五	銃砲等所持禁止令違反	棄却	二小
三	月二二日	昭和二六年(あ)二三二三	傷害	棄却	二小
三	月二二日	昭和二六年(あ)二三五二	窃盗	棄却	二小
三	月二二日	昭和二六年(あ)二三六三	物価統制令違反、臨時物資需給調整法違反	棄却	二小
三	月二二日	昭和二六年(あ)二三九六	窃盗	棄却	二小
三	月二二日	昭和二六年(あ)二四六九	昭和二二年政令第一六五号違反	棄却	二小
三	月二二日	昭和二六年(あ)二四八六	銃砲等所持禁止令違反	棄却	二小
三	月二二日	昭和二六年(あ)二四九一	収賄	棄却	二小
三	月二二日	昭和二六年(あ)二五一六	窃盗	棄却	二小
三	月二二日	昭和二六年(あ)二五二七	賭博	棄却	二小
三	月二二日	昭和二六年(あ)二五四二	酒税法違反	棄却	二小
三	月二二日	昭和二六年(あ)二五六八	窃盗	棄却	二小
三	月二二日	昭和二六年(あ)二六一一	業務上横領	棄却	二小
三	月二二日	昭和二六年(あ)二七九〇	業務上横領	棄却	二小

三	月二二日	昭和二六年(あ)二八一八	暴力行為等処罰に関する法律違反	棄却	二小
三	月二二日	昭和二六年(あ)二八三二	酒税法違反	棄却	二小
三	月二二日	昭和二六年(あ)二八六九	賍物寄蔵、同収受	棄却	二小
三	月二二日	昭和二六年(あ)二九六五	酒税法違反	棄却	二小
三	月二二日	昭和二六年(あ)二九九五	物価統制令違反	棄却	二小
三	月二二日	昭和二六年(あ)三〇七〇	殺人、死体遺棄	棄却	二小
三	月二二日	昭和二六年(あ)三一二五	詐欺、横領、私文書偽造行使、詐欺未遂	棄却	二小
三	月二二日	昭和二六年(あ)三二四五	常習賭博	棄却	二小
三	月二二日	昭和二六年(あ)三三二九	窃盗	棄却	二小
三	月二二日	昭和二六年(あ)三四六一	窃盗	棄却	二小
三	月二二日	昭和二六年(あ)三五〇一	窃盗教唆、賍物運搬	棄却	二小
三	月二二日	昭和二六年(あ)三五一五	賍物運搬、同故買	棄却	二小
三	月二二日	昭和二六年(あ)三五五五	傷害	棄却	二小
三	月二二日	昭和二六年(あ)三五八七	物価統制令違反、食糧管理法違反	棄却	二小
三	月二二日	昭和二六年(あ)三六三一	恐喝	棄却	二小
三	月二二日	昭和二六年(あ)二七六四	麻薬取締法違反	棄却	二小

三	三月二五日	昭和二五年(お)二〇六〇	詐欺	棄却	三小	六四五		○
三	三月二五日	昭和二五年(お)二一一三	恐喝、脅迫	棄却	三小	六五三		○
三	三月二五日	昭和二五年(お)二二五四	業務上横領	棄却	三小	六六七		○
三	三月二五日	昭和二五年(お)二三八八	窃盗	棄却	三小	六七一		○
三	三月二五日	昭和二五年(お)二三九九	窃盗	棄却	三小	六七七		○
三	三月二五日	昭和二五年(お)二四四七	恐喝、外国人登録令違反	棄却	三小	六八三		○
三	三月二五日	昭和二五年(お)二四五六	麻薬取締法違反、同取締規則違反	棄却	三小	六八九		○
三	三月二五日	昭和二五年(お)二三〇九三	賍物運搬	棄却	三小	六九七		○
三	三月二五日	昭和二六年(れ)二四二	業務上横領、横領、窃盗、賍物牙保	棄却	三小	七一五		○
三	三月二五日	昭和二六年(れ)二三二五	窃盗、窃盗幇助、賍物故買、賍物収受	棄却	三小			○
三	三月二五日	昭和二五年(お)一七二二	恐喝、傷害	棄却	三小			○
三	三月二五日	昭和二五年(お)一八七八	業務上横領	棄却	三小			○
三	三月二五日	昭和二五年(お)一九〇五	恐喝	棄却	三小			○
三	三月二五日	昭和二五年(お)一九九三	窃盗	棄却	三小	七二三		○
三	三月二五日	昭和二五年(お)二〇一〇	業務上横領、詐欺	棄却	三小			○
三	三月二五日	昭和二五年(お)二〇九八	賭場開帳図利、賍物牙保、賍物寄藏、賭場開帳図利幇助	棄却	三小			○
三	三月二五日	昭和二五年(お)二三七二	詐欺	棄却	三小			○

三	三月二五日	昭和二五年(お)一四六六	食糧管理法違反	棄却	三小			○
三	三月二五日	昭和二五年(お)一四八一	窃盗	棄却	三小			○
三	三月二五日	昭和二五年(お)二〇三六	麻薬取締法違反	棄却	三小			○
三	三月二五日	昭和二五年(お)二二六四	麻薬取締法違反	棄却	三小			○
三	三月二五日	昭和二六年(お)四六七六	強盗殺人、同未遂、強盗、窃盗	棄却	三小			○
三	三月二五日	昭和二七年(す)七七	物価統制令違反、食糧管理法違反	棄却	二小			○
三	三月二六日	昭和二五年(お)二四三九	物価統制令違反	棄却	三小			○
三	三月二六日	昭和二六年(お)一八八	窃盗	棄却	二小			○
三	三月二六日	昭和二六年(お)六二八	賍物故買	棄却	二小			○
三	三月二六日	昭和二六年(お)一一九〇	食糧管理法違反、物価統制令違反	棄却	二小			○
三	三月二六日	昭和二六年(お)一三八七	傷害致死	棄却	二小			○
三	三月二六日	昭和二六年(お)一四五八	業務上横領	棄却	二小			○
三	三月二六日	昭和二六年(お)一四八四	賍物故買、暴行	棄却	二小			○
三	三月二六日	昭和二六年(お)一五八一	強盗致傷、住居侵入	棄却	二小			○
三	三月二六日	昭和二六年(お)一六三八	業務上横領	棄却	二小			○
三	三月二六日	昭和二六年(お)一六六一	窃盗	棄却	二小			○
三	三月二六日	昭和二六年(お)一七一〇	窃盗	棄却	二小			○

三	月二六日	昭和二六年(あ)一七三三	横領	棄却 二小
三	月二六日	昭和二六年(あ)一七六一	業務上横領	棄却 二小
三	月二六日	昭和二六年(あ)一八二二	酒税法違反	棄却 二小
三	月二六日	昭和二六年(あ)一九二五	傷害致死	棄却 二小
三	月二六日	昭和二六年(あ)一九三四	詐欺	棄却 二小
三	月二六日	昭和二六年(あ)一九九四	臨時物資需給調整法違反	棄却 二小
三	月二六日	昭和二六年(あ)二〇四一	窃盗	棄却 二小
三	月二六日	昭和二六年(あ)二一二九	窃盗	棄却 二小
三	月二六日	昭和二六年(あ)二一六〇	賍物牙保	棄却 二小
三	月二六日	昭和二六年(あ)二一七一	詐欺	棄却 二小
三	月二六日	昭和二六年(あ)二一九二	窃盗未遂	棄却 二小
三	月二六日	昭和二六年(あ)二二九一	煙草専売法違反	棄却 二小
三	月二六日	昭和二六年(あ)二三一六	強盗	棄却 二小
三	月二六日	昭和二六年(あ)二三六九	昭和二一年勅令第三一一号違反	棄却 二小
三	月二六日	昭和二六年(あ)二四三〇	強盗	棄却 二小
三	月二六日	昭和二六年(あ)二四五六	傷害致死	棄却 二小
三	月二六日	昭和二六年(あ)二六三五	傷害	棄却 二小

三	月二六日	昭和二六年(あ)一六六八	臨時物資需給調整法違反	棄却 二小
三	月二六日	昭和二六年(あ)一七二三	窃盗	棄却 二小
三	月二六日	昭和二六年(あ)一七九三	食糧管理法違反	棄却 二小
三	月二六日	昭和二六年(あ)一八四九	住居侵入、窃盗、同未遂	棄却 二小
三	月二六日	昭和二六年(あ)一九六二	臨時物資需給調整法違反	棄却 二小
三	月二六日	昭和二六年(あ)二〇三八	酒税法違反	棄却 二小
三	月二六日	昭和二六年(あ)二三四四	強盗未遂	棄却 二小
三	月二六日	昭和二六年(あ)二四〇六	過失致死、業務上過失傷害	棄却 二小
三	月二六日	昭和二六年(あ)二五〇四	食糧管理法違反	棄却 二小
三	月二六日	昭和二六年(あ)二五一二	窃盗	棄却 二小
三	月二六日	昭和二六年(あ)二五四五	営利誘拐、児童福祉法違反、詐欺	棄却 二小
三	月二六日	昭和二六年(あ)二五五八	賍物故買	棄却 二小
三	月二六日	昭和二六年(あ)二六一八	麻薬取締法違反	棄却 二小
三	月二六日	昭和二六年(あ)二六九三	窃盗	棄却 二小
三	月二六日	昭和二六年(あ)二七三九	賍物故買	棄却 二小
三	月二六日	昭和二六年(あ)二八六〇	食糧管理法違反	棄却 二小
三	月二六日	昭和二六年(あ)二八六〇	詐欺	棄却 二小

公	文書偽造	棄却	一小		昭和二六年(あ)一七八九	三月二七日		
窃		棄却	一小	七二一	昭和二六年(あ)二六五〇	三月二七日	○	
傷		棄却	一小	七三七	昭和二六年(あ)三一二八	三月二七日	○	
窃		棄却	一小		昭和二六年(あ)三二四九	三月二七日		
窃	関税法違反、外国為替及外国貿易管理法違反、昭和二一年勅令第三一一号違反幇助	棄却	一小	七四三	昭和二六年(あ)三二八五	三月二七日	○	
麻	麻薬取締規則違反、麻薬取締法違反	棄却	一小	七四七	昭和二六年(あ)三四五七	三月二七日	○	
強		棄却	一小	七五三	昭和二六年(あ)三四九〇	三月二七日	○	
銃	銃砲等所持禁止令違反	棄却	一小	七五七	昭和二六年(れ)一三四八	三月二七日		
恐		棄却	一小		昭和二六年(れ)一三五〇	三月二七日	○	
背		棄却	一小		昭和二六年(れ)一三六四	三月二七日		
詐		棄却	一小		昭和二六年(れ)二四八八	三月二七日		
窃		棄却	一小		昭和二六年(あ)二五一七	三月二七日		
詐		棄却	一小		昭和二六年(あ)二六六四	三月二七日		
賍	物故買	棄却	一小		昭和二六年(あ)二六八六	三月二七日		
窃	盗、暴行	棄却	一小		昭和二六年(あ)二六九七	三月二七日		
詐		棄却	一小	七六三	昭和二六年(あ)一七〇八	三月二七日	○	
食	糧管理法違反	棄却	一小		昭和二六年(あ)二七三〇	三月二七日		

恐	喝未遂、脅迫	棄却	一小		昭和二六年(あ)二七五二	三月二七日		
窃		棄却	一小		昭和二六年(あ)二七七五	三月二七日		
脅迫、銃砲等所持禁止令違反		棄却	一小		昭和二六年(あ)二八〇八	三月二七日		
物	価統制令違反	棄却	一小	七六七	昭和二六年(あ)二八二〇	三月二七日	○	
詐		棄却	一小		昭和二六年(あ)二八三一	三月二七日		
窃		棄却	一小		昭和二六年(あ)二八四二	三月二七日		
食	糧管理法違反	棄却	一小		昭和二六年(あ)二八五三	三月二七日		
窃		棄却	一小		昭和二六年(あ)二八七一	三月二七日		
酒	税法違反	棄却	一小		昭和二六年(あ)二九九六	三月二七日		
窃		棄却	一小		昭和二六年(あ)三〇二三	三月二七日		
酒	税法違反	棄却	一小		昭和二六年(あ)三一五三	三月二七日		
窃		棄却	一小		昭和二六年(あ)三二〇六	三月二七日		
詐	欺、火薬取締法違反	棄却	一小		昭和二六年(あ)三三三六	三月二七日		
酒	税法違反	棄却	一小		昭和二六年(あ)三二四一	三月二七日		
窃		棄却	一小		昭和二六年(あ)三二四七	三月二七日		
窃		棄却	一小		昭和二六年(あ)三二六二	三月二七日		
横	領	棄却	一小		昭和二六年(あ)三二六五	三月二七日		

	三月二七日	昭和二六年(あ)三二七一	窃盗	棄却	一小	
	三月二七日	昭和二六年(あ)三二九六	窃盗	棄却	一小	
	三月二七日	昭和二六年(あ)三三一九	私文書変造行使、詐欺	棄却	一小	
	三月二七日	昭和二六年(あ)三三二四	指定農林物資検査法違反	棄却	一小	
	三月二七日	昭和二六年(あ)三三三六	収賄	棄却	一小	
	三月二七日	昭和二六年(あ)三三四五	麻薬取締法違反	棄却	一小	
	三月二七日	昭和二六年(あ)三三五七	贓物故買	棄却	一小	
	三月二七日	昭和二六年(あ)三三五九	恐喝未遂	棄却	一小	
	三月二七日	昭和二六年(あ)三三六五	窃盗	棄却	一小	
○	三月二七日	昭和二六年(あ)三三六九	尊属殺人未遂	棄却	一小	七七一
○	三月二七日	昭和二六年(あ)三三八五	物価統制令違反	棄却	一小	七八一
	三月二七日	昭和二六年(あ)三三八九	窃盗	棄却	一小	
	三月二七日	昭和二六年(あ)三三九二	窃盗	棄却	一小	
	三月二七日	昭和二六年(あ)三四〇〇	詐欺	棄却	一小	
	三月二七日	昭和二六年(あ)三四一〇	詐欺	棄却	一小	
	三月二七日	昭和二六年(あ)三四一六	銃砲等所持禁止令違反	棄却	一小	
	三月二七日	昭和二六年(あ)三五二九	贓物寄藏、同牙保	棄却	一小	
	三月二七日	昭和二六年(あ)三五四七	物価統制令違反	棄却	一小	
	三月二七日	昭和二六年(あ)三五五七	窃盗	棄却	一小	
	三月二七日	昭和二六年(あ)三五八六	有価証券偽造記入行使、詐欺、虚偽有印公文書作成行使	棄却	一小	
	三月二七日	昭和二六年(あ)三七八四	窃盗	棄却	一小	
○	三月二七日	昭和二六年(あ)四四三四	強盗殺人、強盗強姦、強盗	棄却	一小	七八五
	三月二八日	昭和二五年(あ)二六〇四	関税法違反	棄却	二小	
○	三月二八日	昭和二六年(あ)六六八	食糧管理法違反	棄却	二小	八一三
	三月二八日	昭和二六年(あ)一四一九	窃盗	棄却	二小	
○	三月二八日	昭和二六年(あ)一六四一	物価統制令違反、食糧管理法違反	棄却	二小	八一七
○	三月二八日	昭和二六年(あ)一八〇八	食糧管理法違反、酒税法違反	棄却	二小	八二三
○	三月二八日	昭和二六年(あ)二一〇一	窃盗	棄却	二小	八二九
○	三月二八日	昭和二六年(あ)二一一三	強盗殺人、同未遂	棄却	二小	八三三
○	三月二八日	昭和二六年(あ)二三四〇	詐欺	棄却	二小	八四一
○	三月二八日	昭和二六年(あ)二四一六	窃盗	棄却	二小	八五三
○	三月二八日	昭和二六年(あ)二六二四	臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	棄却	二小	八五七
○	三月二八日	昭和二六年(あ)二六五七	収賄	棄却	二小	八六一
	三月二八日	昭和二六年(あ)二七八二	食糧緊急措置令違反	棄却	二小	

昭和二四年政令第三八九号違反 | 棄却 | 二小 | 八六七
詐欺、食糧緊急措置令違反 | 棄却 | 二小 | 八七五
強姦 | 棄却 | 二小 | 八七九
機船底曳網漁業取締規則違反 | 棄却 | 二小
酒税法違反 | 棄却 | 二小
麻薬取締規則違反 | 破棄差戻 | 二小 | 八八五
所得税法違反、公務執行妨害 | 棄却 | 二小 | 九〇五
公文書偽造、同行使、詐欺 | 棄却 | 二小 | 九一三
強盗殺人、銃砲等所持禁止令違反（公文書偽造、同行使、虚偽有印公文書作成、詐欺、贈賄、詐欺幇助、贈賄幇助、業務上横領、物価統制令違反、食糧管理法違反） | 棄却 | 二小 | 九二七
詐欺 | 棄却 | 二小
食糧管理法違反 | 棄却 | 二小 | 九七一
物価統制令違反 | 棄却 | 二小
詐欺 | 棄却 | 二小
建造物侵入、強盗、窃盗 | 棄却 | 二小
詐欺 | 棄却 | 二小
物価統制令違反 | 棄却 | 二小
傷害 | 棄却 | 二小 | 九七五

昭和二六年(れ)一一五二 | 恐喝 | 棄却 | 二小 | 九七九
昭和二六年(れ)一一五七 | 物価統制令違反 | 棄却 | 二小
昭和二六年(れ)一二二八 | 公文書偽造、同行使、詐欺未遂 | 棄却 | 二小 | 九八三
昭和二六年(れ)一二二八 | 公文書偽造、同行使、詐欺未遂 | 棄却 | 二小 | 九九五
昭和二六年(れ)一二六〇 | 業務上横領 | 棄却 | 二小
昭和二六年(れ)一二八六 | 詐欺 | 棄却 | 二小
昭和二六年(れ)二四三一 | 強盗、同未遂 | 棄却 | 二小
昭和二六年(れ)二四五二 | 横領 | 棄却 | 二小
昭和二六年(れ)二四五四 | 詐欺 | 棄却 | 二小
昭和二六年(れ)二四六五 | 賍物保牙 | 棄却 | 二小
昭和二六年(れ)二四八一 | 物価統制令違反 | 棄却 | 二小
昭和二五年(あ)二五三九 | 窃盗 | 棄却 | 二小
昭和二六年(あ)二六五〇 | 窃盗 | 棄却 | 二小
昭和二六年(あ)三五二 | 窃盗 | 棄却 | 二小
昭和二六年(あ)五九九 | 窃盗 | 棄却 | 二小
昭和二六年(あ)六四九 | 傷害、暴行、恐喝 | 棄却 | 二小
昭和二六年(あ)九四六 | 詐欺 | 棄却 | 二小

三	月二八日	昭和二六年(あ)一三二三	食糧管理法違反	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)一三三七	詐欺	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)一四〇四	有印私文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載、同行使、傷害	棄却	二小	一〇〇七
三	月二八日	昭和二六年(あ)一四二四	詐欺	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)一四九〇	酒税法違反	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)一五一一	窃盗	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)一五七八	窃盗、住居侵入	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)一六九五	窃盗	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)一六九八	窃盗	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)一七四二	強盗、建造物侵入	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)一七六五	強盗致傷、銃砲等所持禁止令違反	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)一七七二	殺人	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)一七七八	麻薬取締法違反	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)一七八五	食糧管理法違反	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)一七九二	窃盗	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)一八三三	詐欺	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)一八四二	賍物故買	棄却	二小	

三	月二八日	昭和二六年(あ)一八五五	強盗	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)一八六一	煙草専売法違反	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)一八六八	傷害	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)一九〇〇	窃盗	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)一九二一	物価統制令違反	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)一九六一	恐喝未遂	棄却	二小	一〇一三
三	月二八日	昭和二六年(あ)二〇〇四	関税法違反	棄却	二小	一〇三一
三	月二八日	昭和二六年(あ)二〇一〇	食糧管理法違反	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)二〇二一	傷害	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)二〇三九	窃盗	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)二〇六一	昭和二二年勅令第九号違反	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)二〇九三	強姦致傷	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)二〇九九	詐欺	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)二一四九	食糧管理法違反	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)二一五二	詐欺	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)二一五八	賍物故買	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)二一七三	酒税法違反	棄却	二小	

三	月二八日	昭和二六年(あ)二一七九	麻	薬	取締法違反	二小
三	月二八日	昭和二六年(あ)二二八〇	窃	盗	各	二小
三	月二八日	昭和二六年(あ)二三〇六	窃	盗	各	二小
三	月二八日	昭和二六年(あ)二三〇九	酒	税法	違反	二小
三	月二八日	昭和二六年(あ)二三六六	窃	盗	各	二小
三	月二八日	昭和二六年(あ)二三七六	臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反			二小
三	月二八日	昭和二六年(あ)二三八二	住	居	侵入、強盗	二小
三	月二八日	昭和二六年(あ)二三八六	収	賄	各	二小
三	月二八日	昭和二六年(あ)二四四三	窃	盗	各	二小
三	月二八日	昭和二六年(あ)二四五四	窃	盗	各	二小
三	月二八日	昭和二六年(あ)二四九四	横	領		二小
三	月二八日	昭和二六年(あ)二四九七	業	務上	横領	二小
三	月二八日	昭和二六年(あ)二五〇五	私	文書	偽造、同行使、詐欺	二小
三	月二八日	昭和二六年(あ)二五一九	酒	税法	違反	二小
三	月二八日	昭和二六年(あ)二五七三	窃	盗	各	二小
三	月二八日	昭和二六年(あ)二五七六	恐	喝		二小
三	月二八日	昭和二六年(あ)二六四三	住	居	侵入、強姦未遂	二小

三	月二八日	昭和二六年(あ)二六四六	詐	欺、	横領	二小
三	月二八日	昭和二六年(あ)二六四八	詐	欺、	恐喝	二小
三	月二八日	昭和二六年(あ)二六八五	窃	盗	各	二小
三	月二八日	昭和二六年(あ)二六九八	公	務執行	妨害	二小
三	月二八日	昭和二六年(あ)二七四二	物	価統制	令違反	二小
三	月二八日	昭和二六年(あ)二七五三	業	務上	横領	二小
三	月二八日	昭和二六年(あ)二八二四	賭	博	各	二小
三	月二八日	昭和二六年(あ)二八二七	賭	博	各	二小
三	月二八日	昭和二六年(あ)二八四〇	臨	時物資	需給調整法違反	二小
三	月二八日	昭和二六年(あ)二八五四	麻	薬取締	法違反、昭和二二年政令第一六五号違反	二小
三	月二八日	昭和二六年(あ)二八八九	窃	盗	各	二小
三	月二八日	昭和二六年(あ)二九〇四	傷	害		二小
三	月二八日	昭和二六年(あ)二九〇七	窃	盗	各	二小
三	月二八日	昭和二六年(あ)二九一五	銃	砲等所	持禁止令違反	二小
三	月二八日	昭和二六年(あ)二九五七	煙	草専売	法違反	二小
三	月二八日	昭和二六年(あ)二九二一	賭	博	故買	二小
三	月二八日	昭和二六年(あ)二〇三三	酒	税法	違反	二小

三	月二八日	昭和二六年(あ)二〇四四	業務上横領、賭物故買	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)二一二〇	賭物故買、同収受	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)二一六八	詐欺	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)二二三七	業務上横領	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)二二三九	窃盗	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)二二五〇	煙草専売法違反	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)二二六九	昭和二一年勅令第三一一号違反	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)二二七〇	物価統制令違反	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)二三三二	窃盗	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)二三三七	強盗傷人	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)二三七五	強盗致傷	棄却	二小	一〇三五
三	月二八日	昭和二六年(あ)二四三八	詐欺	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)二四九四	物価統制令違反	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)二五七八	賭物牙保、同故買、同収受	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)二六〇八	麻薬取締法違反	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)二六四〇	賭物故買	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)二六四九	物価統制令違反、食糧管理法違反	棄却	二小	

三	月二八日	昭和二六年(あ)二六七三	横領	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)二六七八	公務執行妨害、傷害	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)二七〇四	公務執行妨害、傷害	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)二七二〇	横領	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)二七五二	賭物故買	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)二七五五	昭和二四年政令第三〇六号違反	棄却	二小	一〇三九
三	月二八日	昭和二六年(あ)二七七五	麻薬取締法違反	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)二八六八	食糧管理法違反	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(あ)四四八三	傷害、恐喝、住居侵入	棄却	二小	
三	月二八日	昭和二六年(し)七七	控訴棄却決定に対する異議申立	棄却	二小	
三	月二九日	昭和二七年(み)六	判決訂正の申立	棄却	二小	一〇四五
三	月二九日	昭和二七年(み)七	判決訂正の申立	棄却	二小	一〇四九

昭和二五年(あ)第一五一九号

判　決

本籍並びに住居　大阪市東区北浜町二丁目三一番地
炭鉱業
古川浩
明治一六年八月四日生

右の者に対する物価統制令違反被告事件について昭和二五年四月三日広島高等裁判所の言渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

被告人古川浩の上告趣意及び同弁護人上田誠一、同佐野潔の上告趣意は、後に添えた書面記載のとおりである。

所論は、原判決が憲法一四条一項に違反すると主張するのであるが、その実質は、物価統制令一一条但書の解釈の誤りを主張するのであるから、刑訴四〇五条の上告理由にあたらない。また、炭鉱経営者が、その炭鉱に使用する労務者に加配米として支給するため、米麦を買い入れる行為は、物価統制令一一条但書にいう「当該契約ヲ為スコトガ自己ノ業務ニ属スル」場合に当ると解すべきであつて原判決になんら同条の解釈について誤りはない。（参照昭和二四年(れ)第一六八一号同二六年九月四日第三小法廷判決、集五巻一〇号一八三五頁）

三月四日判決　昭和二五年(あ)第一五一九号

三月四日判決　　昭和二五年(あ)第一五一九号

被告人の上告趣意について。

所論は、刑訴四〇五条の上告理由にあたらない。記録を調べて見ると、原審判決は、被告人からも、控訴趣意書が適法に提出されその後それが有効に撤回された形跡がないのに、弁護人の控訴趣意についてのみ判断し、被告人の控訴趣意については判断していないことは所論のとおりであるが、その内容を見ると法令違反の主張であつて、その主張自体で理由のないことが明らかである。このような場合には、被告人の控訴趣意について、原判決が判断をしなかつたとしても、そのことは、判決に影響を及ぼすものとはいえないから、刑訴四一一条を適用すべき事由とは認められない。

よつて刑訴四〇八条により全裁判官一致の意見をもつて主文のとおり判決する。

昭和二七年三月四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二五年(あ)第一五一九号

被告人古川浩の上告趣意

第一点　判決に影響を及ぼすべき法令の違反がある。

原裁判所は被告の提出したる控訴趣意書記載の主張に就いて刑事訴訟法第三百九十二条の調査を為さず且つ刑事訴訟規則第二百四十六条による判決書に其の要旨を記載せざる違法がある。

控訴趣意書に於ける被告主張の要旨本件一審裁判所は判決言渡に当り被告に対し『被告に対し食糧管理法違反事件に付判決を言渡す』と宣告して主文の判決言渡しをしたが、被告は食糧管理法違反では起訴されて居らないから結局審判の請求を受けていない事件について判決されたもので、同時に被告に対し審判の請求あつた物価統制令違反事件については判決されない違法があるのである。

是れが証拠としては被告は該判決言渡しを受けて後控訴申立書を当該裁判所に送付するに当り恐らく被告に対する起訴事件名が食糧管理法違反となつているものと信じ、判決言渡のまま食糧管理法違反事件に就きての控訴申立書を送つたところ、数日を経てその申立書を被告方へ返送して事件名を物価統制令違反と改書して再送すべき旨請求があつたので請求さるるままに改書して返送したがその時は既に控訴提起期間十四日を経過していた筈だから是れは明かに裁判所自らその手落を自覚されているのである。

第二の主張。

被告は当時非常に不便な山間の僻地で法により統制されたる石炭採堀事業に従事していたので旅館料飲店もないから、毎日来鉱する監督官吏、関係諸団体員、資材関係人の宿泊賄料として業務上止むを得ざる必要から購入したもので是れを

被告人古川浩

営利の目的なぞで買ふたものでないから刑法の第三十五条乃至三十七条の適用あるべきものと解するを正当とする。

以　上

昭和二五年(あ)第一五一九号

弁護人上田誠一同佐野潔の上告趣意

原審裁判所が、統制額を超えて米麦を買受けたる被告人の所為を以て、物価統制令第十一条但書に該当するものと判定して、控訴を棄却したるは、日本国憲法第十四条第一項に違反する判決であるから、原判決を破棄せられたい。

抑々本件被告が、法定価格を超えて闇米麦を買入れたのは、炭坑の経営者として、該炭坑の労務者に支給する加配用として、之を調達したものであるが、原審は之を「業務に属する者」として、第一審の有罪判決を支持したものであることは、記録上明白である。然るに若し一個人たる労務者が、同様の闇買を為したりとするも、その目的が自己の配給量補充用として調達したる場合には、均しく「業務に属する者」であるべきにも拘らず、之を所謂「自家用」買入と見なして、物価統制令第十一条但書を適用せず、従つて物価統制令違反として処罰しないのは従来の同令解釈上、一点の疑もないとこである。

一個人の場合に於て既に然りとせば、本件被告人の如き炭坑経営者たるの場合に於ても、事情が同様である以上、法の解釈適用も亦同様でなければならない。

然るに原判決は、両者の場合を区別し、一個人の場合に「業務」行為としては全然処罰せられざる事案に対し、集団の経営者たる被告人の場合には「業務」行為なりとして、処罰したものであつて、明かに憲法第十四条第一項の「すべての国民は法の下に平等であつて（中略）社会的身分（中略）により（中略）差別されない」との明文に反し、偶々被告人の有したる炭坑経営者たるの社会的身分によつて敢て差別したるものであつて、正に違憲判決たるを失はない。

依つて原判決は之を破棄せられんことを求める次第である。

以　上

被告人古川浩

昭和二五年(あ)第一五九七号

判決

本籍　朝鮮慶尚南道金海郡賀洛面竹洞里八四番地
住居　徳島県小松島市東新町　番地不詳　山下幸方
無職　金山光蔵こと　金庠大　大正二年三月七日生

右の者に対する酒税法違反被告事件について昭和二五年五月二九日高松高等裁判所の言渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理由

弁護人薬師寺志光の上告趣意は末尾添附の書面記載のとおりである。

第一点について、

所論は量刑不当の主張であつて、適法な上告理由とならない。

第二点について、

三月四日判決　昭和二五年(あ)第一五九七号

三月四日判決　　昭和二五年(あ)第一五九七号

所論は原判決は本件押収物件が犯人以外の者の所有に属するか否かを確定せず没収の言渡をしたもので刑法一九条二項の適用を誤まつた結果憲法二九条に違反するというのであるが、本件の没収は酒税法六〇条四項によるもので同条項は刑法一九条の特別規定であり（昭和二五年(れ)三〇〇号同二五年六月六日第三小法廷判決）、しかも前記酒税法の規定によれば同法に違反して製造した酒類やその機械、器具及び容器はそれが何人の所有に属するかを問わず没収すべきものであるから押収物件の所有権が何人に属するかを判示する必要はないものというべく所論は既にその前提において失当である。従つて論旨の理由のないことは明らかである。

なお記録を精査しても刑訴四一一条に該当する事由はない。

よつて刑訴四〇八条、一八一条に従い全裁判官一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二七年三月四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二五年(あ)第一五九七号

弁護人薬師寺志光の上告趣意

第一点　原判決は被告人が「政府から酒類製造の免許を受けないで昭和二十四年五月十九日から同月二十四日迄の間に徳島県勝浦郡小松島町中筋一の五番地中村利昭方で、芋麹十貫生甘藷三十貫水四斗八升位を以つて主文掲記の器具を用いてアルコール分二十度乃至二十一度の焼酎合計二斗七升を製造した」事実を認定し、この被告人の所為は「酒税法第十四条第六十条第一項第四項に該当する」ものとし、被告人に対し罰金二万円の刑を言渡した。

しかし本件被告人は唯一回即ち昭和二十四年五月十九日から二十四日に至る間五日の日子を費して僅々二斗七升の焼酎を製造したに過ぎないのだからこれに対する科刑としては、(イ)右製造量に対する税額が五千八百五円であること、(ロ)被告人は右製造品を他に売却せずしてこれを所持していたこと、(ハ)被告人は初犯であり且つその犯行が軽微であることを彼此考覈するときは脱税額五千八百五円の倍額を超えない限度において罰金額を量定するのを至当とする。然るに原判決は事茲に出でずして被告人に罰金二万円を科したのは刑事訴訟法四一一条二号にいわゆる「刑の量定が甚しく不当である」場合に該当するから到底破棄を免れないものと考える。

第二点　原判決は「押収に係る焼酎七升在中斗壺一個、焼酎一斗在中の斗壜一個、トタン製冷却器一個、五斗桶二個、四斗桶三個、バケツ二個、ゴム管一個、蒸溜釜一個を没収する」旨を言渡した。しかしこれらの器具は大阪在住の川村某の所有物であつて被告人はこれを同人より交付せられて同人のために占有しつつある。然るに原判決は右の器具が被告人の所有物なりや将た川村の所有物なりやにつき審判するところなく単にそれが犯罪供用物件なりとの

被告人　金山光蔵こと　金庠大

理由でこれを没収したのは刑法一九条二項を無視するものであつて法規に違反して他人の所有権を剝奪し以つて憲法二九条を侵犯するものであるといわねばならぬ。故にこの点において原判決は刑事訴訟法四〇五条一号により破棄を免れないものと考える。

以　上

昭和二五年(あ)第一六一六号

判　決

本　籍　朝鮮慶尚北道義城郡丹北面魯洞五九八番地
住　居　岡崎市元能見町一八二番地　吉村金太郎方
無　職　宮村宗孝こと　李　宗　孝　二八歳

右の者に対する恐喝、詐欺被告事件について昭和二五年四月一八日名古屋高等裁判所の言渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

被告人宮村宗孝こと李宗孝弁護人堀之内直人の上告趣意は、後に添えた書面記載のとおりである。

論旨は、原審において主張しなかつた事項であり、従つて原判決はなんら判断を示していないのであるから、適法な上告理由といえない。また、有罪判決において、数個の犯罪事実につき証拠の標目を一括挙示しても、記録と照し合せて、どの証拠によりどの事実が認定されたか明白であるときは、かかる証拠の標目挙示をもつて刑訴三三五条一項に違反するものでない(昭和二五年(あ)第一六一六号　三月四日判決)

三月四日判決　昭和二五年(あ)第一六一六号

ないとするのが当裁判所の判例とするところである（昭和二五年(あ)第一〇六八号同年九月一九日第三小法廷判決、集四巻九号一六九五頁、昭和二五年(あ)第七七三号同二六年四月一七日第三小法廷判決、集五巻六号九六三頁）。そして論旨の引用する高等裁判所の判例はその後の右最高裁判所の判例によつて変更せられたものと解すべきである（昭和二六年(れ)第三八四号同年一〇月一六日第三小法廷判決、集五巻一一号二二四九頁参照）。従つてこの点においても、論旨は刑訴四〇五条三号の上告理由に当らない。

その他記録を精査しても、刑訴四一一条を適用すべき事由を認めることはできない。

よつて刑訴四〇八条一八一条により全裁判官一致の意見により主文のとおり判決する。

昭和二七年三月四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

弁護人堀之内直人の上告趣意

原判決は新刑事訴訟法施行後の控訴裁判所たる高等裁判所の判例と相反する判断をした違法がある。

第一審判決は犯罪事実として、起訴状及び追起訴状の通りと表示し、証拠説示として、

一、被告人の当公廷における供述

一、加藤九平、山本正次の司法警察員に対する各供述調書

一、岡田登の被害上申書

一、天野利喜三の詐欺被害に対する上申書

を列挙している。

もとより判決には起訴状を引用することができるのであるが、之では如何なる証拠により如何なる事実を認めたかを知ることができない。即ち事実と証拠との形式的関連が判文上全然現われていないのである。

然るに原判決が之を看過して第一審判決を維持しているのは、かゝる証拠説示の方法を適法と判断したものに外ならない。

ところで東京高等裁判所、昭和二四年(を)第一〇三一号同年八月二三日第一二刑事部判決によれば、

「有罪の言渡をするには、どの証拠でどの犯罪事実を認めたかを明らかにする必要がある。数箇の犯罪事実の証拠として数多の証拠の標目を一括して掲げてある場合に、どの証拠でどの犯罪を認めたかが判文上明らかでないときは違法であ

被告人　宮村宗孝こと　李宗孝

る。」

とある。

即ち原裁判所の判断は、新刑事訴訟法施行後の控訴裁判所たる高等裁判所の判例と相反するから、刑事訴訟法第四百五条第三号により上告の申立をする。

以　上

昭和二五年(あ)第一六九六号

判　決

本　籍　島根県那賀郡黒松村八九五番一地
住　居　熊本県玉名郡大浜町三七九五番地
会社員　松　茂　亮　一
大正三年七月四日生

右の者に対する関税法違反被告事件について昭和二五年五月二七日福岡高等裁判所の言渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人藤本信喜の上告趣意は、末尾の書面記載のとおりである。

上告趣意第一について。

論旨は、控訴審たる原審に係属した本件関税法違反事件と、論旨(四)に摘録する長崎地方裁判所島原支部に係属した別件の関税法違反事件（第一審事件）とを、併合して審判をしなかつた原判決は、憲法に違反するというのであるが、所論刑訴五条一項において、数個の関連事件が各別に上級の裁判所及び下級の裁判所に係属する場合に上級の裁判所が下級の裁判所の管轄に属する事件を併せて審判することができると規定しているのは、これらの関連事件がいずれも同一審級たる第一審裁

三月四日判決　昭和二五年(あ)第一六九六号

三月四日判決　　昭和二五年(あ)第一六九六号

判所に係属していることを前提とするのであつて、本件のように、一方は控訴審に、他方は第一審に、審級を異にして係属する場合を含むものではない。(かゝる場合に審判の併合を認めれば、一方の事件は、その審判について審級の利益を失うことゝなる)。それゆえ、併合審判すべきものを併合しなかつた違法あることを前提として原判決の憲法違反を主張する論旨は、その前提を欠き理由がない。

同第二及び第三について。

論旨は、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。原審が被告人の本件所為を関税法違反の共同正犯に当ると判示したことの正当であることは原判決の説明するとおりであるから、所論は理由がない。なお、本件には刑訴四一一条を適用すべき事由も認められない。

よつて、刑訴四〇八条により裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和二七年三月四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二五年(あ)第一六九六号

弁護人藤本信喜の上告趣意

第一、原判決には憲法の違反があり、刑事訴訟法第四百五条第一号前段に該当するから同法第四百十条第一項本文に従い破棄を免かれない。

(一)　憲法第十一条は「国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」と規定し

憲法第十三条は「すべて国民は個人として尊重される。生命、身体及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と規定している。

(二)　刑事訴訟法第一条は「刑事々件につき公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする」と規定している。

(三)　原判決は前記憲法第十一条第十三条並びに刑事訴訟法第一条に違反する。

即ち原判決は昭和二十五年五月二十七日被告人の控訴理由なしとして控訴棄却の言渡をした。

而して原判決の維持した第一審判決は

主文「被告人松茂亮一を懲役十月及び罰金一万円に処す。但し本裁判確定の日から三ケ年間右懲役刑の執行を猶予す」

事実

「被告人松茂亮一は前回の密貿易実行の結果主謀者万田軍二に利益を壟断されたので、昭和二十四年七月頃岩井一人ところか丸船長仲田安友と再度の密貿易を企て自ら十五万円を出資して、岩井一人に交換物資の入手処分及び黒砂糖の密輸

被告人　松　茂　亮　一

入を一任し自己の代理として被告人伊子を乗込ませる事とし茲に岩井一人、同人の代理乗組員被告人寿島景司、船長仲田安友と共謀の上、昭和二十四年七月二十五日頃熊本県玉名郡大浜町菊池川尻を南下し、同年八月四日頃徳ノ島に到着し、黒糖二千四百斤を積込み税関の許可を受けずして前記大浜町海岸に密輸入する目的で熊本県天草郡二江町海岸を航行し以て密輸入を図つたものである。

というにある。

(四) 然るに被告人は昭和二十四年十二月二十九日長崎地方裁判所島原支部に関税法違反罪により起訴せられ、目下同裁判所に繋属中（事実審理は未だなし）である。

而して右事件の公訴事実は

「被告人は昭和二十四年五月末頃、熊本県玉名郡大浜町三七九七番地所在熊本食品株式会社附近海岸に於て中川某外二名等が第八北辰丸に素麺十箱、ミシン二台、馬糞紙五梱包、鎌約十挺、若芽一梱包、洋傘約十本を積込んだ後、同年六月一日右株式会社に於て中川某より前記品物を徳ノ島へ密輸出するが船員が心配しない様説得されたき旨依頼を受け、之れを承諾し直ちに第八北辰丸に赴き相被告人本多常男の外一名に対し「徳ノ島迄行くが一緒に行く中川某が全責任を持つから心配するな」と申向けて同人等に対し徳ノ島へ向け前記品物の密輸出方を教唆した。

(五) 然らば原審に於て審理を受けた本件関税法違反事件と前記(四)記載の長崎地方裁判所島原支部に目下繋属する関税法違反事件とは、刑事訴訟法第九条第一項第一号に該当する関連事件であるから同法第五条第一項に従い原審に於て併合審判をなすべきである。

(六) 被告人は原審裁判所に対し前記(五)記載の併合審理を求むる為、昭和二十五年五月二十六日内容証明郵便（別紙添付）

を以て併合審判請求書を提出したのに拘らず、原審は何等前記法条を顧慮することなく、漫然控訴棄却の判決言渡をなした。

(七) 前記(四)記載の目下長崎地方裁判所島原支部に繋属中の事件は昭和二十四年十二月二十九日起訴せられ、第一回公判は昭和二十五年二月八日開廷せられたが当日弁護人より管轄に関する異議申立があつたので、証拠調をなさずして続行せられ、第二回の三月十七日第三回の四月十七日第四回の六月二十八日第五回の七月二十　日の各公判期日は何れも被告人等の不出頭に依り変更となり未だ審理も終了して居ない状況にある。

(八) 本件は前記(七)の事件より事実関係に於ては後者であるけれども先に起訴せられ、昭和二十四年十月一日熊本地方裁判所天草支部で審理を受けることになつたので被告人は同裁判所の公判に際し、前記(七)の関連事件をも併合して審理せられ度き旨請求したから立会の熊本地方検察庁天草支部の検察官も同情せられて、長崎地方検察庁島原支部に対し前記(七)の関連事件の移送方を求めたけれども、右長崎地方検察庁島原支部に於ては何故か之れに応ぜず、其のまま被告人は昭和二十四年十一月八日本件に付き第一審の判決言渡を受けたところ、其の後に至り(七)記載の関連事件は昭和二十四年十二月二十九日長崎裁判所島原支部に起訴され今日に至つた次第である。

(九) 以上の次第であるから原審に於ては(五)記載のように右二個の関連事件は併合審判すべきに拘らず、之れをなさず漫然分離のまま審理判決したことは前記(一)(二)記載のように憲法第十一条第十三条に違反する不法の判決であると信ずる。

(十) そもそも昭和二十二年法律百二十四号に依り刑法第五十五条が削除せられ、現法刑法に於ては連続犯は存在しないことになつたが、若し連続犯の規定が存するするならば目下長崎地方裁判所島原支部に繋属する事件は連続犯の一部であるから当然本件に併合審理せらるべきである。

(十一) 何れの点より観ても原判決は新憲法に於て保障せられたる被告人の基本的人権を無視し、刑罰法令を不当に適用処断

したものであるから破棄を免かれないと信ずる。

第二、原判決には判決に影響を及ぼすべき重大なる事実の誤認があつて之れを破棄しなければ著しく正義に反する。

原判決は第一の㈢記載のように事実を認定し被告人を関税法違反の共同正犯なりと認めた。然し乍ら、そもそも関税法違反は日本税関の許可を得ずして、他の法域に貨物を搬入する所為（密輸入）を対象とするものであつて、国家の徴税権の保護を以て法益とする、従つて其の犯罪主体は関税の納税義務者即ち密輸入貨物の所有者でなければならないことは論を要しないところである。

㈠ 然るに本件に於て被告人は相被告人仲田安友等に対し出資其の他の方法で同人等の密輸入を援助し仲田等が密輸入に成功した上でその砂糖を買受け、自己の会社の挽回を図らんとしたものであつて同人等の密輸入を共同したることはない。従つて密輸入途中の砂糖の所有権は未だ被告人に帰属せず、従つて被告人は関税の納税義務者ではなく、関税法違反の主犯（正犯）として適格を有しない。即ち被告人は関税法違反の幇助者であるに拘らず、之れを共同正犯なりと認めたのは重大な事実の誤認である。

㈡ 相被告人伊子正雄を被告人の代理人として密輸入をなしたという事実の認定も亦誤つて居る。そもそも伊子正雄は当時営業不振で困つて居つたので、被告人の計画を聞いて、自ら進んで密輸入に参画したのであつて、同人が密輸入した貨物は同人単独の所有であつて、被告人との共有ではないのみならず、密輸入された黒糖三千四百斤に対し被告人は未だ何等の権限も有しないのであるから、被告人に対し前記第一の㈢記載のように被告人を関税法違反の共同正犯者なりと認定したのは重大な事実の誤認であつて、結局右誤認は判決に影響を及ぼすものであつて、之れを破棄しなければ著しく正義に反するものと信ずる。

第三、原判決は刑の量定が甚しく不当であつて、之れを破棄しなければ著しく正義に反する。

前記第二項記載のように被告人は密輸入の幇助者に過ぎないのに拘らず、密輸入の常習者であり且つ本件密輸入の主謀者である仲田と同じく懲役十月に処して居り、且つ自ら密航し自己の利益の為めに相当多量の砂糖を所有して居つた伊子（懲役六月）よりも遙かに重い刑を言渡したのは、著しく刑の量定が不当であつて之れを破棄しなければ著しく正義に反するものと信ずる。

証拠書類（略）

以上

昭和二五年(あ)第一七三七号

判決

本籍　大阪市浪速区稲荷町一丁目一〇〇四番地
住居　同市大正区三軒家櫨町二丁目一一番地
自動車修理工
甲斐摂
大正一四年二月二日生

本籍並びに住居　布施市三ノ瀬町二丁目二六番地
自動車修理工
近江利男
昭和二年一二月一六日生

本籍　大阪市城東区関目町四丁目八六番地
住居　同町四丁目八二番地
自動車修理工
京川勇
大正一〇年一〇月一日生

本籍　兵庫県美方郡西浜村大字諸寄
住居　大阪市西成区潮路通り四丁目一五番地　稲井方

三月四日判決　昭和二五年(あ)第一七三七号

自動車修理工

花　原　重　嘉

大正四年三月一八日生

右甲斐摂に対する昭和二二年政令第一六五号違反、窃盗、近江利男、京川勇に対する窃盗、花原重嘉に対する賍物故買各被告事件について昭和二五年四月一八日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し被告人甲斐の原審弁護人寺崎文二、被告人近江、同京川の原審弁護人伊藤淳助及び被告人花原重嘉から各上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件各上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人京川勇同花原重嘉の負担とする。

理　由

被告人甲斐摂の弁護人寺崎文二の上告趣意について。

所論一、は昭和二二年八月二五日政令一六五号が、従前から占領軍財産を所持する者をも、右政令の公布施行の瞬間から、なんらの予告なしに違法な所持者とする点において、基本的人権を侵犯し憲法に違反するものであると主張する。しかし、昭和二二年八月二五日所論政令一六五号が公布施行される前においても、正当な権限なくして占領軍財産を所持する行為は、同年六月二七日連合国最高司令官の日本政府宛刑事裁判権の行使の修正に関する覚書が発せられた後は、占領目的に有害な行為として、昭和二一年勅令三一一号により、日本の裁判所で処罰せられる関係にあつたのである。（昭和二四年(れ)二六三六号同二五年七月一三日当裁判所第一小法廷判決参照）。そしてまた、所論政令の公布施行以前から正当な権限に基いて占領軍財産を所持する場合には同政令施行後も、もとよりその所持が違法とせられるわけではない。これらの点につき

すべて反対の見解に立つ所論違憲の主張は、まつたく前提を欠くがゆえに理由がない。なお、論旨二は、量刑不当の主張であるから適法な上告理由とならない。

被告人近江利男の弁護人黒田喜蔵の上告趣意について。

論旨は、原審の是認した第一審判決の量刑不当を主張するにほかならないので、上告の適法な理由とならない。

被告人花原重嘉、同京川勇の弁護人位田亮次の上告趣意について。

所論は、第一審判決の事実の認定に違法があり、従つて憲法三一条に違反するというのであるが、原審においては控訴趣意として第一審判決の量刑不当が主張されただけで、事実の認定については不服が申立てられていない。従つて、原判決が判断を示していない、かゝる事項を上告の理由とすることはできない。のみならず記録を調べても、第一審判決に所論のような違法は認められない。なお、各被告人に対する本件には刑訴四一一条を適用すべき事由も存しない。

よつて、各被告人に対しては刑訴四〇八条を、被告人京川勇、同花原重嘉に対しては同法一八一条をも適用し、裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二七年三月四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井　上　登

裁判官　島　保

裁判官　河　村　又　介

裁判官　小　林　俊　三

裁判官　本　村　善太郎

被告人　甲斐　摂

弁護人寺崎文二の上告趣意

一、政令第一六五号は憲法に違反するものと信ず。

本政令は昭和二十二年八月二十五日公布せられ公布の日から施行されたのである。

同令には連合国占領軍等に属する財産の所持を禁止して居る所持と称する以上将来に向つては勿論施行以前より所持せるものも律せらるるのである。従つて政令施行以前に於て正当なる原因によつて所持を得て当時現に所持するものであつても本政令施行と同時に其瞬間に於て然も所持者の全く不知の間に犯罪者となるのである即ち一般に知らしめる一分間の時間も与へず公布と同時に施行して瞬間に犯罪者を作ると云ふ全く驚ろくべき規定であつて基本的人権を蹂躙せる事之より甚しきものはないと信ずる。

凡そ刑罪法規は将来に向つて吾人の作為不作為を律する事が原則である従つて本政令の如き過去の状態をも律する規定に於ては相当の施行期間を定め一般に之を知らしめ且つ本令の如き場合に於ては所持者に対し所持物の処置に関し指示を与へなければならない斯くしてはじめて基本的人権が護持せらるゝのである例へば昭和二一年勅令第三〇〇号銃砲等所持禁止令の如く同令は六月一日公布せられ同月十五日より施行され且つ「この勅令施行の際現に銃砲等を所持するものでこの勅令施行後も引続き之を所持しようとするものは云々許可を申請しなければならない云々と規定して吾人の人権を充分護持して居るのである政令第一六五号も斯の様でなければならないのである。

新憲法に於ては基本的人権の尊重とその保障とを宣言し一切の法律制度は基本的人権を護持することを基調とし苟も之を侵犯する事は絶対に許さないのであつて之を侵犯する憲法、法令及び詔勅を無効としたのである。

前述の如く政令第一六五号は基本的人権の護持に全く留意せざるのみならず全く之を蹂躙せる規定であつて憲法に違反せる無效の規定であると信ず。

二、原審判決は刑の量定が甚しく不当と信ず。

被告人の本件犯罪行為は終戦後の混乱時代の社会的環境に支配せられた偶発的犯罪であつて且つ生活苦から生れた犯罪である。尚被害も僅少である又被告人は前科もなく反社会性を有せず現在真面目な生活をなして居るのであるから之に実刑を科する事は被告人の家庭の平和を破壊する結果となり刑事政策の目的に反する事となると思ふ。

以　上

昭和二五年(あ)第一七三七号

弁護人黒田喜蔵の上告趣意

一、原審判決ハ何レモ著シク過大ニ失スルモノト考ヘラレマス。

(イ)　被告人近江利男ハ昭和二十二年三月中旬大阪市南区心斎橋進駐軍**ピーエックス**自動車部品倉庫内ヨリ甲斐援ト共謀ニテ自動車**チユーブ**一本ヲ窃取シタルコトハ明白ナルモ其動機ニ付テハ甲斐援ヨリ勧請ヲ受ケ年少ナル被告ハ成年者ノ如キ自制力ニ乏シク旁々小使銭ノ不自由ヨリフト其誘惑ニ陥リ本犯ヲ為スニ至リタルモノナルコトハ甲斐ガ一人ニテ物品ヲ搬出シタル点並ニ之ヲ堀某ニ甲斐ガ売却シタル点、売得金壱千円也ノ内四百五十円也ヲ甲斐ヨリ渡サレタル点等ノ記録ニヨリ之ヲ肯定スルコトガ出来ル。

次ニ同年十月上旬頃ヨリ同年十二月末頃迄ノ間六回ニ亘リ大阪市東成区森ノ宮大阪陸運整備工業会社ニ於テ其運搬シ来リタル進駐軍自動車ヨリ甲斐援ト共謀ノ上**ガソリン**合計約二十五**ガロン**位ヲ抜キ取リタル点ハ明カナレドモ、之レ亦其真相ヲ探究スルニ最初自己ノ運転スル進駐軍自動車ノ修繕ヲ前記場所ニ於テ甲斐ニ依頼シ其修繕費トシテ該自動車用ノ**ガソリン五ガロン**ヲ甲斐ニ交付シタルニ端ヲ発スルモノニシテ爾来五回ニ亘ル**ガソリン**ノ抜取リハ何レモ甲斐ノ要請ニ依リ深入リシタルモノナルコトモ記録上明白ナル処ナリ、被告近江利男ハ前科ナク而カモ年歯未ダ世ノ点染ヲ知ラズ、利害ノ俎上誘惑ヲ受クルニ及ンデハ踉蹌タル心裡之ヲ制スル能ハズ之レニ溺ルルニ至ル事ハ天日ヲ指スニ等シカルベシ、而シテ其受益シタル数額モ亦甚大ナルニ非ズ、是等ノ事情ヲ深ク稽ヘ純真無垢ノ青年ノ前途ニ思ヲ致ス時ハ実刑ヲ科スベキ原判決ハ過大ニ失スルモノト謂ハザルヲ得ザルベシ。

(ロ)　被告人ハ昭和二十二年十二月中旬大阪市東区本町四丁目伊藤方**ビルヂング**内進駐軍通信隊ニ於テ京川勇ト共ニ進駐軍

被告人　近江利男

所有ノガソリン二十五ガロンヲ持出シタ事ハ爭ヒナキ処デアルガ是レハ京川勇ノ発意ニ基イテ同人ニ随行シテ之ガ同人持合セノ空罐五個ニガソリンヲ充塡シタ丈デ之ヲ京川勇ガ勝手ニ何処カヘ持チ運ンデ仕舞タノデ被告人ノ所為ハ従犯ニ等シイノデアル。

而シテ被告人ハ前科ナキ身デアルガ本件発生以来定着セル職場ナク而カモ本件ガ此ノ如ク永ビクニ従ヒ就職スル事モ出来ズ爾来昨ハ東今ハ西ト臨時職場ニ転々シナガラ辛ジテ不安ナ生活ヲ続ケテ居ル有様デ精神的ニハ断腸ノ思ヒヲシテ居ルノデアルカラ既ニ改悛ノ情モ甚ダ顕著ダト看做ス事ガ出来ルト思料スルノデアリマス。

以上

弁護人位田亮次上告趣意

被告人　花原重嘉
同　京川勇

第一点　原判決は法律の決める手続によらないで刑罰を科した違法があつて憲法第三十一条に違反するものと考へる。

原判決は本件各控訴を棄却し、第一審判決の事実認定を妥当なものとしているのであるが、第一審判決には以下述べるように虚無の証拠に拠つて事実を認定した違法がある。即ち

一、被告人花原に対する事由理由に於て同人に対し賍物知情の事実を認定した証拠として

花原重嘉と石川清の第一審公廷に於ける自白並に甲斐摂と近江利男の第一審公廷に於ける判示ガソリンを売渡した旨の供述

を挙示しているのであるが、今第一審公判調書を検討してみると被告人花原は賍物知情の点を明かに否認しており、又石川清は判示ガソリンが窃取されたものであることを知つていたもののような供述をしているのであるが、此の証拠は石川自身に賍物知情の認識があつたとなすことは出来ないのである。更に前記甲斐並に近江の判示ガソリンを売渡した旨の供述から、被告人花原に賍物知情の認識があつたとすることの出来ないのは論ずる迄もないことであらう。

斯くて第一審判決挙示の証拠によつては被告人花原に賍物知情の認識あつた事実を認定することは到底出来ないのである。

二、次に被告人京川に対する事実理由に於て被告人京川が近江利男と共謀した事実を認定し、之が証拠として近江京川等の夫々近江は京川と、京川は近江と判示ガソリンを窃取した旨の第一審公廷に於ける供述

を挙示していることが明かであるが、之を第一審公判調書中近江利男の供述に付て検討してみると、同人は甲斐摂と共謀してチユーブ一本並にガソリン三十ガロンを窃取した全く別件事実に付てのみ供述しており、本件被告人京川と共謀してガソリン二十五ガロンを窃取した事実に付ては何等供述していないことが判るものである。

斯様にして第一審判決は被告人花原に対しては賍物知情の点に付、被告人京川勇に対しては他人との共謀の点に付、孰れも虚無の証拠に拠つて之を認定し被告人等に刑罰を科したことが明かである是れ刑事訴訟法第三一七条「事実の認定は証拠による」との規定に拠らないで刑罰を科した違法があり、憲法第三十一条の規定に明瞭に違反しているものと謂はざるを得ない。

斯かる違法を輙く看過した原判決は、当然同様の瑕疵を帯びるものと考へる。例令本件控訴趣意書に於て右違法の点を主張することなく、従つて原判決亦この点に付判断を示す必要がなかつたものとしても、憲法違反の如き重大なる瑕疵が、原判決の措置によつて治療されるものとは到底考へられない。

原判決を破棄し本件事案の再審査を切に望む次第である。

以上

昭和二六年(あ)第四四八一号

判決

本籍　朝鮮慶尚南道昌原郡鎮北面仁谷里五四八番地

住居　岐阜市安良田町三丁目二一番地（現在、名古屋拘置所在所）

日鮮司法保護会外交部長

林堅太郎こと

朴夢漢

大正三年五月三日生

右の者に対する恐喝、同未遂、傷害被告事件について昭和二六年四月一三日名古屋高等裁判所の言渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

被告人林堅太郎こと朴夢漢の上告趣意及び弁護人高野篤信、同金子栄次郎の上告趣意は末尾に添えた書面記載のとおりである。

被告人の上告趣意について。

所論は、複雑詳細をきわめているが、帰するところ事実誤認の主張であつて、適法な上告理由に当らない。また論旨のうちに憲法三七条二項を引用している点は、被告人が高山新一ことと竹内利明を証人として申請したのに、これを採用しなかつ

三月四日判決　昭和二六年(あ)第四四四八一号

たことを難ずる趣旨と解せられるが、憲法三七条二項は、裁判所は、被告人又は弁護人から申請した証人は、不必要と認められる者まで、すべて尋問しなければならないという趣旨ではないことは、当裁判所大法廷の判例とするところであつて、原判決は、なんら憲法の規定に違反するところはない（参照昭和二三年(れ)第二三〇号同年七月二九日判決、集二巻九号一〇四六頁）。

弁護人の上告趣意について。

弁護人高野篤信の上告趣意第一点及び弁護人金子栄次郎の上告趣意(一)は、前記被告人の上告趣意について説示したとおりであつて理由がなく、また、両弁護人のその他の上告趣意は、原判決の事実誤認またはこれに基いて量刑不当を主張するのであつて、適法な上告理由でない。

よつて刑訴四〇八条により、全裁判官一致の意見をもつて主文のとおり判決する。

昭和二七年三月四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

被告人の上告趣意

(一)　恐喝事件に付申立致します。

私は昭和二十四年六月十二日午後一時頃岐阜市中泉町通り大関屋と申します食堂があります。此の食堂は日鮮司法保護会の指定食堂になつて居りますので司法保護会員達が毎日朝晝夕十八名乃至二十名位が大関屋食堂へ行きますので私はその当時取締の命令を受け毎日二回乃至三回余り大関屋食堂へ行きますので、私が大関屋食堂へ行きましたのは昭和二十四年六月十二日午後一時頃であります。その時私の処の司法保護会員であります前田文夫及び岡村幸七、三好正雄その外三四人余り七、八人で大関屋で晝食事を喰つて居りますとその時に宮本一郎君が私を呼びますので皆が晝食事を喰べて居る大関屋の奥の座敷へ行きますと宮本一郎と其の外三人の私の見知らぬ人が居りますので、その時宮本一郎が私に三人の人間を紹介致し此処に居る人間は名古屋から来た人間で林堅太郎を尋ねて来たと申して私に紹介して呉れました。吉田金次郎と高山新一と其の外一人若い男が居り、その時に私は相手方に挨拶と同高山新一に私の名刺で日鮮司法保護会外務部長林堅太郎と書いた私の名刺を手渡しました。私は吉田金次郎と申します男は、昔に私が名古屋市中区正木町に居る当時の私の家の隣に住んで居りました其の当時の同級生でありましたので以前から知合の人で丁度七、八年ぶりで偶然に大関屋の食堂で逢つた次第であります。その時吉田金次郎君の申しますには此処に居る人は神戸から来た人で高山新一の外一人若者と二人を吉田君が私に紹介して呉れたから実は此の人二人は名古屋駅裏で七、八日前に私と知合になつた処が色々と話を聞きますと岐阜の方に商売の取引の関係で貸金残りがあるので神戸から二人で取立てに来たのであるが、名古屋で下車して遊んで居る内に神戸から持つて来た持金を全部、名古屋で遊びに使いましたので大変に困つて居る際に私と名古屋駅

裏で知合つた処が岐阜に商売で貸金取立があるから一緒に行つて呉れと言うので三人が名古屋から来た処が新岐阜駅前で偶然に宮本一郎並びに早部庄市両人に逢つたので、私が宮本並びに早部両人に三人の昼食事の喰う処を案内して呉れと願うた処が林堅太郎兄さんに一度お話して見ますと申し私達を宮本並びに早部両人の案内で此処へ来た処が偶然に私は林堅太郎君に逢うとは夢にも想わなかつたと言い乍ら私に高山新一が持つていました腕時計八型クロウム茶色革付きの時計を私の前に出して、此の腕時計を手形に林君に預けるから私達三人の食事の方を三、四日間の間是非共保証して呉れと願いますので私も大変に返事に困つて居りますと私の傍観致して居りました早部庄市及び宮本一郎達両人が私に向つて申しますのには、私達二人が四月中旬頃に名古屋駅裏へ御茶を売りに行つた事があります。其の時に吉田金次郎さんと知合になりましたのでその以後私達両人がお茶を売りに行く度にお茶の売る事を大変に世話して呉れましたと早部及び宮本両人の言添がありましたので私は暫く考えて居りますと又、吉田君が是非共此の腕時計を林堅太郎君へ手形に預けて置きますから三、四日間の内には間違なく受取に来るから三、四日間是非共頼むと言うので私は吉田君は七、八年前に名古屋で知合の仲でもあるので已を得ず吉田金次郎から腕時計一箇を受取り私は承知致しまして大関屋の主人公に内容を話した処が時計は林堅太郎君が預つて下さい林君の言う三人の食事の方は三、四日間の方で保証致しますと大関屋の主人公が申しますので吉田君から預つた時計は私が預つて食事は保証して遣りました。その後私は昭和二十四年六月十六日は丁度早部庄市並びに宮本一郎と私と三人で愛知縣一ノ宮市へ司法保護会の御茶の行商に三人が行きました。その日六、七時頃迄行商を致しまして三万五千円余りの御茶の売上金額が出来たので三人が岐阜へ帰る事に相成り帰つて来る途中に一ノ宮市のチンピラ団に喧嘩を振掛けられて相手にならず三人が逃げて岐阜の大関へ夕食事を喰べに入り三人が夕食事を喰べていると丁度その時に奥から主人公が出て来ましたので一ノ宮市でチンピラ団に喧嘩を振掛けられて三人が逃げて帰つた話を致して居ますと其の時に吉田と高山と今一人若者と三人が夕食事に入つて来ました。その時奥から大関屋の主人が私を呼びますの

で主人の居る処へ行きますと主人は私に俄に誠に相済ませんが先般林さんの願いで三人の食事を保証致しました事でありますが、只今三人の者が夕食事を喰べに来て居りますから誠に林さんには手数を掛けて申訳御座いませんが只今三人の者が夕食事を喰べに来て居りますから林堅太郎君から話して食事の方の代金を貰つて呉れと大関屋の主人が私に願いますので其の晩に高山新一並びに吉田金次郎両人に逢つて大関屋の主人から依頼を受けました趣旨を伝えますと以前に商売の関係で貸金が今夜金を支払つて貰う約束になつて居るから、相手方に支払つて貰うて今夜大関屋の飲食代金三千五百円也を支払うから一緒に行つて呉れと願いますので已む得ず一先ず先に宮本一郎並びに早部庄市二人は帰つて貰つて六月十六日の晩七時三十分頃に吉田並びに高山その外一人私と四人が大関屋を出て岐阜市金室町四丁目十一番地徹明学校前名和綿打商店へ高山新一並びに吉田金次郎、高山の若者で神戸(カンベ)と私と四人で行きました名和吉夫方の家の前で二人を待たし私と高山新一二人が名和吉夫の家の中に入つて待つて居ますと名和吉夫と言う男で三十歳位の男が出て来て一寸と待つて呉れと高山新一に向つて申しまして約二十分余り過ぎた頃に名和吉夫の家へ五十歳位の男とその外今一人は四十歳位の男と二人が中へ入つて来て、私達両人に向つて御前達が五人や十人位来ても驚く寺島忠作ではないと啖呵を切るので私は如何な事情か解りませんから暫く呆然として居りますと、表の方が俄かに騒ぎだしたと思うと四、五人余りの若者が表で何か話合うて居る様に見えました、その時田中健吉と申します男が私を呼びますので表へ出て行きますと、田中の若者が名和家の前の学校の運動場へ私を連れて行き田中の若者四、五人が私をぐるりと取り巻きましたので私は如何なる事情か解らぬので驚いて居ますと四、五人取巻て居た内一人が私に向つて御前は此処の名和の家へ何しに来たか寺島は俺達の親分に変な事をしやがると唯ではおかないと言うので、私は如何なる内容があるか知らぬが高山新一と言う男が以前に商売の関係で貸金があるその貸金が今夜支払つて貰う事になつて居るから、その貸金の支払を受けて私の処で借用致した食事代金三千五百円を支払うから一緒に来て呉れと申しますので一緒に来ただけだと言うと御前は何にも事情を知ら

すに来たのなら間違がない内に早く帰れと申しますので、私は帰りかけますと名和の家の中に居た高山新一を呼出して来いと田中は自分の若者に命令致して居ましたが高山を呼出して何か話して居りましたから私は自分の家に帰つて行く途中に吉田金次郎と高山の若者で神戸（カンベ）と二人が名和の家の前に居ましたので私は帰る趣旨を伝えますと吉田君及び神戸（カンベ）二人が今暫く此処で私達と一緒にいつて呉れと申しますので私は未だ大関屋の飲食代も支払を受けて居ませんから三人が名和の家の処から七八軒余り行つた処で待つて見て居ますと、田中健吉とその若者四、五人が高山新一を名和の家の前の学校の運動場の処で田中の若者に取り巻かれて何か話し合つて居る様でありました。その後約四十分余り過ぎて私達の居る方角へ向つて高山と田中とその若者四、五人で私達の居る処へ来て高山新一君が私に言うには田中健吉と話は解決がついたから皆で一パイ飲みに行くのだから林堅太郎君も一緒に行つて呉れ高山が申しますので一緒に行く事になりました田中健吉及び其の若者と全部で七八人余りで一パイ飲みに行く途中田中が丁度高野町通り山田一家と申します家の前で立ち止つて、高山新一を呼び止めて何か話し合つて居ると丁度その時私の家の方から心配して私を捜しに来まして行き逢いました処は高野町通り山田一家の前でありました。丁度其の処で田中が立止つて高山と何か話合つて居たが此れは少ないが今夜の飲代金を取つておいて呉れと言い乍ら金一万円余の金包を高山に手渡して居ました時に私の家から呼びに来ました私の家の司法保護会で早部庄市及び宮本一郎及び岡村幸七三人も田中健吉が金を高山に手渡して居る現場を目撃致したので私は早部庄市及び宮本一郎二人に吉田金次郎及び高山新一達と皆で一緒に付いて行つて吉田君から大関屋の飲食代金三千五百円を貰つて来て呉れと私は依頼致し、私が前に吉田金次郎君から手形に預かつた腕時計は此処へ来る途中に吉田君に手渡してあるから間違なく一緒に行つて支払つて貰つて呉れる様に早部及び宮本両人に良く願つて私は岡村幸七と一緒に私の家へ帰りました。私はその夜岐阜市安良田町三丁目日鮮司法保護会に帰り、その日の御茶の売り上金額は全部計算致しまして終りましたのは、その晩の十時頃でありました。私司法保護会の事務所で早部及び宮本二人の帰

り来るのを待つていました処が丁度十一時三十分頃に二人が帰つて来ましたので私は二人に吉田君から大関屋の飲食代を貰うて来たかと尋ねますと早部庄市及び宮本一郎両人の返事は右の様な返事でありましたから、其の当時の記憶を記載致します。私達二人は林兄さんに高野町通り山田一家前で依頼を受けましたので吉田、田中、高山達その外四、五人の若者と私達二人と全部で七、八人で岐阜市柳ケ瀬通り小劇場の前の道を入つた処にモナコカフエと申しますカフエへ皆が入りましたので私達二人も一緒に付いて入りました処が、田中健吉がビールを持つて来いと命令致し皆でビールを飲んで居ましたので私達二人は皆が飲んで居る処から一寸離れた処にありました、椅子に腰掛で居ますと其処へ吉田君がビール三、四本余り持つて来て飲んで呉れと申しますので私達二人はビール三、四本余り馳走に授りましたが、その時に早部が余り遅くなると林兄さんに怒られるからと言い乍ら吉田さんが飲んで居る処へ行き早部（私が）吉田さんに大関屋の飲食代金三千五百円也を請求致しますと吉田さん私達に言うには今すぐ帰るから君達二人はひと先ず、先に帰つて呉れ私が帰りに立ち寄つて大関屋の主人に支払つて行くから安心して帰つて林堅太郎さんに君達両人から言伝えて下さいと申しますので帰つて来ましたと申しますので、私は両人に大変に怒り皆で飲んだ処を案内させてモナコカフエへに行きましたが皆が飲んで引き上げた跡でありました。其の同日に大関屋へ行き私は主人に尋ねましたが未だ飲食代は何方も支払に来ないとの事でありましたので、已を得ず私が支払を致します責任を負つて来た次第であります。其の後六、七日目に私が大関屋へ行き三千五百円全部支払を済したのであります。此の支払に付きましては早部庄市及び宮本一郎二人は良く知つて居る筈であります。

私が昭和二十四年六月十二日の此の日岐阜市中泉町通り大関屋で宮本一郎から紹介受けました三人のその当時の人相服装並びに身長は現在又初対面の際に私の其の当時の記憶を申上げます。

高山新一事竹内利明の人相は顔は面長服装は茶色洋服上下進駐軍用アメリカ形の色眼鏡色は茶頭髪は丸刈、身長は五尺

四、五寸位で関西弁を使う男です。高山新一が私と挨拶の時云いましたので只今でも記憶して居ります。高山と一緒に来た神戸（カンベ）という男は人相顔丸顔で身長は五尺三寸位で服装は青色背広服上下（生地）は紺色と思います年は二十二三歳であります。

あと一人吉田金次郎の人相は背広洋服上は黒色下ズボン茶青色身長は五尺四五寸吉田金次郎のみ名古屋弁を使つて居りました。

年齢は吉田は三十五歳位の男であります。

年齢高山新一二十四五歳位の男であります。

年齢神戸（カンベ）二十二三歳位の男であります。

右記載通り人相であります。

昭和二十四年六月十六日の夜に早部庄市及び宮本一郎及び岡村幸七、此の者三人が私を捜しに来た点に付きその理由を申立ます。私と早部及び宮本と三人で六月十六日に愛知縣一ノ宮市へ司法保護会の御茶の行商に行きました三人で御茶を行商致しました金額三万五千円を私が其の晩に全部持つて行つたために私の兄が大変に心配して早部庄市、宮本一郎及び岡村幸七此の者の三人に命令して捜して来いと命令されて私を捜しに来たのであります。林の兄は如何なる理由により林堅太郎が金を持つて居ると心配するか、その点に付き申上げます私は大変に酒が好きで又酒を飲むと大変に酒の癖が悪い為に兄が大変に心配して三人の者に捜して来いと命令した者と信じます。私は金を持つて居ると全部酒を飲んではぜんぜん見知らぬ人に酒を飲ます悪い癖があります。其の晩に私は茶の売上げ金額三万五千円余り持つて行つたのでその金で全部酒を飲んで仕まつては大変と思つたから私の兄が捜して来いと三人の者に命令したのであります。右の事実に間違ありません。

私儀此の度田中健吉と私との関係を詳細良く陳述致しました。

昭和二十四年六月中旬頃に私と田中の二人で新岐阜駅前にあります、天たづや食堂で女の関係で私と田中の二人で喧嘩口論を致しました事があり、その時天たづや食堂の主人で松岡季雄が仲裁に入り仲直りを致した事実があります。その点に付き証明書は弁護人から提出するものと存じます。又其の他昭和二十四年七月中旬頃に岐阜市昭和町三丁目にある田中健吉の家に盗人を四、五人何時も田中の家に匿つていますので私は岐阜警察署の職員にその趣旨を訴え出た事実がありま す。その事に付き田中は警察署へ呼出しを受け取調を受けた件に付き田中は大変に私に遺恨を持つていた事、又その他田中の家にその当時岐阜小金神社前で殺人犯人で新井憲太事朴春夫と申します男を匿つていた事実が判明致しましたので、その趣旨を岐阜警察署司法職員へ伝え田中の家へ行き家宅捜索の結果、殺人犯人新井憲太を逮捕致した事実点又其の他田中自身は私がその当時行つて居りました事業に関し田中彼は大変に私を忌つて居た事実又その他その当時田中彼の家に匿つていました盗人達の事を又田中自身の事を捜攪つては警察職員に連絡を取りますので私を何時か搏撃致します策謀を致して居た者と信じまする点が充分にあり、田中自身は何時か必ず一度は隙を狙つて敵を討つ事を策謀致していたのであり、又何時一度は田中自身の果然を加える策謀であつた事と思います。田中は右の原因がある故に此の度び恐喝事件に付き岐阜警察署で取調を受けた際に田中自身の供述致しました金二万円と陳述致し又岐阜地方裁判所にて証言は田中自身が裁判長殿に供述致しました点は私に手渡した金額は金一万円と陳述致しました点を綜合致しますと田中自身の供述が一致していない瑕疵から推察致しましても田中自身の良心に訴え何時か心の内に謀計があつた者と信じます。彼自身の良心に訴え出てみて良心の呵責に咎める瑕疵がある為此の度証人の呼出書を何回提出致しましたが出て来ないので已む得ず五回目当裁判長殿から逮捕状を発し、田中自身を拘束の結果証人訊問致した次第であります。その為に私の裁判が大変に延長に相成つて居る点から推察致しましても依然になつて居る者と信じます。此の度田中健吉が陳述致して居ます金の受け渡

しの件に付き右の二人お取調べ下されば事実の点が自然に判明するものと確信致又、早部庄市及び宮本一郎二人は名古屋駅裏で知合になつた吉田金次郎が住居へ行つた事がある様に私は承つた事があり、又吉田氏の住居が判明致しますれば自然に高山新一事竹内利明の現在住居が判明する者と確信致しましたので一審判に於て早部庄市並びに宮本一郎を証人として私が申請致しましたのでありますが、第一審判で証人却下されましたので已むを得ず控訴致しました次第であります。

高等裁判所の控訴趣意書提出の際に高山新一が初対面の挨拶の時に私に申述べました現在住居を私記憶致していましたので右の現在住居を記載致しました名古屋市熱田区一番町四丁目二十六番地と記入致し控訴趣意書を提出致しましたが証人の取調べなく却下されたので已むを得ず今度上告致した次第であります。

右の点に付きまして取調お願い致します。

私儀上告中に当所で本年五月二十六日に偶然に高山新一事竹内利明を当所で判明致しましたので早速私は当所高等検察庁宛名で申述べ、又上申書を以て眞犯人高山新一事竹内利明の判明の趣旨を詳細良く記載の上で上申書を五月三十日附を以て提出致しました。前文に記入致してあります事情により岐阜市中泉町大関屋の飲食代金三千五百円は未だ支払を受けず、彼に私は詐欺を受けた件、又岐阜市金室町四丁目十一番地被害者名和吉夫方へ行き私が昭和二十四年六月十二日午後に大関屋で吉田金次郎からの紹介を受けた時に高山に手渡した私の名刺が名和吉夫方にあつた事、又岐阜警察署で杉山巡査部長の取調の際に名和吉夫方に置いてあつた私の名刺を出して見せて呉れました時私の名刺の裏には、名古屋へ六月十四日迄に名古屋へ行くと私の記憶が記入されました名刺が置いてありました。又高山新一と初対面の時に手渡した名刺の裏に右の記載の記入致してある名刺を手渡した事があります。その点から推察致しますと私と高山新一と六月十六日夜に行く前に高山が名和吉夫方に行き私の名刺を岐阜市安良田町三丁目日鮮司法保護会外務部長林堅太郎と書いてある私の名刺を差出てある事が明白致しましたので当所で昭和二十六年六月二十二日附以て詐欺名譽毀損事件に付き告訴書を提出致

しました次第であります。

又此度名和吉夫の供述には私が六月十四五日に来た時私が名刺を差出し其の時林堅太郎は色茶玉入れの色眼鏡を掛けていたと名和吉夫が陳述致していますが、私は昭和二十四年六月十四日の朝九時二十分の名鉄電車特別急行で名古屋市中区中村本町穴田迎黒宮義一家へ行き私は商売の関係の話、又は昭和二十二年八月二十七日に私が岐阜刑務所在監中私の弟が殺害されたので其の当時の内容を詳細良く黒宮義一承り度く心得ましたので六月十四日の日に黒宮義一の自宅へ行きました。私と黒宮義一は昔に名古屋中区正木町に私が居住致し居る時商売の事で知合でありますので色々の話を承り、二日間御世話になつて六月五日の晩九時の名鉄電車で新名古屋駅から新岐阜駅に到着して私の家へ帰りましたのであります。又私が其の当時に進駐軍用の色茶眼鏡を使用致していたが如何否の点に付きましては、その当時の黒宮義一及び宮本一郎及び早部庄市及び大関屋主人此の者を証人審問下されれば確の事が明白になるものと信じます。

私儀今度参考に高等裁判所の判決謄本によれば私の論旨について(ハ)の事実について立証の為証人宮本一郎同早部庄市の各請求したところ原審に何れも、その必要がないものとして所説のように之を却下した事が明らかである憲法第三十七条第二項の規定によれば刑事被告はすべての証人に対して審問する機会が与えられ又公費で自己の為に強制的手続きによつて証人を求める権利を有することが明らかであるけれども憲法の右の規定は事実審裁判所における証拠の取調に対する採否の裁量に従つて必要と認めない証拠の取調は、之をしなくても差支のないものと解すべきで又恐喝における共犯者高山新一事竹内利明は原審に於て被告人又は原審弁護人によつて一度もその証拠調の申請はなされたことがないので原審がその取調をしなかつた事は今更難ずる事は出来ないと記載してあります。右の証人の点について推察致しますに高等裁判所は実体法的事実の取調について原則として原裁判所で取調べられた証拠以外のものを資料とする事は許されないものであるとの判断から之は却下されたものと考察致します、だが然し刑事訴訟法第三九三条に記載してある点を観ますればしだ

て第一審の弁論終結前に取調べた請求することが出来なかつた証拠で、その事由が疎明されたものについては又刑の量定の不当又は判決に影響を及ぼすべき事実の誤認を証明する為に欠くことの出来ない場合に限り、之を取調べる事が出来ると当時に之を取調べなければならないとあります。之を場合に当てはめて考察致しますならば原審に於て高山新一事竹内利明を申請せずに早部庄市並びに宮本一郎を申請致した事は恐喝事件中証人田中健吉事朴命道が主張致して居りまする処の現金一万円の受取りの点について早部庄市及び宮本一郎を証人として取調べ致しますれば、私が事実受取つたか如何と言う事が又新井憲太事朴春天の証言補強するに役立ちひいては私と高山新一事竹内利明との関係も明白になり得るものと確信致したからであります。又早部庄市並びに宮本一郎は原審裁判所岐阜地方裁判所の管轄に居住致して居り高山及び吉田二人は名古屋に居り、私は彼の家に一度も行つた事がなかつたので早部庄市及び宮本一郎に審問致して頂けば自然判明致しますものと推察致したからの事でありました。それにも拘らず原審並びに高等裁判所にて之が取調べなかつた事は私として実に遺憾に耐えられません。然るに今回主謀者であるところの高山新一事竹内利明が逮捕されて事の眞偽が明らかにされたのであると私は確信致して居ります。

私儀当所で主謀者高山新一事竹内利明を判明致しその趣旨を名古屋高等検察庁へ伝えましたが未だ如何かは解りませんが未だ取調がないので私のほうから九回乃至十回余り召喚書を提出の結果高等検察庁より右の解答でありました。名古屋拘留所在監中被告人朴夢漢から主謀者竹内利明の判明の其の趣旨の伝を受けた事件は第一審判の取調係り検察事務官長谷川殿の係官へ恐喝事件の書類全部整理の上で送達相成つたから今後は岐阜地方検察庁長谷川事務官殿に問合せ又召喚書も提出して呉れと言う事でありました。名古屋高等検察庁片桐検事殿の応答でありましたので早速岐阜地方検察庁へ問合せ致しました処が、右の解答でありましたが其の解答主文書共に提出致します。未だ竹内利明に対し提起処分がないので如何なる理由かと案じ居ります。此の度びの恐喝事件に付き名和吉夫が警察署で供述致しています処に因りますと、私が二

回名和吉夫方へ来たと陳述致していますが私は昭和二十四年六月十六日の夜に一回一緒に行つただけであります、又名和吉夫の供述に因りますと六月十四、五日に来て名和吉夫に私の名刺を手渡し其の時に私が名和吉夫の方に向つて君の処に闇取引の糸が半数量しか警察署に出ていないから三十万円の金を出せと私が要求致したと供述致して居ますが、私は誠に事実無根の事であります、又私が名和吉夫の自宅へ六月十四五日頃に来た時色茶眼鏡を掛けていたと供述致して居ます。又其の時私の名刺を置いていつたと陳述致して居ますが、蓋し私が恐喝致します意志であつた者ならば恐らく自身の名刺を名和吉夫に出す筈がないと私は思います。又私が初犯者であるならば、或は名刺を差出すかもわかりませんが恥し乍ら私も前科ある者が若し恐喝致します意志があり又謀計があつたならば恐らく名和吉夫に私の名刺は差出さないと信じます。何卒右の点に付推察御願い致します。此度び主謀者であります処の高山新一事竹内利明が逮捕されて事の眞偽が明白にされたのであるものと私は確信致します次第でありますが何卒一度裁判長殿の職権を以て名古屋地方検察庁高田検事殿に一度審問を御願い致します、右の係官高田検事殿に審問下されば詳細はよくなり又明白に相成るものと心得ます次第であります。

特別注意閲覧下さい。

証人宮本一郎及び早部庄市両人に右記載の事由御願い致します。

昭和二十四年六月十二日に大関屋へ吉田金次郎並びに高山新一事竹内利明其の外一人三人を案内致したが如何否の点は審問御願い致します、昭和二十四年六月十六日に三人が一ノ宮市へ御茶の行商の帰りに大関屋へ夕食時に入り大関屋の主人に前に保証致した飲食代金三千五百円也を大関屋の主人公から請求を受け吉田並びに高山新一其の外一人若者と三人の者に六月十六日に大関屋主人から私から飲食代を請求して呉れと依頼を受けた事実があるが如何否点又六月十六日夜七時頃に大関屋へ夕食時に来た時相手の高山新一並びに吉田金次郎その外一人三人に向つて大関屋の飲食代金を請求致した処

が今夜以前に商用取引関係の貸金を支払つて貰う事になつて居るから一緒に行つて呉れと高山新一及び吉田金次郎両人が林堅太郎に頼んだが如何否点、而六月十六日夜八時三十分頃に早部及び宮本一郎岡村幸七の三人が行き逢つた時田中健吉が高山新一に対し金一万円位の包を手渡した処を目撃致したが如何否点、又私が進駐軍製の茶色眼鏡を掛けていたか如何否点又吉田金次郎及び高山新一の自宅へ行つた事があるか如何否点、右の両人に証人審問下されば一切の事が明白相成ると確信致します次第であります。以上を以て致します恐喝事件の申立を終り。

(2) 恐喝未遂事件に付申立ます。

私と箕田吉市君との関係を申述べます、昭和二十四年二月中旬頃に箕田氏は岐阜縣墨俣町に私の店で喫茶店が一軒ありますし、其処の店へ丁度三月中旬頃に箕田吉市氏が遊びに入つて来て茶を飲み乍ら私と商売の話を致しました処が大変に箕田氏は商売の事が詳しいので私は丁度その当時岐阜縣笠松競馬場内に私の出張販売店が二軒ありましたが、私は余り商売の方の事は余り詳しくないので箕田氏は良く商売の内容を御世話して貰つた事があります。其の関係で再三私の墨俣町の喫茶店へ良く遊びに来て呉れました、その後それが縁となりその以後知合いになりました次第であります、箕田君はその当時私が記載の処に居住致していました岐阜縣墨俣町不田相平と申します家に居住致し箕田君は不田相平の三子娘が箕田君の妻になつていました私の処へ良く箕田君は妻君と一緒に私の墨俣にある喫茶店へ良く遊びに参りました。その以後は大変に仲も良く交際致していました丁度同年三月中旬頃に箕田氏と夫婦喧嘩口論致しました箕田君はそれが原因で家出致しまして岐阜に来て居りました、彼はその当時此れと言う仕事もなく毎日遊んで居りましたので私の笠松競馬場にある売店へ適に補助して貰うた事があります、其の後私が墨俣町不田相平の家へ行き妻君と逢つて喧嘩の事情を承りますと些の事でありましたから私が中裁に入り夫婦の仲直り致した事があります、其後箕田氏は墨俣町の妻君の処へ帰りましたその後箕田氏は暫くの間だ私の処へ顔を出しませんでしたので其の後如何して居るか私は一度尋ねて見る心持で居まし

たが私もその後は大変に競馬場の事で多忙でありましたので一度御伺する暇もなく其の儘になつていました、その後丁度北方競馬場がありましたので私は売店の打合せがあり、その為に競馬場へ行く事と相成り昭和二十四年七月二十五日より岐阜縣北方競馬場内に私の売店がありますので同日私の司法保護会から四、五人の売子が出て出張販売を致しますので其の指揮を致していますと丁度十二時頃と思います、私が昼食をする為場外に出で一寸の留守中旧友で箕田氏が来た事を私の処の競馬場内売店取締係員で名和正一君から聞かされました、何用で来たかと名和君に尋ねますと箕田君は亦た今一度来るから林堅太郎氏が帰つて来たら其の由を伝言してくれと名和君に言うて箕田氏が帰つた事を聞かされ私は何用かと不思議に思つて居りました其の翌日二十六日午後一時頃北方競馬場に私が居りますと其処へ箕田君が来て昨日に来たが会う事が出来なかつた旨を私に伝えますので私は用件はと聞きますと、此処では話が出来にくいと言いますので箕田が一緒に一寸外へ出て呉れと云いますので私は色々と販売の方が多忙でありましたが仕方なく同行しますと競馬場から三、四丁余り行つた処で箕田に亦だかと尋ね乍ら用件の事を聞きますと箕田はあと一寸行くと私の知合で安藤伊佐男という人の家があるから其の家迄行つて呉れ詳しい話は其家で話すと云いますので一緒に行きますと料理屋が一軒ありました箕田は其の箕田氏が奥の座敷の寝間に書寝を致して居ました安藤伊佐男さんを起して箕田氏が私を呼びますので奥の座敷の間に上つて居ますと箕田氏が初対面の安藤伊佐男と申しますと言うて私に紹介致して呉れました、其処で箕田氏と安藤伊佐男さんとの関係を申しました。箕田氏の話では伊佐男さんと四十日位前に知合になつた色々と金の融通など御世話して貰つた関係からそれが縁となり只今仲良く交際致して居ります、先般伊佐男さんから色々事件の話は承つていましたが色々と考察致しますと私ではいかぬと思いましたから林堅太郎君を御願して来たから安藤伊佐男さんから良く話して呉れ乍ら又安藤伊佐男さんには近中に金の融通の義理もありますので伊佐男さんから依頼を受けました話の相手方の処へ行つて見る積り

でありました私より林野太郎さんの方が都合がいいと思いましたので同日北方競馬場へ行つて頼んで来ましたからと申し安藤伊佐男に向つて先日私に伊佐男さんから依頼を受けた事件に付き私より伊佐男さんから詳細良く話して呉れと箕田氏が申しますと安藤伊佐男さんは私に大変に多忙中の処恐れ入りますと御礼を申述べ乍ら事件の内容を私に申述べましたその当時安藤伊佐男さんが私に申述べました事実を記載致します何卒右の点御推察下さい。

私が右の事情を捜し求めて行つたのでなく箕田氏に無理に伊頼を受けて已を得ず安藤伊佐男さんの処へ行つた点を含味参看下さい御願い致します其処で安藤伊佐男さんから話を承る事になり事件の内容を私に話して呉れました伊佐男さんが申しますのには自分の叔玄孫にあたる人で安藤庄市と申します人が帳阜縣本巣郡般木村に居るが実は近中に本巣郡川崎村に居る若園茂と申します家に盗難があつたので若園茂は捜し求めていたが何方から捜し尋ね自宅の盗難品が本巣郡般木村の安藤庄市の自宅に匿してあると若園茂が北方警察署へ届出たので岐阜縣本巣郡般木の安藤庄市の自宅を家宅捜索をした其の結果若園茂が盗難にあつた当時の盗難に間違ない同じ縞柄の袴のたれが出たので若園茂は自分の家の盗難を受けた品物に絶対に間違ないと証言したので北方警察署へ引ばられて非道い目に遭つた其れが為め安藤庄市弟の婚約及び結納も結着になつたのが破談になつてしまつて大変な損害を被り亦た自分達の名譽迄で毀損を受けたので私は本巣郡般木村の兄の処の家は居住をする事とが出来ぬから家出する積で叔父さんに相談に来たと言うので私が安藤庄市の弟を慰めて帰しましたが只今叔父の立場から考えても誠に残念に思いますと私に申述べました、伊佐男さんの処へ度び〳〵飲みに来る人で岐阜警察署へ勤務中の警部さん事件の事情を話しますと、その警部さんの言うには行為は名譽毀損を百万円位は要求して取る事が出来ると私の処へよく飲みに来る警部の人が言つていましたから二、三十万円位は賠償として要求して呉れと安藤伊佐男さんが私に申しますので私は一度安藤庄市君に逢つて話を聞かなくては引受ける事は出来ぬと申上げますと叔父伊佐男さんが私に只今一緒に本巣郡般木村の安藤庄市の家へ行つて呉れと申して隣の家へ行き自転車一台借用して

来まして私と箕田氏と伊佐男と三人が一緒に本巣郡般木村安藤庄市の自宅へ行きました処が私は安藤庄市の家の前の玄関の処で待つていますと箕田と叔父伊佐男と二人が安藤庄市君の家の中で庄市君と何か話合つて居ました処が叔父伊佐男さんが私を呼びますので庄市君の家の中に入つて行きまして私は座敷の上へあがつていますと叔父伊佐男さんが私に安藤庄市とその弟さんと二人を初対面の紹介をして呉れましたので私は二人の人に挨拶を終りますと庄市君は私に一寸と待つて居て呉れと申して表へ出て行き自分の家の前に朝鮮人の家に入りドブロク一升を買つて持つて来まして皆で飲で呉れと申し乍ら安藤庄市君が隣の村に盗難があつた為めに自分に疑を受けた話を私に申述べ乍ら大変に憤慨致して居る様な事とを私に言うので聞いて居ますと内容は前に叔父が申述べました事と同じでありました、其処で安藤庄市が私に向つて申しますのには若園茂の処へ行つて賠償として二、三十万円位は要求して呉れと申請致しましたので私は其処で叔父伊佐男さんに只今安藤庄市が申しました要求は私は引受ける事は出来ぬが、安藤庄市さんの弟の婚約が破談になり大変な損害を受けた事に付てのその気持は相手方によく伝えますが、それでいゝという事ならば一緒に同行致しますが如何と尋ねますとそれでいゝという事で話は結着致しましたので五人の者が若園茂の自宅へ安藤庄市君の案内で私と叔父伊佐男、安藤庄市の弟一人箕田と全部で五人が若園茂の自宅の玄関の処に待つて居ますと若園茂さんの妻君が出て来ましたので私は主人に会たいと伝えますと若園茂の妻君は私達に向つて一寸と待つて呉れと申して奥へ行き奥の寝間で書寝致して居ました若園茂さんを起して私達が来て居る旨を伝えたので若園茂さんが私達が居る玄関へ出て来ました、其の時に安藤伊佐男さんが若園茂さんに向つて此の度北方警察署へ訴え出た皆掛つて貴男の為に大変な損害を受け、その為に庄市君の弟の婚約結納結着致していた事迄も今度の件で破談になつたと叔父伊佐男さんが右の様な話を致して居ましたその傍観致していました安藤庄市が横丁から今度の事で自分の弟の婚約迄が破談になつたその損害だけでも二、三十万円余り損害を被つたのであるから三十万円位の損害は負担して貰わねばならないというので其処で私は若園茂さんに怖喝を抱えてはいかんと思い

ました、又その時に安藤庄市の処で馳走になつた酒がきいたとみえて玄関の横丁で箕田君が入墨の裸体を出して玄関の処の横丁に居りますので私は相手に怖畏を抱てはいかんと思いましたので若園茂に対し何時寧静な処はないかと尋ねますと若園茂は私を自分が晝寝していた寝間の処へ案内して呉れましたので私は相手方に私の名刺で岐阜市安良田町三丁目日鮮司法保護会林堅太郎と書いてある名刺を手渡して私は其処で本巣郡北方競馬橋に売店を出して居る者であるが先程に北方の競馬場へ箕田氏と申します男が頼み口で当自宅へ来る途中安藤庄市君の自宅に立ち寄り色々の話の内容は全部承りまして安藤庄市から依頼を受けて来たのであるが若園茂さんは只今如何に考えて居りますかと尋ねますと誠に私の早計であり誤解であつた、その御詫びの示に二、三万円位は出すから私に話して呉れと申しましたが私は其処で若園茂さんが只今玄関の処で聞いたとおり安藤君達の希望が余り大きいから私では話の解決がむづかしいから本人同志で話した方がいゝと思うから相互が一度話なさいと申上げて私は帰る支度を致しますと若園茂さんは突然に窓口の処へ塞がり私の洋服の先を摑取り是非と申しましたが私は只今競馬場の売店の方も其の儘になつていますから、此の話は私は辞退させて暇を頂戴して出掛る支度を致しますと私の洋服の先を亦だ摑取り敢えて私に歎願致しますので其処で私は若園茂さんは皆が居る玄関の処へ行つて若園茂からは金額の事は言わずに私も近処にソ連引揚者であるから事情も明り解らずに早計の為誠に迷惑を掛けて誠に申訳がないと申上げて安藤庄市及び安藤伊佐男さん達が居る処へ行つて謝つて其の詫びの心持の示に包金で御詫び申上げるから是非此度の事件に付き御許下さいと若園茂さんから申述てみては如何かと私は申上げました処が若園茂さんはでは私も皆が居ます処へ一緒に行つて私も頼んでくれと申しますので皆が玄関の処に待つて居ます処へ行つて安藤庄市、叔父伊佐男さん両人に私と若園茂と二人が行つて私は二人に向つて若園茂さんが前に申しました意味を伝えました処が若園さんが謬りであつた事が解つたから謝るというならば其れでいゝと言う返事でありましたので私は皆の居る処で若園さんに私は尋ねました御詫びの包金はいつ頃がいゝかと問合ますと若園さんは安藤庄市君に向つて七月三十日に手渡す

から来て呉れと申上げていましたから話の解決は済んだので皆で安藤庄市の自宅へ皆が引揚て安藤庄市が亦向の家へ行き酒を一升買つて来まして皆で飲んで呉れと申述べましたから箕田吉市及び叔父伊佐男及び安藤庄市の弟さんと庄市君と五人で飲んで別れました其の後私は七月三十日朝九時頃に安藤庄市家宅へ行きました丁度庄市君が私の来るのを待つて居ましたから庄市君と私と二人が本巣郡川崎村若園茂さんの家へ行きました処が突然二人の男が出て来ましたその二人は北方警察署職員でありました突然に私に向つて同行して呉れと申しますので如何なる理由かと訊問致し居ますと二人の内一人の職員が若園茂さんを呼出して来て此の人でありますかと若園さんに職員が訊問致しました処が若園さんは金の要求致しましたのは、此の人ではありませんと申述べましたので私は其の場で逮捕されずに安藤庄市君だけが逮捕されて行きましたので其の旨を安藤庄市の家に行き叔父伊佐男さんに其の意味を伝えました処が、其れは大変だから私と一緒に北方警察署へ一緒に行つて話して呉れと申しますので安藤伊佐男と一緒に北方警察署へ一緒に行つて係官に逢つて話を申述べ不拘束で私は帰つて来ました次第であります。第一審判に於て安藤伊佐男さんが証人の時に右の前文に書いてあります通り公廷に於て証言致していますから点を含味参看下されます事を御願い致します。又私が若園茂と奥の寝間に行き私と話をして居ました時に若園茂さんの玄関の前に箕田が暖い為め半裸体で居ました箕田吉市君が私と若園茂さんと話して居ました事の内容は良く箕田吉市君が知つて居ますから誠に手数掛けますが一度是非共職権により証人審問を御願い致します。又昭和二十四年七月二十六日に若園茂の自宅へ逮捕に参りました警察職員であります。此の二人の者に一度審問下されましても私を逮捕に行つた時若園茂さんが林堅太郎には何の関係ないと申述べたか如何否点に付き是非共一度審問下さい御願い致します、恐喝未遂事件に付きこれを以て上告致します。

傷害事件に付き申立ます。

私儀と原玄徳との関係を申上げます、昭和二十四年六月十七日に於て右日鮮司法保護会事務所に於て原玄徳に対し縁を

切り乍ら日鮮司法保護会の名でお茶の行商をするとは不都合だと憤慨し手拳で同人の背部等を殴打しよつて同人に全治十日間の要する傷害を与えた事由を申立てます。

私は昭和二十四年六月二日頃と思いますが私が愛知縣一ノ宮市起町と申します処があります、其処に私の知合で東清と申します男が居ります。丁度六月二日頃と思います一寸と東清君に用事がありましたので私は東清君の家を尋ねて行きました丁度東清君は家に居りましたので色々と世間の話を致して居りますと其処で東清君が私に是非共も願いたい事があるが聞いて呉れるかと申しますのには実は近中に私の処で楽団を頼みたいと、東清君の申しますのには実は近中に私の処で楽団を頼みたいと思うが私は楽団の事に付いては余り詳くないのと又一人も知合がないから林堅太郎君の方で何処かに知合いがあつたらと是非頼のんで呉れと言うので丁度私の知合で沢田楽団という者が岐阜に居る其の楽団ならば知つて居るが、それでもよいというならば頼んで遣つてもいいが如何かと尋ねますと東清君はその楽団でいいと言う事に話が結着致しまして其処で東清君と一パイ飲む事に相成り私と二人りで飲んで居ますと私達の傍観致して居ました原玄徳と申します男を私に東清君が紹介致して呉れ乍ら東清君の話によりますと四、五年前から友達でありますが最近名古屋の刑務所を出獄した者でありますが只今原玄徳の家には子供が二人居る妻も居るが刑務所から出て来たというので何処も採用して呉れず誠に困つて居るから林君の日鮮司法保護会の会員にして司法保護会のお茶の行商を遣らして呉れと申しますので私は暫く考えて居ますと再び東清君が私に申しますのは原玄徳の事は絶対に責任を負うからと申しますので其処で私は東清君に私一人の取計では ゆかないから一度会長に良く相談して見ますから暇がありましたら一度私の処へ尋ねて来る様に申上げて私と東清君と別れて私は自分の家へ帰つて来ました其の後七、八日目に原玄徳が私を尋ねて岐阜市安良田町三丁目司法保護会の事務所へ尋ねて来ましたので原玄徳に私は逢つて事情を聞きますと只今仕事がなくつて大変で喰べるに困つて居るから是非とも司法保護会のお茶を行商に遣らして呉れと申しますので私は原玄徳を司法保護会の会長に私が紹介致しました原玄徳から自

分の家庭の状態を申述べ又私も会長によく頼んで遣りました、その結果会長さんも承諾致しましたので原玄徳に一ノ宮市の方へ責任を持つて遣つて貰う事にしては如何かよく林君と相談して見るという事になり其処で私と会長と二人で決めて原玄徳を一ノ宮市の方にお茶の行商を遣つて貰う事に話が結着致しましたので一番の内はお茶を金額金四千円余り貸し与えました、その後司法保護会へ日に一度は出入り致して居ました約四、五週間余りお茶を行商致して居ましたが、或日私の処へ来まして申しますのには司法保護会と縁を切つて呉れと申しますのでは其処で君が縁を切つて呉れと望むならば何時でも縁を切つて遣るが其の後は君は何を遣る積りかと尋ねますと一ノ宮市起町に以前厄介になつて居ました賭博親分の処へ帰り其処で以前に遣つていました賭博を遣る意志でありますと私に申しますのでその様な仕事を遣るならば縁を切る事は駄目と申しますと、その日はそれで帰りましたから三、四日目の午後二時頃に司法保護会に来まして是非とも縁を切つて呉れと申しますので私は原玄徳が真面目な仕事を遣るというならば何時でも縁を切つて遣ると申しますと今度は自家へ帰り真面目な商売を遣る様に話が結着致しましたから縁を切つて呉れと申しますので司法保護会と原玄徳との縁を切つて遣りましたのであります、其の後度び〳〵一ノ宮市にお茶の押売があるという電話が度び〳〵司法保護会の事務所へあがつてくるので私の方も大変に困つて居りました私は司法保護会部員達にも良く言い聞かし絶対に押売はしてはならない事を堅く申述べてありましたので、その当時に保護会に居ります部員でない事は解つて居りましたが何方と案じていました丁度六月十三日に一ノ宮警察署の方からお茶の押売があるので誠に困るから日鮮司法保護会で捜して呉れと依頼の電話があつて来ましたので私は六月十四日朝に全員を集めて一ノ宮警察署から電話がかかつて来た其の意味を全員の者に証明致し一ノ宮市の方面でお茶の押売を遣つて居る者を一日も早く捜索する様に全員申上げてありました丁度六月十七日に私の処に居ります部員で前田文夫と申します男が居ました。此の男に外務の方の事は全部責任を持つて貰つて居ました六月十七日に私から前田文夫君に命令で一ノ宮市の方面に行つて司法保護会の名前

を語つてお茶の押売りを遣つて居る犯人を捜して見て呉れと前田文夫君に依頼致しました丁度二人の部員をつれて一ノ宮市へお茶を持つて行商に行き何処へ行きましても近所にお茶を買つたばかりであると言う人が多く、又或る処は大変に押売が来て困るというので押売に来る人間の人相を尋ねて綜合致しますと以前に司法保護会に居た原玄徳に間違いないと思いました事の其旨を六月十七日午後四時頃に安良田町事務所で聴きましたので私は若し原玄徳を見つたらつれて呉る様に命令でありました、当日の晩六時三十分頃に原玄徳が通りますのを司法保護会の事務所の中で前田文夫は見て原玄徳を呼び止めて司法保護会の事務所の中で前田文夫及び三好吉一及び松田その外三、四人の部員が原玄徳に向つて喧嘩口論致して居りました丁度その時に奥で私は夕飯を致して居ました。余り事務所の方が俄に騒ぎますので行つて見ますと原玄徳が居ますので如何かと尋ねますと前田文夫君が前文に書いてあります事情を申しますので私は原玄徳に尋ねますと絶対に自分ではないと申しますので其処で私些の事で憤慨致しまして手拳で同人の背部等を殴打し因つて同人は全治十日間を要する傷害を与えた次第であります、右の眞実に間違ありません何卒右含味お斟酌御願い致します。

第二傷害事件に付申立ます。

昭和二十四年五月二十五日に岐阜安良田町日鮮司法保護の事務所に於て些細な事で憤慨し石井重太郎の顔面を手拳で殴打し因つて全治七週間を要する傷害を与えた原因は石井重太郎が司法保護の事務所使用女事務員に私の不慮な事を申述べ女事務員を誘拐致し又不正不義な行為を致し又司法保護会の規則を乱だすので再々注意致しましたが聴き入れず、又司法保護会の会員が見習う恐れがありましたので已むを得ず私が石井重太郎を呼び司法保護会事務所の中で鉄拳の制裁を加えた次第であります。

第三事実の傷害事件に付申立ます。

昭和二十四年五月二十六日頃岐阜市玉宮町二丁目一番地中島屋旅館に居る女中中川みき子に対し平手で同人の顔面を殴

打し因つて全治約一週間を要する傷害を与えた件に付き申立てます、私は昭和二十四年五月二十二日頃と思いますが私の知合で沢田楽団を中島屋旅館へ紹介致しました関係で私は度び〳〵中島屋旅館の女中と逢う事があります。又私は中島屋へは一日に二回乃至三回余り行きます私が紹介致しました沢田楽団は私の処の専属の楽団であります、私と色々の打合がありますので良く沢田君をお尋ねる事があります、或日に私が中島屋へ沢田君を尋ねて行きますと奥の座敷で沢田君の内妻と中島屋の女中と三、四人一緒になつて皆がヒロポンと申します注射を打つていますので私は皆にそんな劇薬は身体に大変に害になるから止めなさいと注意致しました事がありますが其の後丁度五月二十六日午後二時頃に沢田君に用事がありましたので中島屋へ行きましたいつもいます座敷へ上つて行きますと沢田君は留守で沢田君の内妻がいました室の中を見ますと三、四人の女中と一緒に沢田君の内妻と皆でヒロポンと申します注射を打つていますので私は沢田君の内妻に大変に怒り、又中島屋の女中を呼出して奥の待合室に行き私は以前にも注意を致した筈だが亦君達はヒロポンの注射を遣つて居るのか止めなければ駄目ではないかと申し相手中川みき子の顔面を平手で殴打した事実に間違ありません。

上告趣意申立は此を以て終了致します。

私儀此の度被告事件に付き又取調の私儀の感想を申上げます。

何卒参考にて閲覧御願い致します。

第一事実の記載の中に高山新一事竹内利明が被害者自宅に行き彼自身の物の事の如く名刺を名和吉夫に差し出した事の事実に差し出した事の事実点を綜合致しまして彼自身は前以て恐喝致します意志が心の中で策謀が充分あつたものと確信致します、序て此の度び私が岐阜縣本巣郡川崎村の若園茂の自宅に於て私儀名刺で眞作明に記入された名刺を差し出した事から考観致しましても私は初めから恐喝の意志があつたが如何否点を御推察御願い致します。恐らく初めから恐喝の意志があり又心の中に策謀があつたものならば私自身の名刺は差し出さぬと思います。此の作成書は被告人の出来心の偽作

や偽言ではなく又分疏ではありません又偽行などの記載は此の作成書には絶対なく被告人眞実に行つた事であります。

私儀此の度被告人事件取調べに付き係官殿に眞実を陳述致しましたが、以前に私儀の前科があるが為に此の度私が裁判長殿に眞実を陳述致しましたが信用されず、私儀の所説は皆否認と認定されたものと確信している次第であります。併し当裁判所の職官にある人が皆とは申しませんが、半数は職官にある人は前科があると眞実の陳述致しましても以前にある前科を照し合せた其の結果今度も此の様な事件を遣つたであろうと認定する事は誠に我々前科者は何十数年経過後も右の様な目で我々前科者に対し眺めて居るとしたならば我々誠に情ない事と存じます、又一般職官にある人達が右様な眼で眺めて居るとするならば我々前科者は絶対に更生する事が出来ないのではないかと思われます、私は長年の体験の譬申しますが私は色々な修養者と長年の間一緒に生活致して居ます修養者達の審理は良く理解出来ます、本当に前科者を更生させるには私自身が修養者になつて修養を受けた者でなければ眞の修養者の心持は解る物ではないと私は堅く確信致します次第であります、又御恥しい次第でありますが私も前科者でありますが以前の前科の記録書を一覧下されましても一切の事が詳細良く解り得と存じますが、私程どうも酒の為に失敗を重ねて居りますので今度は社会の為に何か役立つ様な仕事を致し度く心得まして私は出獄色々考観の上で昭和二十四年一月十八日附を以て日鮮司法保護会を創立致しました次第であります。昭和二十四年の其の当時日本政府も前科者を更生させる設備もなく、又愛顧人もなく又感得人が尠少の為誠に気の毒な立場の人が多く又其の中には今度の戦争に行き帰つて見れば自分の家もなく父母も飯食を喰べる処なく極度に悪い事を犯し又起した者が多く彼には寝間もなく大変に嘆く人も多く又前科も多くなるばかりで何処へ行つても何方も温厚手を指し伸す人もなく、又ヒロポンと申します注射を打つては人に喧嘩口論致し其の結果は其の劇薬のヒロポン注射の為に犯罪を犯す、其の原因が多くなりつつありました当時であり私は此の時に私が修養を受けた当時の御詫びの示又は社会で嘆く人の為め又前科者の為めに煩悶致して居る人の為めに又社会の為に漸く決心を定め名古屋刑務所並びに岐阜刑務所から

ら出獄致します人で行く処のない人間を引受け其の当時全部で六十九名の者が岐阜安良田町日鮮司法保護に修養致して居ました又実に刑務所からの出獄人程手に此れという手に職もなく又彼には此れという適合する様な仕事もなく已むを得ず私が資金を出して御茶の行商を遣せ或者は石鹸を行商させ私は苦心惨澹の結果、前科者を更生の為に温厚手情心以つて皆の者を指導して来たのであります、何卒職官にある人様方は前科者も更生出来ます様に何卒御指導を私儀懇望以つて期待致して居ります次第であります。私儀此度の右様な事件に付疑を受けて昭和二十四年八月二十七日附を以つて身体拘束され今度は私の事件に付き公明正大なる解釈と公明正大なる裁判の裁決を賜下度く心得まして、此の度控訴致しましたが私儀が前に前科者である故に第一審判と同じ判断に因り此れを認定されたので已むを得ず上告致しました立場に相成りましたのであります。併し如何なる理由に因り控訴の時に控訴趣意書に右の事実内容を詳細良く記載されなかつたかと御推察される事と存じますが其の当時私は刑事被告人であり岐阜刑務所で修養中第三工場で仕事を遣つていました時控訴趣意書提出せよとの通知を受取り其の趣旨を伝え暫くの間控訴趣意書を書く期間を申請致しましたが、室岡戒護課長殿因り許可下されず已む得ず、第三工場で私儀仕事を遣り乍ら其の隙を狙つて書いて提出致した次第であります。又私儀が此の度の事件に付き眞実に否認を申述べているならば誠に御恥しい次第でありますが、私も初犯者の身上でもありませんからとうに刑期服罪致して居る者と信じます。何等右の記載点を情状酌量下されます事を御願い致します何卒此の度上告趣意書閲覧下され誠に忝く存じますが恭倹仁慈心恵以て閲覧下されます事を懇望以つて期待致します次第であります。

以　上

弁護人高野篤信の上告趣意

第一点　原判決は憲法第三七条第二項に違反する判決であります。

即ち第一審判決は

被告人朴夢漢は

第(一)　外一名と共謀の上昭和二十四年六月十四、五日頃岐阜市金宝町四丁目十一番地綿打直業名和吉夫方において同人に対し「君のグループの者が闇糸の取引をしたことで警察に留置されているが警察では闇取引した数量の半分しか判つていない、後の半分は[illegible]の倉庫内に隠してあることを確めたから少くとも三十万円出せばよし嫌といえば表沙汰にしてバラして仕舞うがよいか」と言つて同人を畏怖させ更に翌十六日頃右名和吉夫方に赴き同人、篠田一郎及寺島長作等に対し「昨日約束した金を整えたか、グズ〳〵しているとヤキを入れるぞ此の家を焼いて仕舞うドテツパラ蹴破つて仕舞うぞ」等といつて同人等を畏怖させ以て同人等から金二万円を喝取した。

と其他第(二)乃至第(四)の傷害と第(五)の恐喝未遂の犯罪事実を認定し被告人を懲役二年六月に処せられ之に対し被告人朴夢漢は控訴した処本件控訴を棄却するとの控訴裁判所は判決したのであるが、被告人は第(一)の事実に対しては第一審以来終始否認し剰え其の事実関係を明らかにする為証人高山新一の取調を控訴審に於て要求した処原審は其の要求を必要なしと却下されたが右は憲法第三七条第二項に反するものであります。

成程憲法第三七条第二項は被告人が請求する証人の中裁判官が不必要と思われる証人迄も必ず取調べなければならな

被告人　朴　夢　漢
林堅太郎こと

いというのではないということは判例のいう処でありますが、本件では被告人は終始否認を続けるは勿論右高山新一が被告人の氏名を冒用して犯行をおかしたものであると被告人は主張するのであるから右高山新一は最も重要な証人というべく、斯かる重要な証人を取調べざる原判決は全く憲法第三十七条第二項に反する判決というべきであります。（因みに被告人朴夢漢は此の関係を明にするため高山新一こと竹内利秋を名古屋地方検察庁に告発し目下同庁高田検事係に於て取調中なり）それを第一審に於て一度も高山新一こと竹内利秋の取調請求がなかつたという單なる理由で右証人調をしなかつたのを難することが出来ないというは全く事実の眞相を把握せざる判決であります。

第二点　原判決は判決に影響を及ぼすべき重大な事実誤認があります。

即ち第一審判決第㈤は被告人朴夢漢は昭和二十四年七月二十七日頃本巣郡川崎村字鹿栗若園茂方において右若園に対し「安藤宅を先日警察官が家宅捜索をした結果あなたの家の盗難品に間違いないと証言したので警察へ引ばられて非道い目に遭うたが此の事で名譽毀損で訴えると百万円位は要求することが出来るが近所のことであるから示談で話を解決する等と申向け若し右要求に応じないときは名譽毀損で訴え金百万円を要求するような態度を示して同人を畏怖させて示談金名下に金三十万円を要求したが警察官に通報せられ喝取の目的を遂げなかつたものである」というにありて被告人は控訴した処控訴棄却の判決がありましたが第一審の若園茂の証言によるも被告人が同人を畏怖させる様な言語動作を示したことはもなく、又被告人が同人を畏怖させる犯意があつたという証拠は何もないのでありますから前記の如き恐喝未遂の犯罪事実を認定することは出来ないのであります。

それを控訴審では証人若園茂の証言によれば被告人が同人に対し金三十万円の示談金を要求した事実が認められないわけでもないので事実誤認の廉も存しないと簡單に一蹴しておりますが、右判文上明らかな如く若園茂の証言では明白に被告人が金員を要求したとは判定し得なく、従つて有罪判決の要件には欠くるもの（有罪判決の証明なし）があり従つて此

点に付いては原審が無罪を言渡すべきであるに拘らず、事玆に出でず有罪を言渡したのは全く重大なる事実誤認というべく原判決は破棄相当と信じます。

以　上

昭和二六年(あ)第四四八一号

弁護人金子栄次郎の上告趣意

原審は被告人が外一名と共謀の上昭和二十四年六月十四、五日頃岐阜市金宝町綿打直業名和吉夫方に於て（省略）三十万円を出せば宜し、嫌なら闇取引を表沙汰にする旨云々（省略）と恐喝し同人より金二万円を喝取したる旨認定したる第一審判決（第一審判決の㈠の犯罪事実）を肯定し之れと同一の事実を認定して被告人の控訴を棄却したるが之れには該犯罪事実の有無に付被告人弁護人の申請したる証人高山新一こと竹内利明の取調を却下したる不法並に重大なる事実の誤認等の不法がある。

㈠ 右の外一名の共謀者とは竹内利明たること一件記録上明かである。共謀者は刑法上一体の如く取扱われて刑事責任を負わされるのであるから右共謀者竹内利明の取調を為さずに事案の審理裁判をすることは被告人の供述の半面を聴かずに裁判すると同様である。而かも右竹内により証明せんとする事項の内容は直接該犯罪事実の有無に関し且つ該犯罪事実に携つたことの最も密接の関係ある人であるから関連性とか重要性とかのあることは言を俟たないから事件の審理上最も必要の証人である。殊に後記㈡記載の如く前記事実に付明瞭でない点があるに拘らず原審がこの竹内証人取調の申請を却下したるは証拠調に関する裁判所の自由裁量の範囲を超越し恣意的専断たるを免れない。

右竹内利明は第一審の際には同人の所在不明であつた。第二審の際に至り其所在が判明したから同人を証人として其の取調を申請したのである従つて右竹内利明は該犯罪の案件に付被告人と共謀者でありながら第一、二審に於て一度も取調べられて居らぬのである。

林堅太郎こと

被告人朴夢漢

殊に該件に付有罪（訴因）を立証すべき検察官側の証人名和吉夫、同寺島長作は第一審裁判所に於て篠田一郎は警察署及検察庁で取調べられ其の各供述又は供述調書が証拠提出され居るのであるから被告人弁護人が其の反証即ち防禦の方法として右竹内証人の取調を申請したるに対し裁判所が既に右検察官側から提出された証拠の取調べにより事案は明かであり且、右防禦方法として被告人側の申請した重要性のある竹内証人の取調は其の必要なしとして、其の証人申請を却下したるは検察官側の証拠即ち有罪資料のみを取調べ被告人側の証拠即ち反証資料を取調べないもので不公平も甚だしい。殊に前示の如き重要性のある証人申請を裁判所が既に取調べた証拠（有罪資料）により事案は明かでありとし其の取調の必要はないというのは矛盾である。其の重要性のある証拠を取調べた上でなければ事案は明瞭であるか否か判らぬのであるから重要性の証拠を取調べないで事案は既に明瞭であるということは出来ない筈である。

㈡ 原判決は被告人及び其の弁護人の控訴趣旨を排斥する説明として「第一審判決の挙示する証拠によれば原判示（第一審裁判所の判示）を認むることが出来る尤も(1)原判示㈠の恐喝の点（名和吉夫に対する恐喝）に関する各証言が新説の様に其の軌を一にして居ない観がない訳ではないけれども証人田中事朴命道の所説の様な証言内容は証人名和吉夫同寺島長作の各証言及び篠田一郎の司法警察員並に検察事務官に対する各供述調書に於ける其の各供述記載に対比して十分措借が出来ない。結局被告人の威嚇に恐れて名和吉夫の受けた被害額は右各証拠に徴し原判決の様に認定し得るものと認められ（中略）又原審で取調べられた田中健吉の証言の内容に付ては既に、前の説示に於て触れた所であるが原判示の㈠の事実は同証人以外の原審挙示の各証拠によつて之を認めることが出来るのである。更に同証言中他の証拠に副わない点は原審に於て採用せざりしものなることが、充分窺い得られるから右朴命道の証言を挙示して右の事実を認定したことを以て直ちに原審の訴訟手続に於ける瑕疵とはなし得ない」と説示して居るが右田中健吉こと朴命道の証言を除外しては原判示（前同）㈠の恐喝事実中被害者名和吉夫から金二万円を喝取した事実、即ち被告人が右金二万円の交付を受けた事実を認めることが出来ないのである。此の点に関する原判決（前同）挙示の証拠は名和吉夫、寺島長作、篠田一郎、朴春夫（田中健吉除外）であるか。

証人名和吉夫は第一審第二回公判廷に於て右の点に付前略結局金を四万円出すことになり其の内寺島が二万円篠田と私が各一万円宛出すことになり、始め寺島がそれを立替えて出したのです其の金は田中に渡したことは知つて居るがそれが林に渡り居るや否や知りませぬと供述し居り（第一審第二回公判調書中右証人の供述記載引用）

証人寺島長作は同第五回公判廷に於て昨年（昭和二十四年）六月林堅太郎こと朴夢漢に金二万円を渡したことあり林に直接渡したのでなく田中健吉を通じて渡しました金は一度に渡したのでなく、其の日と翌日とに渡しました田中は酒でも飲ませねば済まないと云うので其の晩篠田一郎が田中に一万円渡し其の外に翌日篠田一郎が田中に世話になつたというて一万円田中の家へ持つて行つたのです始めに渡した一万円は田中と林と一杯飲む為であります。と供述し居り（同第五回公判調書中右証人の供述記載引用）

篠田一郎に対する司法警察員及検察事務官の供述調書には前略、田中が仲に入り林と直接話合つた結果二万円出して呉れんかとの話でありましたから寺島さんとも話合つて林に二万円出すことにし田中には同人が子分七、八人も連れて来て呉れたのだから其の礼として二万円渡すことにし都合私等の手許で四万円出すことになり寺島長作二万円私と名和が各一万円宛割前を出したのである林は田中より其の金を受取つたと思う旨の供述記載がある。

右の内証人名和は其の金は田中に渡したことは知つて居るがそれが林に渡つて居るか否か知らぬと云うて居るのであるから、之により林に金が渡り居ることを認むるに由なく又右証人寺島は田中に林と一杯飲む為に渡した金は直接林に渡したのでなく田中を通じて渡したと云うて居るのであつて、而かも同証人は其の晩一万円を田中に渡し其の翌日田中に世話になつた御礼に田中に一万円渡した。右晩の一万円、即ち始めに渡した一万円は篠田一郎か田中に渡したと云うて居るの

であるから其の金が田中から林に渡したか否か知る筈がないのである。

右篠田一郎の供述調書中林は田中より其の金を受取つたと思う旨の供述記載はあるが、之は同人の実験したことでなく又実験したことから推測したことでもなく田中健吉からでも伝聞したのか、或は同人の單純なる意見か不明であるが孰れにしても右供述の根拠を述べて居らぬから其の証明力は頗る薄弱であつて、之により田中が林に右金を渡したことを認定することの出来ないものである。

唯だ証人新井健太郎こと朴春夫は第一審裁判所第九回公判廷で前略田中が証人に一杯飲みに行かんかと云うたから飲みに行つたが朴夢漢こと林堅太郎は飲みに行きません、私と高山、田中と外四、五人が行きました田中が朴に一万円か一万五千円か知らぬが徹明通の交叉点の所で金を渡したことは見て居りますと証言し居るも（右九回公判調書中右証人の供述記載引用）

右は寺島長作が田中健吉に林堅太郎と一杯飲んで呉れというて渡した金であつて林が名和吉夫から喝取したと称する金は右一杯飲んで呉れと寺島が田中に渡した金以外にないことは前記引用の各証人の証言篠田一郎の供述調書其の他一件記録により明らかである。

林堅太郎に飲ませることを主眼として田中が寺島から渡された金で右高山、田中外四、五名の者が岐阜市柳瀬通、モナコカフエー店で一杯飲んで居ることも一件記録上明白である。林に一杯飲ませる金が林が喝取したという金になるのであるのに其の林が右の者等と一緒に右のカフエー店へ飲みに行つて居らぬと右朴春夫が供述して居るのであるから其の金は林に渡されて居らぬものと見ねばならぬ。一杯飲ませる金が喝取金で、飲ませることが喝取と重要の関係があつて喝取、即ち飲ませることの様な関係にあるのに林は飲みに行つて居らず、他の者丈けが其の金で右店で飲んで了つたのであるから林に其の金が渡つて居らぬものと見るのが事理の当然である。此の点に付前記の如く原審で証拠から除外された田中健

吉は第一審第八回公判廷で寺島から受取つた金は高山新一（竹内利明）に渡したのでなく林堅太郎に間違いなく渡しました林と一緒にカフエー店へ酒を飲みに行つたことも間違いありませんと供述し居るが之は嘘ではあるけれども道筋は通つて居るのである。

以上説明の如く右朴春夫の証言は前後矛盾して道筋通らず証明力なきのみならず林堅太郎が右カフエー店に行き居らぬことは現実の事実であるから一杯飲む為の金も林に渡つて居らぬのである。

然るに原審が前記田中健吉の証言を除外しても朴夢漢こと林堅太郎が名和吉夫から金二万円を喝取したこと、即ち金二万円の交付を受けたことを認めた第一審判決を是認し之と同一の事実認定を為し得るとしたのは不当に事実を認定したものである。

猶前記各証言や供述と田中健吉の証言を綜合しても田中が林に渡したという金額は一万円しか認められず二万円渡したという証拠はないのである。

原判決には以上の如き不法がある右は孰れも判決及刑の量定等に重大の影響を及ぼすべきものであるから原判決を破棄し更に相当の裁判を求める次第である。

以上

昭和二六年(れ)第二三九九号

判決

本籍並びに住居　千葉県長生郡東浪見村東浪見一四四番地
農業（元千葉県吏員）
長谷川忠之
当四四歳

本籍　同県海上郡旭町二丁目二〇二八番地
住居　同県同郡嚶鳴村江ヶ崎一六五〇番地
会社員
斎藤信太郎
二九歳

右被告人長谷川忠之に対する収賄、被告人斎藤信太郎に対する贈賄各被告事件について昭和二六年六月一三日東京高等裁判所の言渡した判決に対し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主文

本件各上告を棄却する。

理由

被告人長谷川忠之の弁護人樫田忠美の上告趣意について。

被告人の本件収賄行為につき原判決を仔細に検討するに、連続犯の規定の適用がなくなつた、昭和二二年一一月一五日以

三月四日判決　昭和二六年(れ)第二三九九号

後の各収賄行為は、贈賄者、収賄の日時、場所、賄賂の種類、金額等においてそのいずれかに差異あるため、他の行為と明かに区別し得るものである。そしてこれらの犯行を包括一罪と認むべき特別の事情は全然うかがえない。してみればこれらの犯行を併合罪として認定処断するは、経験則上むしろ当然であつて、この点に関する原判決の判断は正当である。所論引用の判例は本件に適切でない。論旨第一点はそれ故に理由がない。論旨第二点は、量刑不当の主張で、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

被告人斎藤信太郎の弁護人荻山虎雄の上告趣意について。

所論検事の聴取書中の被告人の供述記載につき、所論の如き被告人の弁解がなされたことは記録上明かではあるが、唯これだけの理由で、右の供述が強制による不任意のものとはいえない。所論斎藤証人の証言は原審の採用しないものである。そして記録を調べてみても、右検事に対する被告人の供述が不任意と認むべき形跡はうかがえないから、論旨第一点の違憲論は前提を欠くもので採用することができない。論旨第二点は、事実誤認の主張で刑訴四〇五条の上告理由に当らない。その他記録を精査しても、各被告事件につき刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴施行法三条の二刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年三月四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二六年(れ)第二三九九号

被告人　長谷川　忠之

弁護人桴田忠美の上告趣意

第一点　原判決は左記最高裁判所の判例の趣旨と相反する判断をした違法があるから刑事訴訟法第四百十条第一項により破棄を免れない。

左　記

窃盗被告事件（昭和二四年(れ)第二九七号、同年七月二三日第二小法廷判決　破棄差戻　判例集第三巻第八号一三七四頁）

判決要旨

原審の確定した事実によると被告人は長男富雄と共謀の上、昭和二十二年十二月十四日午後十時頃から翌十五日午前零時頃までの間三回にわたつて栃木縣塩谷郡喜連川村大字鷲宿字堀ノ内所在喜連川農業会鷲宿（第四号）倉庫で同農業会倉庫係坂本勝彌保管の水稲玄米四斗入三俵づつ合計九俵を窃取したものであるというのであつて、原審は右事実を併合罪として処断しているのである。ところが右三回における窃盗行為は僅か二時間余の短時間のうちに同一場所でなされたもので、同一機会を利用したものであることは挙示の証拠からも窺われるのであり、且ついずれも米俵の窃取という全く同種の動作であると認めるのが相当であつて、原判決挙示の証拠によるもそれが別個独立の犯意に出でたものであると認むべき別段の事由を発見することはできないのである。然らば右のような事実関係においてはこれを一罪と認定するのが相当であつて、独立した三個の犯罪と認定すべきではない。それ故原審が証拠上別段の事由の認められないのに拘らず、右三回の窃取行為を独立した三個の犯罪行為と認定したことは実験則に反して事実を認定した違法である

といわなければならない。この点に関する論旨は理由があり原判決は破棄を免れない。

原判決が被告人長谷川忠之の所為に関し有罪と認定した事実は

「被告人長谷川忠之は昭和十九年から千葉縣経済部食糧課（後に農林部食糧課）に技師として勤務し、甘藷、馬鈴薯、澱粉等の割当配給等に関する事務を担当していた者であるが、別表に記載したとおり昭和二十二年四月頃から昭和二十三年十月頃までの間前後三十回にわたり、千葉市内その他で被告人古賀尙ほか二十名の者から同人等が澱粉の配給に関し便宜の取計らいを受けたい趣旨で供与するものであることを諒承しながら現金合計四十万千円及びガラス一箱、洋服生地合計三着分、煙草セット一組（価格合計二万六千五百円）を受け取り、もつてその職務に関し賄賂を収受したものである。」

というにある。

而して原判決書の擬律の部分を見ると

「被告人長谷川、同古賀の所為及び被告人池田の贈賄の所為中それぞれ昭和二十二年十一月十四日以前の刑法第五十五条により連続一罪として処断すべきものである。そして被告人長谷川については右の連続一罪とその他の罪とは刑法第四十五条前段の併合罪の関係に立つから、同法第四十七条第十項に従い前記同法第百九十七条第一項前段の刑に法定の加重をした刑期の範囲内で同被告人を懲役一年六月に処し」

と説明しておる。

即ち昭和二十二年十一月十四日以前の長谷川忠之の収賄の部分は刑法第五十五条を適用し連続一罪として処断すべきものであり、爾後の各収賄の所為は刑法第四十五条前段の併合罪の関係に立つものの如く外観上認められるも、仔細に収賄行為者の意思、賄賂を受け取りたる所為、その結果及び各所為が何れも短期間内に行われた事実等を観察すれば、同法第

五十五条の削除された今日においては何れも各所為がわが大審院の判例により認められ、実務家においてこれを信じて疑わなかつた包括一罪の観念に照し一罪として処断されねばならぬものである。前半が連続一罪として認められその後半が包括一罪として認められるものならば、その前半の連続一罪は後半の包括一罪中に包含処断されるべきものであつて、連続一罪と包括一罪との二個の併合罪として併合加重を受け重く処断されるべきものでない。

そもそも包括一罪の観念は現行刑法に規定された第五十四条第一項前段の想像上の俱発、同条第一項後段の牽連犯及び最近削除された同法第五十五条の規定が設けられてなかつた旧刑法の施行されていた時代よりドイツ刑法の犯罪の単複、確立に関する学説の影響を受け、犯人の意思状態、挙動及び各挙動と挙動との間が短期間であること及び犯罪の結果等を綜合考覈して各挙動を包括したるものを以て一罪と解する観念をわが大審院において採用し、爾来最高裁判所の判決においてもこれが観念を継承し前示の如き判例を公示されており、実務家はこれが正当性を疑わないのである。

最近に至り刑法の一部を改正する法律により刑法第五十五条が削除されたとはいえ、常に客観的犯罪現象のみを見て爾今当然に各個の所為が独立した併合罪として認めねばならないと解するものがあるならばそれは包括一罪の観念を抹殺してしまつた謬りの判断であるといわねばならない。

包括一罪の考え方は旧法時代から認められておつたが現行刑法が制定されるに及んで刑法第五十四条、同法第五十五条等一罪として処断する特別規定を設けられたため、旧刑法時代の包括一罪の考え方のうちか想像上の俱発牽連犯、連続犯の場合は自然に除外されることとなつたのは当然の結果であるといわねばならぬ。而して刑法の一部を改正する法律により連続犯（刑法第五五条）が削除されて旧法の昔に帰えされたこの部分は包括一罪の観念を持つて取扱われねばならぬものとなつたのも当然の帰結であるといわねばならない。もつとも犯人の意思、挙動、結果、各挙動間の日時の長短の如何により或場合は併合罪と判断され或場合は包括一罪と観察されねばならないが、この区別の分るところはわれわれの

実験則に照しその何れに妥当性ありやを見出し判断をなすべきである。然らざれば単に客観的外形の事実のみにより意思状態の如何を顧みず常に併合加重を受け、より重く処断される不合理を生ずる。

例えば前掲判例の場合にこれが三個の挙動を個々別々に犯罪成立するものと見て三個の窃盗の併合罪と認めるものならば、法定刑は十五年以下の懲役刑の範囲内において採量されることとなるが、これを包括一罪と認めるならば懲役十年以下の法定刑の幅のうちにて刑罰が裁量される。同一意思の発動の結果この倉庫内にある物資を一度に窃取した場合と発覚を虞れて三回に搬出したる場合とにより刑罰を増減する理由は発見されない。

これを本件被告人長谷川忠之の収賄事件の場合に当て嵌めて見ると、同人は千葉縣経済部食糧課の技師として甘藷、馬鈴薯等の割当配給事務を担当中昭和二十二年四月頃から同二十三年十月頃までの間前後三十回にわたり同人の監督のもとに澱粉の配給に関し、便宜の取計らいを受けたいと思う人々からその趣旨を諒承して現金四十万円一千円外数点の物件を受取りたる場合においても同一日にこれを貰い受けたると短期間内に分割して貰い受けたるとを区別し、後者ならば併合加重して重く罰せねばならないとする必要がどこから出て来るか、同一犯意の発動がありこれが収賄するとの意思が引き続き生起展開して行くのであり、その主観的状態を参酌すれば全く両者同様の法定刑の範囲内で公平に処断されねばならぬものである。

これ前掲最高裁判所判例の趣旨に照し毫も疑いなきところである。既に後半が包括一罪と認められる以上、前半の連続一罪と後半の包括一罪との二個の併合罪の成立を認むべきでない。それは刑法の一部を改正する附則第四項の規定のある に拘らず、犯人の主観状態と客観状態とを実験則に照して適当に判断するならば包括一罪はこれに先立つ連続一罪を吸収して一個の包括一罪と認めなければならない。このことたるや連続犯の規定の設けられてあつたときでもその連続を組成する先端の一所為が公訴時効にかかつていたと見られても最後の所為が時効にかからぬ以上はこれを包括的に観察し、最

初の挙動より終りの挙動まで時効にかからぬと認めることが条理であると同様に解釈すべきである。

畢竟するに刑法第五十五条の牽殺された今日においては各個の所為は常に併合罪を以て処断されるべきものと誤解し、包括一罪の観念を捨てて省みず間違つた判断をなしたものであり、それは正に最高裁判所判例の趣旨に相反するものであるから破棄を免れない。

小野博士連続犯と包括一罪法　参照。
曹時報第三巻第十号三三頁

第二点　原判決は刑の量定が甚しく不当であり、原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認められる場合に該ると思料されるから御職権御発動の上原判決を破棄すとの御裁判を賜わりたい。

第一　本件犯行の動機

被告人長谷川忠之は昭和十九年より千葉縣経済部食糧課に勤務し、甘藷、馬鈴薯、澱粉等の割当配給事務に従事していた。当時わが国は敗戦の混乱により道義地に落ち又極度に物資は不足し殊に食糧事情は悪化し遅配欠配等相ついでおこり物価は暴騰の一途を辿りつゝあつたが、一方官吏の給与は所謂民間会社のそれと較べて低位にあり生活は極めて困難であつた。

かかる環境の下にあつた被告人長谷川忠之は昭和二十二年四月頃より八月末までの間胃腸を害した上先血性黄膽症に罹り自宅で療養生活を続けていた。これと前後して被告人長谷川の妻もよも病気になり病床生活を続けねばならなかつた。

他方業者はかかる割当配給物資の確得に奔走しあらゆる手段を以てより多くの物資の配給を受けて利潤を追求しようとしていたところ被告人長谷川が人情に厚き人物であり、且つ割当配給事務を担当していたので被告人長谷川が病気にて療養中のことを聞き果物籠や菓子折を持参し病気見舞として届けられ後になつてその底には人に気付かれぬように現

金が入れられてあるのを後になり発見し、返却しようと思いたるも病気のためそのうちにと思いつつそのまま放置して預つていた。あるときは業者は被告人不知の間に被告人の事務室の机の抽出に現金を入れられ、又被告人長谷川の家がアイオン台風のため破損するや台風見舞としてガラス箱等が交付されたものもあり犯情極めて憫諒すべきものがある。

しかして被告人長谷川の収受した金額のうちには業者より課員の慰安費用として預つた金もあり、課長の暗黙の承諾を得て課員十数名と四万温泉又は福島縣下飯坂温泉等に二泊三日位の旅行をし、又は課員の慰安会を三回位開いており、その費用は全部で約七万円位支出しているも、そのことは他の人に迷惑を掛けては申訳ないと自己の胸裡に秘し黙々として独りで十字架を背負うておるものである。課長白井泰吉も又業者から洋服生地ウイスキー等の品物を貰い受け、本件の検挙の際捜索押収され検察庁の取調を受けたるも依願退職不起訴処分に処せられておる。上司に寛にして下僚に酷なる処置が行われてあり彼此権衡を失しておる。

又配給割当は業者からの申請書の一覧表を取纏め農林省からの通牒指令に基いて割当てたのであり、被告人長谷川は何等不公平の処置をなさなかつた。のみならず被告人には決裁権もなく上司の修正を受けたことも亦あつたことは第一審第十回公判調書中白井泰吉の証言に徴し明らかである。（記録一四五丁以下）

第二　被告人の素行、性格

被告人長谷川忠之は大正十四年に千葉縣立茂原農業学校を卒業し、昭和三年近衛聯隊に入隊したが病気のため三年間静養昭和七年より北海道庁の技手として勤務し、昭和十八年に千葉縣庁に転勤したのである。

第一審第十回公判調書中証人浅川泉、同白井泰吉、同長谷川泉等の供述を綜合すれば被告人長谷川は資性温良にして人から敬愛せられる人物であり担当事務に対し精励格勤であり、在職中は同僚間の評判も良く又出張所員等に対しても懇切丁寧に自分で手を取るが如くして指導し、又非常に責任感が強く一つ仕事の完成するまでは夜業も厭わずやり通すという熱心振であり、仕事を企劃的に処理し戦時中応召等により上席者が欠員となつたとき生ものを取扱う甘藷類関係の仕事は積極性がなければならないので、その適任者として推薦を受けて主任となつたことが認められる。

第三　犯後の情況

被告人長谷川は今回の事件を起したことを自省自戒し再びかようなことは致さないと決意し、郷里に帰り農業に従事し部落長として忠実に働きつつある。洵に改悛の情顕であると認められる。

しかして被告人は本件犯行により得た金のうち大半及び品物は没収され、それに四万八千八百八十八円五十銭を追徴されており何等の利益も受けておらない。しかるにこれに対し懲役一年六月の実刑を科することは年老いた母（七十六歳）と病身の妻を擁して生活の苦境に沈淪せしめ罪九族に及ぶという行き過ぎの刑罰であると信ずる。

以上詳論した如き特種の事情があるから御職権御発動して事実調査の上原判決を破棄せられ、被告人に対し相当期間刑の執行を猶予すとの御温情ある御裁判相成るよう懇願する次第である。

以　上

昭和二六年(れ)第二三九九号

弁護人荻山虎雄の上告趣意

被告人斎藤信太郎

第一点

原判決の認定した事実は「被告人は打出工業株式会社の専務取締役として千葉縣経済部食糧課技師である長谷川忠之に対し、澱粉の配給に関し便宜の取計らいを受けたい趣旨で昭和二十三年九月下旬頃千葉市吾妻町正木屋鰻店で現金二万円を交付し、もつて同人の職務に関し賄賂を供与したものである」というのであつて、右認定の証拠の中に被告人に対する検事の聽取書中の供述記載を引用している。なるほど本件被告人に対する検事の聽取書中には被告人が長谷川忠之より澱粉の配給に関し便宜の取計らいを受けたい請託趣旨の下に現金二万円を同人に交付した旨の供述記載があるのであるが、右供述は被告人の任意に供述した自白でなく強要された自白であるから証拠とすることができないものである。すなわち原審公判廷において被告人は該聽取書が作成せられた当時の模様について荻山弁護人の問に対し「検事さんがこうだろうこうだろうと言い一人で聽取書を作られた繪姿になり、私が違いますと申上げますとお前はそのことを公判廷で言え、今日はこの聽取書に印鑑を押せば帰すといゝました」荻山弁護人問「署名拇印は検事の前でしたのか」被告人答「検事は部屋を出てしまいもう一人の人が居りました。私はどうしてよいか判りませんでしたが今日はこの書類に印を押せば出してくれると言いましたので致し方なく署名致しました」――記録一七五五丁――というのであり、更にこの点に関し原審証人斎藤昌司は「検察庁へ行き武井検事に面会して――その日は釈放されると大森弁護士から聞いて居りましたので、斎藤信太郎も出られるかと聞いたら検事はあれは自白しないから考えもんです。と言うので皆が出られるなら出して貰いたい

と言つて東京へ帰りました」裁判長問「検事の取調の様子についてどのようなことを言つて居りましたか」斎藤証人答「その後数日経つと斎藤信太郎が釈放されたと聞いたので、も一度兄の処へ行つて会つたとき斎藤信太郎は検事の取調に対し台風の見舞としてやつたのに検事はこちらに関係なしにどんどん調書を書かせて行くので、途中で違うといつたらお前の言う通りにはなるものでない。言うことがあつたら法廷で争えばよいと言つて叱られたということであります。そして調印するときも署名出来ないと言つたら検事は怒つて席を立つて行つてしまい、いつまでもこうしていてはつまらないと思い検事のいない時に調印したと言いましたから、私はそういうことをやつてはいかんではないかと言つてやりました」と証言しており、更に荻山弁護人の問に対し同証人は「斎藤信太郎が調印しないと言つたら検事が激興して席を立つたということははつきり記憶しておるのです」――記録一七六五丁乃至一七六七丁――と証言しているのである。されば本件被告人の原審公判における供述並びに原審証人斎藤昌司の証言により本件検事の聴取書の作成された状況を考察すると、被告人は当時拘留中であり、検挙以来警察官、検事の取調に対し否認していたところ、自白しなければ帰宅させないという精神的圧迫を受け帰宅したい一心で被告人は自白したとみるの外ない。されば判示引用の証拠である被告人に対する検事の聴取書は精神的圧迫を加え供述を強制した疑があり、採つて以て証拠とすることができないのにこれを証拠としたのであるから原判決は憲法第三八条第二項に違反し破棄を免れない。

第二点

原判決判示の証拠中被告人等の供述を検討すると、原審公判において被告人は「、、、私共は千葉縣庁に行き書類の細かいこと等を教えて貰い個人的に懇意になつて居りました。それで長谷川さんはアイオン台風が来た際に家に被害を受けましたので気の毒に思い台風の見舞として差上げました。澱粉の配給割当に関してとかいうことは農林省が直接の機関でありますので長谷川に依頼して定るということはありません」――記録一七五二丁――と供述しており、相被告人長谷川

忠之も原審公判において「私はこの金品を職務に関し賄賂を収受したのではありません――斎藤氏からの現金二万円は台風見舞金であります」――記録一七四二丁――と供述しておる。そこで被告人等の弁解する金二万円也の交付収受が台風見舞として妥当であるか否かを具体的に考察してみると、被告人は原審公判において「資産は三千万円程であります」と供述しているように有数の財産家として知られ、且つ原審公判において取調べしたように常に諸方面に寄附献金している篤志家である。従つて友人相被告人長谷川忠之の家計豊かならざる際、アイオン台風の被害少からざるを聞けば之に見舞をするのは人情の機微当然の処置であり、金額二万円も被告人の資産並びに社会的地位に照らし相当の額といわなければならない。すなわち本件金二万円の供与は社交上の儀礼として違法性のないものであるのに拘らず、原判決がたやすく賄賂性を認定したのは罪とならざる事実に刑罰を科したことに帰着し、判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があり原判決を破棄しなければ著しく正義に反するものと思料する。

以上

昭和二五年(あ)第二一〇八号

決　定

本籍並びに住居　岐阜県武儀郡上麻生村二四一七番地ノ二

農　業

小　島　藤　八

明治二〇年一月一四日生

右の者に対する業務妨害被告事件について昭和二五年六月一四日名古屋高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

被告人の上告趣意並びに追加趣意は末尾添附の書面記載のとおりである。

論旨には原判決は憲法に違反するというが原判決のどの点が憲法の如何なる条規に違反するかを明示しないばかりでなく、所論の本件被告人の所為は自救行為であつて無罪であるとの主張は刑訴四〇五条所定の上告理由にあたらない。しかも判示の中島町子が判示の家屋を占拠するのは被告人の該家屋に対する賃借権を侵害するものであつても、被告人としては之が侵害を排除するためには須らく国家機関の保護を求むべきであり、自ら判示の如く威力を用いて同女の営業を妨害するが如きことは法の認容しないところといわなければならない。（原判決は本件について刑法三六条三七条の要件の具備する事実は認定していない）この点に関する原判決の説示は相当であつて論旨はとるを得ない。その余の論旨は結局被告人のした所

三月四日決定　　昭和二五年(あ)第二一〇八号

論告訴事件に対する所轄警察署の処分の不当を非難するもので原判決に対する適法な上告理由とならない。

なお記録を精査しても刑訴四一一条に該当する事由はない。

よつて、同四一四条三八六条一項三号に従い全裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二七年三月四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井　上　登

裁判官　島　保

裁判官　河　村　又　介

裁判官　小　林　俊　三

裁判官　本　村　善　太　郎

昭和二五年(あ)第二一〇八号

被告人本人の上告趣意

被告人　小　島　藤　八

第一点　原判決は私共国民が新憲法で保護して貰つて居ると聞いて居ります、基本的人権を無視された憲法違反の判決と思います、其訳は既に原裁判所へ弁護人から出された控訴趣意書に書いてある通りでありまして

(イ)　中島町子を金山の支店に留守番をさせて置きました処家主の大塚喜一星谷佐一の両名は町子を、おだてて実際私が家を借りて家賃を払つて来て居るにもかかわらず借主は私でなく町子である様に作り上げ㊙家賃が安いので三者共謀闇家賃の目的で従来の肥料商も運送業もお前の店の様にして仕舞へとすすめ二人の家主は其裏へ廻つて綱を引き土地の有力者は勿論警察の方迄手をのばして御機嫌を取り私の店を自由に直させ表に物々交換所の看板を上げ其の内面はドブロクを大量に造つて売つたり米、油、塩、煙草、木炭、砂糖等統制品目を警察の膝下で日用品の無い物は無いと云われる位大ちやくな闇商売を始め警察官は之れを見て見ぬ振りをして居ると云う有様で私は時々廻つて行つて見て之れでは仕方がないと思い店に置いた自分の物を方付けたり置き替へたりして此様なことをしては困ると云うた事が業務妨害罪だと云うことになつて裁判所のお手数をかけて居るのが此事件であります。

(ロ)　右様の始末で二人の家主は世間に向つては戦死者の遺族を助けるのだと体裁のえい事を言い振らし土地の有力者と警察官も賛成した様な風で私が行くと悪口雑言を列べて追い出さんとするので手の付け様がないので私は止むを得ず国家の強制力を借りる可く警察へ出頭右の次第を再三訴へるも、のれんをつく様な挨拶で最後に告訴状を出せと言われましたので告訴状を出した処受取乍ら一年以上も握りつぶしにされて仕舞いましたが真犯人を闇に葬る目的が却つて警察の方では私に犯罪の嫌疑があるとて無実の事を理由として度々呼出した外に私宅へ来て家宅捜索迄せられたが何物も出る

筈なく其儘になつて仕舞いましたが其の夜警察へ連行せられました。

(ハ) 私は県知事の認可の下に肥料商と鉄道大臣の認可の下に運送店を経営し高山線開通以来(十)運送店として沿線に支店を設けて来て居た処戦争中一粒種の長男は戦死して商売は開店休業となり私は本件場所にマーケットを致し度い旨を警察へ願うも認めてくれず今は心淋しく暮して居りますが今迄は納税も人並以上納め国家に対する義務は果してきた積りで居りますのに別紙告訴状を一年間も捨置かれた外に家宅捜索なされたので警察の仕打ちが余りにもひどいと思い固く決心して別紙の様な声明書を作り県警察部検事局附近各町村長警防団長等四十通程発表した処警察の方では益々怒りを増す計りで今でも真犯人を闇に葬り尚私を何とかして罪人にしようと苦心をして居らる様であります。

(ニ) 又私は別紙の様な陳情書を人権擁護委員会へも出しましたが其の後係の人が私宅へ一度来られ気の毒だから尽力しますと云つて帰られた儘で一向音沙汰がありませぬ、此上は最高裁判所へ御願いして曲直を分けて戴き度いと思い上告を致した次第です。

第 二 点

(イ) 私は一審二審共別紙声明書を出したいと云いましたが各弁護人が無罪になる様願うのに警察の悪口は駄目駄目兎に角無罪なれば百点だからと云われたので止めました。

(ロ) 私は一審二審共判決が国家強制力を借りる事なく自ら施行したので有罪とありますが別紙告訴状及声明書の通りで私の行為は正権原内の正当防衛（自衛権）である。

尚其外は控訴趣意書の通りであつて無罪の御判決を受くるが至当だと思います。

以 上

昭和二五年(あ)第二一〇八号

被告人ノ追加上告趣意

被告人 小 島 藤 八

一、上告趣意書ニ添付シテ置キマシタ声明書ガ本件ニ付最モ大切ナ書デアリマス。

一、其声明書ハ各官庁ニ送届致シマシタ処逆ニ反対運動ヲ起サレ益々人権蹂躙ナサレルノデ人権擁護委員会ニ願ヒ出テアリマス。

一、検察庁ニ私ガ告訴シタ（別紙添付ノ）ノニ一年モ二年モ握リ潰サレタノデ度々請求ニ行キマシタガ検察庁トシテモ警察署ノ不法行為ヲ（真犯人ヲ闇ニ葬ル）取上ル事ハ日頃親子ノ様ナ関係上取扱ガナサレ難キ様子ニアルガ検察庁審査委員会ニモ願ヒ出テアリマス前記両会ハ受付テ呉レマシタガ請求ニ行クト御前ガ気ノ毒ダカラ尽力スルト云ワレルママデ今日ニ及ブモノデ検察庁ヤ警察ノ不法行為ヲ取締ル処ガナイノデ私ハ（国民）ハ正道ニ迷ワザルヲエン。

以 上

昭和二五年(あ)第一〇八九号

判決

本籍　宮城県玉造郡東大崎村大崎字名生小館三七番地
住居不定
無職
門脇末治
明治二七年三月四日生

右の者に対する詐欺被告事件について、昭和二五年三月二日仙台高等裁判所の言渡した判決に対し、仙台高等検察庁検事長から上告審として事件受理の申立があつたので、当裁判所は受理の上次のとおり判決する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

仙台高等検察庁検事長藤原末作の上告趣意について。

刑訴二五六条が、起訴状に記載すべき要件を定めるとともに、その六項に、「起訴状には、裁判官に事件につき予断を生ぜしめる虞のある書類その他の物を添附し、又はその内容を引用してはならない」と定めているのは、裁判官が、あらかじめ事件についてなんらの先入的心証を抱くことなく、白紙の状態において、第一回の公判期日に臨み、その後の審理の進行に従い、証拠によつて事案の真相を明らかにし、もつて公正な判決に到達するという手続の段階を示したものであつて、直接審理主義及び公判中心主義の精神を実現するとともに、裁判官の公正を訴訟手続上より確保し、よつて公平な裁判所の性

三月五日判決　昭和二五年(あ)第一〇八九号　一

格を客観的にも保障しようとする重要な目的をもつているのである。すなわち、公訴犯罪事実について、裁判官に予断を生ぜしめるおそれのある事項は、起訴状に記載することは許されないのであつて、かかる事項を起訴状に記載したときは、これによつてすでに生じた違法性は、その性質上もはや治癒することができないものと解するを相当とする。

本件起訴状によれば、詐欺罪の公訴事実について、その冒頭に、「被告人は詐欺罪により既に二度処罰を受けたものであるが」と記載しているのであるが、このように詐欺の公訴について、詐欺の前科を記載することは、両者の関係からいつて、公訴犯罪事実につき、裁判官に予断を生ぜしめるおそれのある事項にあたると解しなければならない。所論は、本件被告人の前科は、公訴による犯罪に対し、累犯加重の原由たる場合であつて、検察官は、裁判官の適正な法令の適用を促す意味において、起訴状の記載要件となつている罰条の摘示をなすと同じ趣旨の下に、これを起訴状に記載したものであると主張するが、前科が、累犯加重の原由たる事実である場合は、量刑に関係のある事項でもあるから、正規の手続に従い（刑訴二九六条参照）、証拠調の段階においてこれを明らかにすれば足りるのであつて、特にこれを記載しなければ、論旨のいう目的を達することができないという理由はなく、従つて、これを罰条の摘示と同じ趣旨と解することはできない。もつとも被告人の前科であつても、それが、公訴犯罪事実の構成要件となつている場合（例えば常習累犯窃盗）又は公訴犯罪事実の内容となつている場合（例えば前科の事実を手段方法として恐喝）等は、公訴犯罪事実を示すのに必要であつて、これを一般の前科と同様に解することはできないからこれを記載することはもとより適法である。

以上の理由により論旨はとることを得ない。

よつて刑訴四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官沢田竹治郎、同斎藤悠輔、同谷村唯一郎を除く他の裁判官全員一致の意見である。

裁判官斎藤悠輔の反対意見は次のとおりである。

刑訴二五六条二項乃至五項並びに同三一二条の規定によれば、わが刑訴法は、起訴状の記載事項として、一、被告人を特定するに足りる事項、二、公訴事実、三、罪名の三つだけを掲げ、しかも、公訴事実及び罪名記載の方法として必要な訴因及び罰条は、予備的に又は択一的に記載できるものとし、また、罰条記載の誤は、被告人の防禦に実質的な不利益を生ずる虞がない限り、公訴提起の効力に影響を及ぼさないものとし、なお、被告人又は弁護人の請求あるときは、被告人に充分な防禦の準備をさせるため必要な期間を与えさえすれば、公訴事実の同一性を害しない限度において、訴因並びに罰条の追加、撤回又は変更をも許している。これによつて見れば、わが刑訴法においては、公訴提起の要件として起訴状に記載すべき事項は、被告人に充分な防禦の機会を与える程度に被告人並びに犯罪事実を特定すれば足りるものといわなければならない。

なるほど、刑訴二五六条六項には、「起訴状には、裁判官に事件につき予断を生ぜしめる虞のある書類その他の物を添附し、又はその内容を引用してはならない。」と規定され、また、同二九六条には、「証拠調のはじめに、検察官は、証拠により証明すべき事実を明らかにしなければならない。但し、裁判所に事件について偏見又は予断を生ぜしめる虞のある事項を述べることはできない。」と規定されている。（なお刑訴規則一九八条二項参照）。しかし、右刑訴二九六条但書にいわゆる「偏見又は予断を生ぜしめる虞のある事項」の陳述は、証拠とすることができず、又は証拠としてその取調を請求する意思のない資料に基いて為すことを禁止されているに過ぎないこと法文上明らかであるから、証拠とすることができ又は証拠としてその取調を請求する意思のある資料に基く事項の陳述は少しも差支ないし、また、右刑訴二五六条六項にいわゆる「その内容を引用し」とあるのは、予断を生ぜしめる虞のある書類その他の物の内容を添附に代えて引用することを指すものであつて、右二九六条にいわゆる予断を生ぜしめる虞のある事項を記載してはならないと規定したものでないこと法文上明瞭である。従つて、右六項の規定は、いわゆる起訴状一本主義を規定しただけであつて、起訴状そのものの記載事項に関

する規定ではなく、起訴状以外の添附書類等に関する規定に過ぎないから、この六項の規定だけを根拠として直ちに多数説の説くがごとき結論は絶対に生じないのである。されば、多数説は軽卒にも法文を誤読したか又は極めて行き過ぎだ類推解釈であることというまでもない。なお、多数説は、刑訴二五六条六項の規定は、「裁判官が、あらかじめ事件についてなんらの先入的心証を抱くことなく、白紙の状態において第一回の公判期日に臨み、その後の審理の進行に従い、証拠によつて事案の真相を明らかにし、もつて公正な判決に到達するという手続の段階を示したものであつて、直接審理主義及び公判中心主義の精神を実現すると共に、裁判官の公正を訴訟手続上より確保し、よつて公平な裁判所の性格を客観的にも保障しようとする重要な目的をもつているのである。」と山鳥の尾の長々と、いかにも尤もらしく説明している。しかし、「裁判官が、あらかじめ事件についてなんらの先入的心証を抱くことなく、白紙の状態において第一回の公判期日に臨」むことと、「その後の審理の進行に従い証拠によつて事案の真相を明らかに」することとは、全然別個の事柄である。刑訴二五六条六項は、前者に関係のあることを規定したかも知れないが、後者に触れていないことは明白である。そして、前者のごときは、同規定のあるなしにかかわらず、怠慢無責任にも記録を読まず、公判の準備もせず、文字通り白紙の状態において公判に臨みさえすれば、完全に同一目的を達することができるのであつて、公正な判決に到達するには、後者こそ必要にして且つ大切なのである。されば、多数説は、重要である後者と重要でない前者とを混同する詭弁であつて、同規定のごときは、多数説の主張するような重要目的を持つものでないこと明らかであるといわなければならない。

元来、刑訴二五六条六項、同二九六条等の規定は、法律乃至裁判の素養に乏しく且つ証拠を挙示して事実の認定をするのでない陪審裁判所に対してこそ手続を絶対的に違法ならしめる要件規定と解すべきであるかも知れないが、陪審裁判所と異る普通裁判所は、起訴状の記載や検察官又は被告人等の陳述を鵜呑みにするものでなく、常に適法な証拠に基き、これを示さなければ犯罪事実の認定をすることが許されないのであるから(刑訴三一七条、三三五条)、仮りにこれらの規定に違反

したとしても多数説の心配するような影響を判決に及ぼすものでないこと明白なのである。(刑訴三七九条参照)。されば、これらの規定は、単なる訓示的規定と解すべきである。すなわち、せいぜい職権又は被告人若しくは弁護人(刑訴規則一九八条二項の場合は検察官)の遅滞なき異議を待つて右のごとき発言を禁止又は撤回させ、右のごとき書類その他の物を返還(刑訴規則二九三条参照)若しくは手続から排除し(同二〇六条、二〇七条参照)又は引用された起訴状の記載内容を訂正若しくは削除させるだけで事足りるものといわなければならない。起訴状記載事項の最も重要な訴因や罰条でさえ初から予備的に又は択一的に記載したり、後になつて追加、撤回又は変更することも許されること既に説明したとおりである。まして起訴状に記載することを要しない、しかも、証拠調のはじめには陳述を許される前科の事項(本件では証拠とすることができ又は証拠として取調を請求する意思ある資料に基く事項であることというまでもない。)のごときものを予め起訴状に書いたからといつて、たかだか手続の時期、順序を間違えたというだけの話であつて、多数説の力説するがごとくこれを以つて、いわば綸言汗のごとき治癒不可能の違法であるなどと見るのは浅見、迂遠も甚だしいといわざるを得ない。現に、この起訴状一本主義は、新刑訴法上必ずしも公訴提起の絶対的な要件ではなく、場合によつては却つて訴訟経済上不適当であり、従つて、訴訟手続上一貫し得ないものであることは、略式命令の請求と同時に逆に書類及び証拠物を裁判所に差し出さなければならぬこと(刑訴規則二八九条参照)並びに公判手続の更新の場合には更新前の書類及び証拠物をそのまま起訴状に添附し、従つて、更新後の裁判官が予めこれを見る機会のあること(同規則二一三条の二参照)及び破棄差戻後の第一審の訴訟手続も同様であること、その他同一起訴状による共同被告人のある者だけが分離され他の共同被告人の審理又は判決後に審判される場合等を考え合わせると極めて明瞭であつて、一点の疑も生じ得ない。されば、多数説は、極めて窮屈な形式論であつて、抑も裁判は証拠によるべきものである大原則を忘れ、裁判官自らを殆んど人形乃至奴隷視するものといわざるを得ない。

ことに、本件では、被告人並びに弁護人は、第一審において、本件前科の記載ある起訴状に対し少しも異議を述べることなく、その全事実を肯認し、第一審裁判所もすべて証拠に基いて全事実を確定していること記録上明白であるから、被告人の防禦に実質的な不利益もなく、裁判の公正にも客観的に何等の疑念も起らないのである。しかるに、多数説によればこの公正な第一審判決は故なく廃棄されて公訴が棄却され、被告人は、再び訂正された起訴状に基く公訴提起を受け更らに審理判決を繰り返えされる危険に曝されること火を見るよりも明らかである。それは、被告人の利益からいつても裁判の公正、敏速からいつても今更何の足しにもならない、全く無益、無用のことであつて、訴訟の促進、第一審の強化を呼号する最高裁判所として断じて看過してはならないのである。従つて、弁護人の控訴審の段階における本件起訴状に対する異議は、むしろ被告人の不利益に帰する不適法な控訴趣意であり、これを認容した原判決に対する本件検察官の上告は、結局その理由あるものと考える。

裁判官沢田竹治郎、同谷村唯一郎の意見は、右斎藤裁判官の反対意見と同趣旨である。

昭和二七年三月五日

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官　田　中　耕　太　郎
裁判官　沢　田　竹　治　郎
裁判官　霜　山　精　一
裁判官　井　上　登
裁判官　栗　山　茂
裁判官　眞　野　毅

裁判官　小　谷　勝　重
裁判官　島　保
裁判官　斎　藤　悠　輔
裁判官　藤　田　八　郎
裁判官　岩　松　三　郎
裁判官　河　村　又　介
裁判官　谷　村　唯　一　郎
裁判官　小　林　俊　三
裁判官　本　村　善　太　郎

被告人　門脇末治

仙台高等検察庁検事長藤原末作の上告審としての事件受理申立の理由

原審裁判所は本件起訴状の冒頭に「被告人は詐欺罪に依り既に二度処罰を受けたものであるが」と記載しある点を指摘し起訴状に裁判官に事件につき予断を生ぜしめる虞ある事項を引用したものとなし刑事訴訟法三三八条四号に則り本件は公訴提起の手続が同法二五六条六項に違反し無効であるとの理由を以て公訴棄却の言渡をしたものである。

新刑事訴訟法は公判中心主義、直接審理主義の徹底を期し所謂起訴状一本主義を採用し同法二五六条六項に於て起訴状には裁判官に事件に付予断を生ぜしめる虞のある書類其の他のものを添附し又は其の内容を引用することを禁止して居り本規定が厳格な効力規定と解すべきことについては毫も異論はない。

然るに一方本法は起訴状に公訴事実の記載を命じて居り公訴事実とは犯罪の主体、客体、日時、場所等所謂狭義の犯罪構成要件に限定すべき理由はなく罪質の如何によつては訴因を明らかならしむる意味に於て成程度犯罪の動機、犯行の経過等を記載することも敢て法の禁止して居るところではないと謂はなければならない。

刑事訴訟法二五六条六項に於て裁判官に予断を生ぜしむる虞ある事項を起訴状に引用することを禁じて居る趣旨は公訴事実と密接な関係のない犯罪の情状等を記載して公判中心主義、直接審理主義の精神を没却することなからしむるにあることは言を俟たないところで此の意味に於て被告人の嘗ての悪性を表示するに過ぎない前科の記載又は犯罪構成事実とは直接に何等関係のない被告人の性格等を起訴状に記載することは当然他事記載として起訴状自体の無効を招来するものと謂はなければならない。

之に反し起訴状に前科の事実を記載するも右前科が起訴状記載の犯行の累犯加重の原由たるべき前科なる以上之を以て直ちに裁判官に予断を抱かしむる虞ある事項の記載なりと断ずるは本条立法の趣旨を誤解した見解と謂はなければならない。

之を本件に付按ずるに被告人は昭和二〇年一二月一四日石巻区裁判所に於て昭和二二年三月一七日山形地方裁判所に於て孰れも詐欺罪により夫々懲役一年の言渡を受け其の執行を終つたものであり右前科は孰れも本件犯行に対し累犯加重の原由たるものであり検察官は裁判官の適正なる法令の適用を促す意味に於て起訴状の記載要件となつて居る罰条の摘示を為すと同じ趣旨の下に之を起訴状に記載したものであるから之を以て起訴状に裁判官に事件に付予断を生ぜしむる虞のある事項を引用したものとなし本件公訴を棄却したのは明らかに当を得ざるものと謂はなければならない。

叙上の理由により原判決は刑事訴訟法二五六条六項の解釈を誤つたもので本件は法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められるから刑事訴訟法四〇六条、刑事訴訟規則二五七条、二五八条に依り上告審として事件受理せらるる様本申立に及んだ次第である。

以　上

昭和二六年(あ)第四六七七号

判　決

本籍並住居　福井県今立郡粟田部町第二八号四〇番地

無　職

真　柄　彌　寿　治

大正一五年二月一〇日生

右に対する尊属殺人被告事件について昭和二六年一〇月二六日名古屋高等裁判所金沢支部の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人大橋茹の上告趣意第一点について。

しかし、適法な証拠調を経ない証拠と綜合して犯罪事実を認定した違法があつても、その証拠調を経ない証拠を除外してもその犯罪事実を認めることができる場合には、前記の違法は、判決に影響を及ぼさないものというべきであることは、夙に当法廷の判例とするところである。(判例集四巻一号三〇頁以下参照)。そして、新刑訴三七九条によれば、前二条の場合を除いて、訴訟手続に法令の違反があつてその違反が判決に影響を及ぼすことが明らかであることを理由とするときに限り控訴の申立をすることができるものである。されば、綜合認定をした数個の証拠中の一が証拠調を経ていなくても判決に影響を及ぼさないときは、判決破棄の理由とならないものであつて、引用された判例（昭和二三年(れ)七一一号同三月六日判決　昭和二六年(あ)第四六七七号

年一一月六日の最高裁判所第二小法廷の判決其の他）は本件に適切でないとした所論引用の昭和二六年(れ)六七七号同年六月一五日宣告の当裁判所第二小法廷判決（判例集五巻七号一二六九頁以下参照）は、正当であるといわなければならない。そして、後の第二小法廷の判決は右のごとくその判決理由の中で前の自己の判決を適切でないとして排斥したものであり、原判決は、前記当法廷の判例並びに右後の第二小法廷の判例に従つたものであること明白であるから、所論は、刑訴四〇五条二号の上告理由として採用することはできない。

同第二点について。

原判決が所論控訴趣意を排斥するについて、所論摘示のごとく両鑑定書は結論において矛盾なく、従つて理由に齟齬あるものでない旨判示したことは所論のとおりである。そして、両鑑定書を比較対照して見ても原判決の右判断が実験則に反し又は論理の法則に反する点は認められない。されば、所論判例違反の主張は、その前提を欠き採用し難い。

同第三点について。

しかし、原判決は、所論供述調書添附の上申書についても適法な証拠調手続が行われたものと判断しているのである。されば、所論判例違反の主張もその前提を欠き採用できない。

同第四点について。

所論は、事実誤認の主張であるから、刑訴四〇五条の上告理由に当らないし、また、記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

弁護人島田武夫、同島田徳郎の上告趣意第一点について。

しかし、原判決は、被告人の自白だけで有罪の判決をしたものではなく、その挙示の数多の証拠を綜合して判示犯罪事実を認定したものであること明白である。されば、所論は、その前提を欠き採用し難い。

同第二点について。

所論は、憲法三一条の違反を主張しているけれども、その実質は、原審の裁量に属する所論鑑定書の証拠能力並びに証拠価値を争うものに過ぎないものと解されるから、刑訴四〇五条の適法な上告理由として採ることができない。

同第三点について。

所論は、憲法三二条、三一条違反を主張するけれども、その実質は、被告人が心神耗弱の状態にあつた旨の主張を採用しなかつた原審の措置を非難するに過ぎないものと認められるから、刑訴四〇五条の適法な上告理由として採用し難い。

よつて、刑訴四〇八条に従い裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二七年三月六日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　斎藤悠輔

裁判官　沢田竹治郎

裁判官　真野毅

裁判官　岩松三郎

昭和二六年(あ)第四六七七号

被告人　真柄彌寿治

弁護人大橋茹の上告趣意

第一点

一、原判決は控訴趣意書第六点の主張を排斥するについて其理由において左の如く判示した。即ち、「第一審判決の援用している証拠中弁護人の指摘した、近藤茂、布谷正雄、飯田志け子、三好元治の各供述調書は証拠調手続を履践しなかつたことは明であるが其内容は何れも当事者間内に争のないものであり此等の証拠を除外しても其他の証拠によつて第一審判決の認定の事実は肯認出来るから採証の法則に違反してもこの違法は判決に影響がないのである」と。

二、然し右第六点に詳陳する如く第一審判決は右四供述調書は其証拠調の請求を却下したので記録に編綴さるべきでない。従つてかかる記録中に存在しない筈の供述調書を其他の証拠と綜合して、事実認定の資料とすることは許されないことは多言を要しないのである。（御庁昭和二十三年(れ)第一〇一六号昭和二十四年三月五日第二小法廷言渡御判決を援用）殊に原判決は右証拠は争いない事実に関するものであり右証拠を除外しても其余の証拠によつて十分認定の事実を肯認出来ると判示しているが、本件においては主として被告人の警察検事廷における自白が真実に吻合するかどうかが問題になつているので、右自白の補強証拠が果して真相に合致しているかどうかの御審理を願つている場合であるからかかる争あつて、却下された証拠を記録に編綴しこれを採つて補強証拠とすることは違法であるといわねばならない。而も第一審判決は他の証拠と綜合し不可分の関係において事実を認定したのであるから、御庁昭和二十三年(れ)第七一一号昭和二十三年十一月六日第二小法廷言渡御判決の趣旨に反するのである。従つて昭和二十六年(れ)第

六七号同年六月十五日第二小法廷言渡の御判決は本件に適切でないので前示援用の御判決に違背するものとして破棄さるべきである。

第二点

一、原判決は控訴趣意書第四点の主張を排斥するについて、第一審判決の援用した小坂政一（県立病院長）と、山田、黒岩両京都大学教授の各鑑定書に矛盾あることを指摘したのに対して、「若干所見を異にする部分があるけれども其結論においてはいずれも判示薬剤の判示分量を人に服用せしめるときは人を死に至らしめることの可能なることを論証するものであつて両者は矛盾しない、従つて両者を併せて採用しても理由に齟齬あるものでない」と判示した。

二、しかし右両鑑定書を比較すると、

第一、致死量については

小坂鑑定は、ブロバリンとアドルムとは相乗作用があるので致死量となる。（若し相乗作用がないと致死量とならない）

山田、黒岩鑑定は右両薬剤は相乗作用はない、薬剤の効力は人によつて違うが、ブロバリンは大体十五瓦、アドルムは三乃至五瓦、何れも第一審判決認定の使用量をはるかに超えている。

第二、死因については

小坂鑑定はブロバリン、アドルムをのませたとすれば中毒死であると。（死体なく只被告人を岡本署長、福島副検事、司法主任等の面前で訊問した結果から推定）

山田、黒岩両鑑定は睡眠剤の中毒死で他殺であるとの断定は困難であり根拠が薄弱である。

となつている。明に相互に矛盾しているのである。

三、原判決の事実認定を上告審において攻撃することは許されないであろうが本件に於ては事実認定を筆紙に攻撃するのではなく理由齟齬の違法が第一審判決にあるとの主張を故なく排斥した原判決の違法を主張して破棄を求めるのである。即ち矛盾する部分は医学の実験的結果に関するもので学説上の争ある部分でない、所謂実験則に反し、論理の法則に反するものである。何れか一つを採り他を捨てねばならない場合に当るのである。依つて御庁昭和二十三年(れ)第一三一二号昭和二十四年二月二十四日第一小法廷御言渡の御判決の趣旨に反するのである、依つて原判決は破棄を免れないのである。

第三点

一、原判決は控訴趣意書第二点の主張を供述調書添附の上申書についは「叙上供述調書の内容を補充するためその末尾に添附せられ契印によつてこれと一体を為し該調書の一部分を構成するに至つたものであるから特に上申書について証拠調手続を施行した旨の記載がなくともこれに対して適法な証拠調手続が行われたものである」と判示して弁護人の主張を排斥したのである。

二、然し、右上申書が原判決援用の供述調書の内容を補充するものであるから双方相まつて一定の内容を知り得る場合であるから右上申書についても証拠調を要するのである。

大審院昭和十七年(れ)第一五三五号昭和十七年十二月十一日第四刑事部判決。

即ち原判決には判例違反の違法があるから破棄を免れないのである。尚従来統制違反の事件で調書に添附された別表について証拠調を特に必要とされた判例もくりかえされているので本件においても同様証拠調がなされなければならないものである。

以上

被告人　真柄彌寿治

弁護人大橋茹の追加上告趣意

第三点の補充申立

一、原判決は第一回供述調書添附の上申書が該供述調書と契印によつて一体をなしているから右供述調書について証拠調が履践された旨の記載があれば上申書について証拠調を履践した旨の記載がなくとも十分である旨を判示して控訴理由を排斥しているのである。

二、然し弁護人としてはかかる上申書を有力な証拠とする意図があるならば十分証拠調を施行され意見弁解を聴かれるのが相当であると思料し主張したのであるが、

従来の大審院判例（大正十四年三月十日言渡御決定法律新聞二三八八号二一頁）によれば受命判事の検証拠調書を読み聞けただけで添附の図面を展示した事跡のない場合には重要な公判手続に違背するものとして破毀されているのである。

御庁昭和二十三年(れ)第一八一三号昭和二十四年四月十四日第一小法廷で言渡された御判決に於ても事案は本件に適切でないが検証調書は読聞け図面は展示を要する趣旨を判示されて検証調書と一体をなしているから、図面について証拠調を必要としない趣旨は判示しておられないのである。

然らば原判決の判示は従来の各援用の判例に反するので破毀は免れないのである。

第四点

一、原判決は控訴趣意書第一点及び第三点の重大な事実の誤認を疑うに足る顕著な事由であるという主張を

(イ) 岡山署長に既に発覚し母と共に事件の内済方を懇願したのは四万円中一万五千に過ぎず二万四、五千円は署長及び母が知らなかつた。

(ロ) 東田喜志乃との結婚についても母の同意がなかつた。

(ハ) 昭和二十四年十一月二十七、八日頃母みさをが金策のため実家に立帰るに先ち自宅に於て「虫がわいたかおなかが痛い」と語つたのを幸いに殺意を以て睡眠剤を購入して置き母に服用せしめた。

との事実を認定して排斥したのである。

二、然るに

(イ) 岡本署長の第一審公判廷に於ける証言によれば同署長は横領の事実を調査し既に十分知悉していたものである。

(ロ) 東田との結婚について母が許したか否かは母の死後明確な立証は出来ないが控訴趣意書第一点二、(ハ)に詳陳する如く母と被告人両名は十一月二十九日の夜は仲良く話していた事実が伊藤捨治及び其の妻の証言によつて明である。

之と被告人の供述を綜合すれば之を認めるに十分である。

(ハ) 原判決は母親が鯖江の実家へ金策の為め赴いたと認定しているが、かかる金策の為めに赴いた形跡はない。只実母方でねてばかりいたことが明になつている。又虫がわいた話は少しも母や兄に対し語られた形跡はない。蛔虫については右控訴趣意書第一点二第二、方法について、以下に詳陳しているので全然原判決認定の様な事実は考えられないのである。又母の不在中に薬を買入れたのではない。

要之原判決は証拠に基かないで事実を想定し之によつて弁護人の主張を排斥しているので判決に影響を及ぼすべき

重大な事実の誤認があると思料される。

三、本件は捜査の当初に小坂鑑定人がブロバリンとアドルムは相乗作用をなすのであると断定し、ブロバリン附化薬(一服一瓦の内に半分余分のものが混入してある)のあることを忘却して致死量を計算し中毒死と断定したこと、而も右断定は被告人を福島副検事、岡本署長、司法主任等の面前で訊問した資料に基くものであること。

一方母と被告人両名が二十九日(死亡の前々夜)岡本署長方へ謝罪に赴いている事実が捜査の上で全く除外されていたこと、が捜査の盲点となつたのである。

右の事実が当初から捜査の第一線に明であれば恐らく起訴されなかつたのではないかと推考される事実である。依つて刑事訴訟法第四百十一条に則り原判決を破毀される様懇願する次第である。

以上

昭和二六年(あ)第四六七七号

被告人　真柄彌寿治

弁護人島田武夫、同島田徳郎の上告趣意

第一点　原判決は憲法第三十八条に違反した違法がある。

原判決は被告人に不利益な自白を唯一の証拠として有罪の判決をした第一審判決を肯定するものである。尤も第一審判決は被告人の自白の外に数多の証拠を羅列しているけれども、それは判決の形式を整えただけのことであつて、実質的には被告人の自白なくしては犯罪事実を認めることは絶対に不可能である。そして被告人に不利益な自白が真実に反することは、被告人が第二回公判において詳細に供述し釈明しているところである。

弁護人は控訴趣意書第一点及び第三点において第一審判決は犯罪の動機及び手段において、事実の誤認があることを主張した。即ち

一、犯罪の動機

第一審判決の認めた本件犯行の動機は(一)実母みさをが被告人と東田喜志乃との結婚を許さなかつたし、(二)愛人喜志乃の為めに生じた六万四千円余の借財の返済に苦慮していたので、実母を殺せば喜志乃との結婚もできるし借金の返済もできると思い、実母みさをを殺害したものであるというのである。これに対し弁護人は控訴趣意書において、(一)肉身の母子の情愛と被告人の実母みさをに対する孝養、(二)借財返済の途がついたこと及び(三)実母が愛人喜志乃との結婚を許したらしい状況から見て第一審判決の認めた犯罪の動機は薄弱であると主張した。これに対し原判決は、第一審判決が引用している証拠によると借財返済の途はまだついておらず実母みさをは被告人と喜志乃との結婚を許した

証拠がないとして弁護人の主張を却けた。しかし原判決は弁護人が主張したところの肉身の母子の愛情と被告人の実母に対する孝養の点から見て犯行の動機が薄弱であるとの主張に対しては何等判示しなかつた。

しかし、仮りに被告人に母の許さぬ愛人ができ又その為めに借財ができたとしても肉身の母子の愛情には何等変化がなく、被告人は平素母の身上に注意したわつていたことは控訴趣意書第一点に引用した諸証拠によつて明かである。尚原審証人早野幸子の供述によれば「親子の仲は親密で奥さん（みさを）は彌寿治さんのことを坊や坊やといつて迚も親密でした」「彌寿治さんがみさをを恨んでいるようなことはありませんでした」と述べており、同伊藤よそのは平素「奥さん（みさを）は兄さん（彌寿治）を坊や坊やといつていましたし、兄さんも奥さんにお母ちやんお母ちやんといつて優しく二人の仲は迚もよくありました」といつており、同井筒喜太郎は「みさをと彌寿治との仲は悪いとは思いませんでした」と述べておる。この仲のよい親子の間で子が親を殺すということはあり得ない。被告人の事後の行動から見ても、原審証人重野諦はみさをの死後逸早く被告人方に駆けつけた医師であるが、その際被告人の行動について「息子の彌寿治は悲しんで泣いておりました。みさをの枕頭に坐つて泣いたり隣室へ行つて泣いたりしてじつとしていられないようでした」といつており、愛人の同東田喜志乃は「彌寿治は喜志乃との結婚が希望通りにできると喜んでいるような様子はなく、悲しさうにしていた」といい、同真柄静男は「午前五時頃彌寿治は、お母さんが死んだというて泣き込んで来ました」と述べており、同沢田せんは「私は彌寿治に対しお前がお母さんに必ず心配をかけるからだといつたら彌寿治は俯向いて涙ぐんで悲しんでおりました」といつている。平素仲がよかつただけに母の急死の為めに被告人は少からず悲痛傷心し泣いて永別を悲しんでいたことが判るのである。

以上みさをの生前死後を一貫した被告人の母に対する愛情は人間の最も尊い純真な人間性の発露であつて、如何なる反対証拠をもつてしても否定し得ないものである。もし被告人が借財の為めに此の本性を失つたのであれば又愛人の為めに母に対する愛情を失つたのであれば、母の生前死後を一貫するこの純真は見られないであろう。

二、犯罪の手段

第一審判決は、本件犯行の手段として、被告人は「昭和二十四年十一月二十七、八日頃から実母が虫がわいたのか、おなかが痛いといつたのを幸い、同月三十日午後十一時頃被告人自宅で実母みさをに対して「虫下しによく効く薬だから飲みなさい」と申し向け即時所持していた睡眠剤粉末プロバリン五瓦とアドルム二十錠（二瓦）を実母に服用させ、よつて同人をして右睡眠剤服用により中毒死に至らしめた旨判示した。弁護人は之に対し控訴趣意書第三点において右は理由そごの誤認である旨反証を挙げて主張したのに対し、原判決は「被告人は本件犯行の数日前（原判決は、昭和二十四年十一月二十七、八日頃と判示しているが、二十七日又は二十八日の両日中いずれかの日である旨を限定的に判示したものではない）母みさをが金策の為め実家に立帰るに先立ち、自宅に於て、被告人に対し「虫がわいたか、おなかが痛い」と語つたことがあつたのを幸いに、同女が実実へ行つた留守中殺意をもつて睡眠剤を購入しておき、母の帰宅後原判示の日時場所において、これを駆虫剤と偽つて母に服用せしめたものであることを認定するに十分である」から論旨は理由がないとして弁護人の主張を斥けた。しかし

(一) 第一審判決には明かに「昭和二十四年十一月二十七、八日頃から実母が虫がわいたのか、おなかが痛いといつていた」旨判示してあり、仮りに此の二十七、八日が限定的な意味でないにしても実母みさをは十一月二十六日の晩実家沢田せん方に行つており「二十六、七、八日と泊つて二十九日に帰つた」（沢田せん第一審供述調書）のであり被告人は同日早朝勤務先に出勤しているから、その間被告人が実母みさをから「虫がわいたのか、おなかが痛い」といわれたことのあり得ないことは寔に明かである。又第一審判決が引用している司法警察員作成の被告人に対す

る第二回供述調書四項には「十一月二十八日頃から蛔虫がわいて困ると母親がいつていました」とあり、副検事に対する第一回供述調書第二項にも同趣旨の供述があつて、母みさをが実家に立帰るに先立つて右のように述べた証拠はないのである。

(二) 被告人が同僚布谷正雄をして睡眠剤アドルムを買わせた日は十一月十日頃といわれ（布谷第一回警察供述調書第三項）又同月十六日といわれている（同人第二回警察官供述調書第三三項）。その何れにしても実母みさをがその実家に立越していた十一月二十六、七、八日の留守中でないことは明かである。又被告人が同僚近藤茂に睡眠剤を買つて来てくれと頼んだのは十一月二十七、八日から一週間程前である（近藤第二回供述調書第三項）。して見れば、原判決がいうように実母みさをが実家え行つた留守中殺意をもつて睡眠剤を購入しておいたという謀殺の計画は認めることができないと思う。

三、みさをの健康

(一) 第一、二審判決がいうように、実母みさをは、十一月二十六日実家沢田享方に立帰るに先立ち自宅で被告人に対し「虫がわいたか、おなかが痛い」と語つたことがあるかどうか甚だ疑問である。第一審証人沢田享はみさをの実兄であるが同人がみさをを見たとき「みさをは元気が全然なく、顔色が勝れず十一月三日に来たときより悪かつたので、みさをに対しどこか悪いのかと尋ねますと、みさをは、息子がダンサーと仲好くなつてどうしても結婚したいというが自分としては反対の意見をはいた、そのことが非常に心配で夜眠れん、そんな関係で顔色が悪いのだろうといつておりました」とあつて、おなかに虫のわいた話はしていない。又同実母沢田せんはこれまで（みさをが）来たときは、茶碗の一つも洗つてくれたのですが、その時はなんとなく元気がなく頭が痛くてどもならんといつて何も手伝などいたしませんでした。翌二十七日朝も御飯を食べるよう二階へ呼びに行きますとみさをは御飯は食べ

たくないから食べないといつて食べませんでした」といつている。これほどまでに身内の者から身体のことを注意されながら蛔虫や腹痛のことについて一言も述べていない。然るに帰宅してから三十日晩に突然蛔虫の話をするのは不可解である。仮令被告人が自白したからといつて他の証拠と矛盾し理解できないような自白を過信して罪を断ずることは甚だ危険である。

(二) 由来真柄みさをは心臓が虚弱であつた。原審証人伊藤拾治は「みさをは畑へ行くと息切れがして苦しいということを私に話されたことがあります」といつており、同早野幸子は「みさをは平素顔色は青く血の気のない人でした」といつており、同沢田享は、みさをが十一月二十六日に自分方に来たとき「みさをは元気が全然なく顔色が勝れず十一月三日に来たときよりも悪かつた」といつており、同沢田せんは「みさをは仕事をすると息苦しいとか胃が悪いとか心臓が悪いとかいつていました」と述べている。

真柄みさをは死の直後医師重野諦から心臓麻痺による死亡と診断されたものであるが（原審における同人証言）原審証人医師法幸治郎三郎の証言によれば「心臓麻痺は心臓の弱つた結果起るもので心臓麻痺で亡くなつても苦悶の跡を残さず、死ぬとき苦しがつてうなるようなこともなく、従つて苦悶の跡を残さずに死ぬ人もあるのである。同大野屋やへは「みさをは畑をすると苦しいといつていたから心臓麻痺で死んだのかな矢張り心臓の弱いものはあかんなと思い家人とも話し合いました。私の娘も二十一のとき家人が少しも知らぬ間に心臓麻痺で死にました」と証言している。

真柄みさをは平素心臓が衰弱していたものと推断し得る証拠は少くない。殊に実家沢田享方で生前数日を過しているが、その間の健康状態は甚だしく衰弱していたことが判るのである。みさをは心臓衰弱の為め心臓麻痺で死亡したものでないとは何人も保し難いのである。

四、結　語

第一、二審判決は、あまりに被告人の自白に囚われ過ぎている。被告人の自白以外に何等直接証拠のない本件である。第一審判決が引用している二通の鑑定書は何れも証拠力並に証拠能力のないものであることは後に論述する通りである。第一審判決は、被告人の自白調書以外に数多の証拠を引用しているけれども、これは唯判決の形式を整えただけのことで、実質的には被告人の自白だけで判決しているのである。しかもその自白たるや、被告人の人間性に反し自然法則を無視した矛盾多きものであることは以上述べた通りである。

被告人は自白の為めに無期刑を宣告されているのではない。憲法第三十八条第三項に「何人も自己の不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ又は刑罰を科せられない」とあるのは、自白のみを過信し、之を裏づける証拠がないのに有罪の裁判をしてはならないという趣旨である。殊に尊族殺人のような重大事件においては、自白がなくても罪状を認め得る他の証拠がなければ、有罪の判決をなすべきものではない。憲法は実に本件第一、二審の判決のように自白を過信し無辜を罰する危険あることを慮り、自白以外の確固たる証拠に基かないで罪を断ずることを戒めているのである。されば原判決は憲法第三十八条第三項に背反する違法があり破棄せらるべきものと信ずる。

第二点　原判決は法律に定める手続によらないで被告人に対して有罪の判決を言渡した第一審判決を肯定したもので破棄せらるべきものと信ずる。

第一審判決は、その事実理由において、被告人はその実母真柄みさをに睡眠剤粉末プロバリン五瓦とアドルム二十錠（二瓦）を服用させ中毒死に至らしめた旨判示し、その証拠説明の部において、鑑定人小坂政一作成の鑑定書（訂正書を含む）鑑定人山田肇、同黒岩武次共同作成の鑑定書を採用して右睡眠剤による中毒死の事実を立証している。けだし

右二つの鑑定書を除いては、第一審判決が引用している証拠中、判示薬剤による中毒死の事実を客観的に立証するものは存しないからである。しかし右二つの鑑定書は何れも証拠力並に証拠能力のないものであつて有罪判決の証拠に適しないものである。弁護人は控訴趣意書第四点において、右二つの鑑定書は互に相矛盾し第一審判決は理由不備の違法がある旨主張したのであるが、原判決は、右二つの鑑定書は「其の結論においては、いずれも判示薬剤の判示分量を人に服用せしめるときは、これを死に至らしめることの可能なることを論証するものである」として弁護人の主張を斥けた。しかし右二つの鑑定書は何れもその記載の内容において右判示のような事実を論証するものではなく又判断の方法は訴訟法上許されないものであつて、何れの方面から見ても証拠とならないものである。

一、鑑定書の証拠力

(一)　鑑定人小坂政一作成の鑑定書及びその訂正書によると、鑑定の結論として「真柄みさをの死因は神経毒で睡眠剤プロバリン五・〇瓦とアドルム二・〇瓦による中毒死である」といつている。ところが同鑑定書の考案七項（記録三三三丁）ではプロバリンやアドルムの致死量を説明しているが、これによると催眠剤の作用が個人によつて差異のあることを前提とし、致死量は学説上一定しておらず「科学捜査研究所の山村技官によればプロバリンの致死量は一〇瓦とし、アドルムの致死量は一〇瓦とす。西川義方博士によれば、アドルムの致死量九・六瓦とし、古畑種基博士によれば、アドルム同系統の睡眠剤ベロナールの致死量を一〇―二〇瓦とす」といつている。

これによるとプロバリン五・〇瓦もアドルム二・〇瓦も致死量には遙かに達しない。真柄みさをが致死量一〇・〇瓦のプロバリンを五・〇瓦服用したからとて中毒死に至る筈はなく、又致死量一〇・〇瓦以上のアドルムを二・〇瓦服用したからとて中毒死に至る筈もないのである。そこで小坂鑑定人は一策を考案し中毒死を理論づけている。これによると（同丁裏）「プロバリンは皮質性睡眠剤と称し其作用は大脳皮質中枢並に其伝路を麻痺せしめ睡眠作用

は服用後早期に来るも其深度比較的浅し。アドルムは脳幹性睡眠劑と称し其作用は脳幹の植物神経中枢及び其伝路に作用して間脳中枢の覚醒中枢を麻痺し、睡眠中枢を興奮する為め睡眠は深し。右両種の作用機転を異にする睡眠劑を用いるときは著しく其作用を増大するものにして其作用は二種の睡眠劑を加えたる作用よりも更に増大し二種の睡眠劑の量を相乘したものに比例する。ブロバリン五・〇瓦とアドルム二・〇瓦を与えたときの作用は、五・〇瓦＋二・〇瓦＝九・〇瓦の作用ではなく、五・〇瓦×二・〇瓦＝二〇・〇瓦の作用である」としている。この説明によつて真柄みさをは辛うじて中毒によつて死ぬことができるのである。ところが此の説明は鑑定人山田肇、黒岩武次の鑑定書によつて覆されている。

(二) 山田、黒岩鑑定には「ブロバリンとアドルムとは相乘作用をひき起すかどうかは、はつきりわからぬ」（同四〇九丁表）「カルバミド基にブロームの結合した構造を主体とするブロバリンとブロームを含まないが、カルバミド基を主体とする催眠薬との間に相乘作用或はブロバリンとアドルムとの間の相乘作用の有無について今の処、唯「わからぬ」と申し上げる他はない、又実験的に証明することも今日の所困難だと申すより他はない」（同四一一丁裏）とある。

両鑑定人は相乘作用について学理的な詳しい説明をされておるのであるが、結局ブロバリンとアドルムの相乘作用は今日の科学の程度において証明することができないということになつている。これによると小坂鑑定人の相乘作用説は肯定され得ないことになる。少くとも真柄みさをの死因についての小坂鑑定は科学的に論破されて余すところがないのである。

尚山田、黒岩鑑定は、真柄みさをの死因について小坂鑑定を厳正に批判して次のようにいつている（同四一二丁裏以下）曰く「真柄みさをの死因に関し、小坂鑑定人は真柄みさをの死亡直後に検案した重野医師がその死因を

心臓麻痺と診断したことに対して根拠薄弱であるといつているが、小坂鑑定人が真柄みさをの死因は睡眠劑の中毒で而も他殺であると断定する根拠も亦鑑定書に現われた点では極めて薄弱である。同氏が睡眠劑の中毒死であると決定した根拠の五点の内に心臓麻痺を否定して睡眠劑中毒死でなければならないという積極的な所見は臨床的にも検屍上からいつても発見することができない。単に真柄彌寿治が睡眠劑を飲ましたと称するから睡眠劑の中毒で死亡したのだというだけである云々、何れにしても真柄みさをの屍体の外部所見からその死因を決めることは不可能である。どうしても屍体解剖により更に必要に応じて毒物の証明の結果を待つてその死因を判定しなければならぬ」とある。

これによつて小坂鑑定は木片微塵に粉砕され、もはや証拠力を失つたものといわねばならない。そして山田、黒岩鑑定によつて、真柄みさをの死因を確実に知ることはできないという結論を与えられたのである。

(三) これによると小坂鑑定は薬物の効果について相乘作用を認めた点において学理に反しており、みさをの死因を睡眠劑中毒死と断定したのは臨床学上並に検屍上根拠がないものとして排斥されているのである。従つて山田、黒岩鑑定を採用するときには、小坂鑑定はみさをの死因を証明する証拠にならないことになる。由来鑑定書は鑑定の結論だけを見て証拠力をきめるべきものではなく、その結論の因つて来る理由と併せ考案して証拠力をきめるべきものである。その結論の因つて来る理由が誤つているときには、その結論も亦誤つているのである。この意味からして、小坂鑑定によつては、被害者みをさが睡眠劑の中毒で死亡したことを証明することはできない。

それでは、山田、黒岩鑑定によつて、死因が証明できるかというに、この鑑定書によつても死因を証明することはできない。同鑑定書は「屍体の外部所見からその死因を決めることは不可能である。どうしても屍体解剖により更に必要に応じて毒物の証明の結果を待つてその死因を判定しなければならない」と説明している。ところが、み

さをの屍体は死の翌日茶毘に付され解剖することができなくなつており、又毒物の証明の結果も現出していないのであるから、この鑑定書も亦みさをの死因を証明するものではない。

第一、二審判決は両鑑定書の結論が偶然吻合することからその結論の因つて来る理由には何等考慮を払わず軽率にも、これらの鑑定書を併せ証拠に援用しているのである。しかしその理由を考察すれば、その何れもが、死因を証明していないことは誠に明かである。原判決が右両鑑定は「その結論に於てはいずれも判示薬剤の判示分量を人に服用せしめるときは、これを死に至らしめることの可能なることを論証するものである」としているのは鑑定書の読み方を誤つたものである。

二、鑑定書の証拠能力

なるほど両鑑定書は、その結論においては、原判決がいうように真柄みさをの死因は判示薬剤を服用した為めであるかのように推測している。しかしこの推測は証拠能力のないものである。その理由はつぎの通りである。

(一) 小坂政一作成の鑑定書（記録三一七丁以下）

この鑑定書は昭和二十五年一月十二日福井地方検察庁検察官事務取扱副検事福島蕃が今立地区警察署々長室に於て、鑑定資料として(イ)死亡診断をした重野諦、(ロ)死亡直後居合せた伊藤拾治、伊藤よその、早野幸子、井筒喜太郎(ハ)真柄みさをの日頃の健康状態を知つている井筒ミサヲ、玉村雍子、沢田享、沢田せん、(ホ)被疑者真柄彌寿治等に対する検察官並司法警察員の供述調書を鑑定資料として鑑定せしめたものである。この鑑定書が完成したのは同年一月十九日であり、二月十三日付で一部の訂正書が提出されている。

この鑑定書が第一審の公判に現出したのは同年六月二十四日の第二回公判廷で検察官が真柄みさをの死因を立証するために取調を請求したものである。弁護人は之に対して右鑑定書を証拠とすることには同意できない旨を述べ

ておる(同四一三丁)。

右鑑定の資料となつた伊藤諦外十名の供述調書は訴訟関係人の立会なく警察員が自ら作成して所持していたものであつて、未だ公判に現出されたことのないものであり、刑訴法第三二〇条により証拠能力のないものである。尤も同鑑定人は被告人や伊藤諦医師を直接訊問しているけれども鑑定書には供述調書の記載部分を引用している。

(イ) 証拠能力のない供述調書の記載を資料として作成された鑑定書に証拠能力のあるべき筈はなく、

(ロ) 訴訟法上伝聞証拠に証拠能力のないことは周く知られているが、この鑑定書は他人の供述調書即ち伝聞事実を基礎として作成されたものであるから伝聞証拠に証拠能力がないよりもより以上強い意味において証拠能力は否定されねばならない。小坂鑑定人が真柄みさをの屍体そのものを直接実験し自らの特別智識によつて死因を判断したものであれば証拠能力のある立派な鑑定書であるといえるが、みさをの平素の健康状態や死に至るまでの経過や死後の状況などについて伝聞したことは不正確なものであつて、それ自体に証拠能力のないものであることはいうまでもない。然らば、この伝聞を資料とした鑑定書なるものは、如何に巧妙に記述されていても結局伝聞証拠の判断であつて具体的事実の判断ではない。訴訟法上かような鑑定書が証拠能力を有する根拠がないから鑑定書としては無効のものである。

(二) 山田、黒岩共同作成の鑑定書（同四〇一丁以下）

この鑑定書は、昭和二十五年八月十九日京都大学医学部法医学教室で福井地方裁判所裁判長裁判官滝川重郎が検察官弁護人立会の上鑑定人山田肇、黒岩武次に鑑定を命じたものである。鑑定事項の（十一）には鑑定人小坂政一の鑑定書の鑑定には学理上矛盾又は誤謬の点はないか、（十二）検察官から提出の被告人真柄彌寿治に対する自白調書中被害者真柄みさをの薬物服用後死亡するに至るまでの経過に不自然なところはないか、とある。

右検察官提出の被告人の自白調書は未だ公判廷に現出されておらず此の自白調書は両鑑定人にとつては伝聞事実である。又鑑定人小坂政一の鑑定書中には被告人その他多くの関係者の供述が引用してあるが、これらの供述は何れも山田、黒岩両鑑定人にとつては伝聞事実なのである。従つて右伝聞事実を基礎とした判断は全然証拠能力のないものといわねばならない。

右鑑定書中には（同四二四丁）「本件においては已に検察医の極めて粗雑な検屍所見と素人の屍体外観生前死後の周囲の人の状況証言等で死因を判断しなければならない状態である」といつている。その所謂状況証言は小坂鑑定人が鑑定書に引用している関係者の供述や検察官が提出した被告人の自白調書であることはいうまでもない。これらの証拠が鑑定人にとつては伝聞事実であり、伝聞事実の判断が鑑定としての効力のないことはさきに述べた通りである。

両鑑定人等は種々の伝聞事実に基いて（同四二五丁裏以下）「中毒死を除外出来るか」（同四二五丁裏）という考案を掲げ「死体の外部所見からは神経毒の急性中毒死であつても差支ない。種々考え合せて見ても調書に現われた資料では仮りに真柄彌寿治の証言を除外して考えても中毒死を否定することはできない。然し中毒死を否定することが出来ないから、真柄みさをの死因は中毒死であるとはいえない。調書に現われた資料では昏睡状態を惹起せしめるような毒物の中毒と考えるのが最も妥当な考え方ではあるまいか、昏睡状態を起さす毒物も数多くあるがその経過等から考えると催眠薬が一番この場合に当てはまるように思われる」と説明している。この説明は両鑑定人が具体的事実に基いて判断したものではなく、調書に現われた資料に基いて憶測したものである。被告人の自白調書を除外したとしても、その他の供述調書が資料になつていることは説明自体によつて明かである。従つて此の説明は、㈠さきにいうように伝聞証拠を資料としたものであり、㈡具体的事実について判断したものでないから証拠能

力のないものである。

右のように第一審判決が引用している二つの鑑定書は何れもその記載自体から見て証明力がなく亦訴訟法上から見て証拠能力のないものであるから、之を罪証に供した同判決は法律の定める手続によらないで被告人に刑罰を言渡したものであり、第一審判決を肯定した原判決も亦違法であり到底破棄を免れないものと信ずる。

第三点　原判決は被告人の裁判を受ける権利を無視し、法律に定める手続によらないで被告人に刑罰を科した違法がある。

一、弁護人は第一審に於て、被告人が自白する如き犯行を敢てしたものとすれば、当時被告人の精神状態は正常なものではなかつたと思われるから被告人の精神状態を鑑定せられたき旨を申請したが、この申請は第一審第八回公判において却下された。更に弁護人は控訴趣意書第八点において、被告人が「本件を犯したとすれば、全く逆上していたのである。決して平静な気持で本件を犯したものではない、少くとも心神耗弱の程度であつたことは十分推考できる」従つて第一審で言渡された懲役十五年は量刑が重きに失すると主張して原審の審判を求めてのに対し、原審は「証拠に照し右主張は採用できない」と判示した。

しかし第一審判決がその証拠に引用する被告人の司法警察員や副検事に対する各供述調書の如く、真実被告人が本件犯行を行つたものとすればその当時被告人の精神状態は正常でなかつたことが明かである。

二、今、これを司法警察員に対する供述調書について検討するのに

㈠　被告人は昭和二十四年五月頃武生市みかどダンスホールに遊び初めてダンサー東田善志乃を知り、その後屢々同ダンスホールに遊び、東田との関係はますます親密となり同年八月頃交情を結び、九月頃結婚を予約し十月頃結婚を確約し毎月十回前後右ダンスホールに遊び（飯田志げる第二回警察供述調書）愛人喜志乃を擁して踊り狂つた。

この遊興費はどうして入手したか、被告人のいうところによると（第六回警察調書）今立警察署で買入れたガソリン代同年七月分及び九月分を納入者木津利平に支払わないで着服横領し、九月頃同警察で非常用ガソリンを購入せねばならないと偽つて三好元治からその代金二万円を借受け、十月頃同警察用サイドカーの修繕費と偽つて横山円作から二万円を借受けている。これらの横領詐欺の方法が甚しく大胆で事実露見した場合の対策は何等考慮するところなく、金さえ入手すれば満足す粗漏軽薄な性質が看取される。

㈡ 被告人は十月中旬実母みさをに対して愛人喜志乃との結婚の同意を求めたところ拒否叱責せられ、十一月頃重ねて右同意を求めたところ再度拒否せられたので実母を殺しても喜志乃と結婚しようと決意したといつてもいる（同第二回供述調書）。その殺害の方法は睡眠剤による中毒殺人であるが、その睡眠剤の入手方法が常規を逸している。被告人のいうところによると（同第五回供述調書）十月二十九日頃アドルム一箱、十一月上旬アドルム一箱、同日同一箱、十一月十七日布谷と林を介して同一箱、十一月二十四、五日頃近藤を介してブロバリン十服、十一月二十五、六日頃アドルム一箱、合計アドルム五箱、ブロバリン十服を用意した旨を述べている。被告人が「科学と警察」という雑誌を読んで右睡眠剤の致死量を知つていたのであれば、右ように必要以上に大量の毒薬を購入する必要はないのである。当時被告人に殺人の意思があつたとすれば、殺人の手段としての毒薬を集めることに一種の興味を覚える異常性格者になつていたのではないか。

㈢ 司法警察員の被告人に対する第三回供述調書第三項によると、被告人は「十一月三十日午後十時十五分頃夜業して警察から帰ると母は玄関上り口の板の間で沢庵大根を縄に組んでいて、私の顔を見ておぞい顔で睨んだのです。この時私は心の中でむかむかとなりこの際やつてしまおうかという気持になりました。そして表面は何時もとは明るい顔をして話をしながら家の中に入りました云々、然し心の中ではこの際と思つていましたので当時は鬼の心で

あつたのです」とある。これによると被告人が殺意を生じて同夜実母を欺いてブロバリン十服とアドルム二十錠を服用させてこれを死に致しているが、翌朝被告人の愁嘆の状は甚しく度を失つている第一審証人重野諦は、彌寿治は哀しんで泣いており、みさをの枕元に坐つて泣いたり、隣室へ行つて泣いたりして、じつとしていられないようでした」といつている。母親を恨んで殺したものの、殺した後では人一倍嘆き悲しんでいる。この喜怒哀楽の急変の有様は常人には見られないところである。

㈣ 同第四回供述調書によると、被告人は亡くなつた実母の葬式は親戚の意見を押し切つて、死の翌日十二月二日に行つているが、その時の被告人の口実は勤務先である警察署の決算期で忙しいから葬式は一日も早く行わねばならないというのであつた。これが誠しやかな虚言である。葬式の当日二回に亙つて愛人喜志乃に電話し、朝から式の一時間前まで駅前の中村某方で喜志乃と密会している。ここにも被告人が感情のために理義を弁えない性格が如実に現われている。十二月六日の朝被告人は母の生命保険の支払の手続と葬式に残つた一万五、六千円の金を銀行に預金して来ると親戚の者に虚言を構えて福井市に赴き小春喫茶店で酒一升を飲み帰るときレンコート一着二千三百円、革鞄一個五千七百円を買い、武生市のみかどに立寄つている。その時ダンサーの飯田しげるに対して「舞鶴の礼ちやん（喜志乃）の所へ行うと思うが行くと礼ちやんが喜ぶだろうか」というと、しげちやんは「礼ちやんが喜ぶから行つてあげなさい」といつたので、礼ちやん所へ行く気になり、喜志乃宛右の旨電報している。被告人は全く感情の虜になり踊子の一瀬一笑によつて行動するようになつている。

㈤ 翌七日の朝親戚の者には、警察の無電機等のことで二泊三日の予定で敦賀に出張すると虚言を構えて我家を出て警察に行き、吉森次席に対し母の骨を京都の本山に納めに行くと虚言を構え同次席から京都行きは延期せよといわれると鯖江の叔父が十時五十七分の汽車で一緒に行くことになつているから延期できないと申向けて同次席を欺

き、先ず敦賀に行つて愛人喜志乃方に泊り翌日は喜志乃と相携えて京都見物に出かけている。ここでも思慮の乏しい出鱈目の虚言家になつている。

(六) 同第六回供述調書によると、被告人は母亡きあとの甘き生活計画として、昭和二十四年十一月初旬頃は奥二間を使用してダンスホールを経営することを考えていた。又当時福井市に出て喜志乃と喫茶店を経営しようかとも考えていた。それには電蓄を備えつける必要があるので、警察の無電係青山某に電蓄の組立てを頼んだことがある。又十一月二十四日頃には無線二級通信手中野某に依頼して電蓄を組立てさせ、十二月末代金一万八千円で買入れている。これによると被告人は空想家であつて、空想と現実とを区別する能力をもつていないかの如くである。

三、以上の経過から見て、被告人は生来意思薄弱の弱く、努力心なく忍耐力なく移気甚しく、周囲の状況により容易に影響を受ける性格の持主であり意思薄弱症の徴候がありありと認められる。空想に富み、虚言を弄するのはその第一の特徴であり、判断が浅薄偏頗で、観察や思慮が粗漏で軽卒なのはその第二の特徴である。又被告人が些末な感情に激し喜怒哀楽の甚しい点は興奮症状を現わしているように見える。意思薄弱症が興奮症と競合するとき、刺戟に対する感激興奮は殊に著しくその激発するときは意識溷濁し、人を殺し火を放つなどの行動に出ずることは稀でないといわれる(三宅鉱一著、精神病学提要四二三頁、四二八頁参照)。

被告人の行為時における精神状態は著しく正常を欠き意思薄弱症興奮症の併発したもので、少くとも心神耗弱中の行為としか思えない。この点を明らかにしないで被告人の刑事責任を論ずるのは徒爾である。第一審以来弁護人は被告人の精神状態を明らかにせんことを要請して来たが裁判所はこの要請を却けた。しかし心神耗弱者が完全な責任能力を有しないことは刑法第三十九条の明記するところであつて、被告人の精神状態が正常であるか否かについて疑のある場合には、精神鑑定をして、その能力の程度に応じた裁判を受けるべきことは、憲法第三十二条に規定する裁判

を受ける権利の当然の結果である。されば被告人の精神鑑定を許さなかつた第一、二審は被告人の裁判を受ける権利を看過し憲法第三十一条に規定する法律の定める手続によらないで判決したものであつて破棄を免れないものと信ずる。

以　上

昭和二六年(れ)第二二六七号

判　決

本籍並びに住居　千葉県安房郡千歳村白子一八一一番地
物品販売業
吉田為次郎
明治二八年八月五日生

右に対する強盗殺人同未遂、住居侵入被告事件について昭和二六年六月二一日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人日高理四郎の上告趣意第一点について。

被告人の自白と補強証拠と相俟つて全体として犯罪構成要件たる事実を認定し得られる場合には必ずしも被告人の自白の各部分について一々補強証拠を必要とするものではない。この見解は当裁判所大法廷の判例のとるところである。しかるところ、原審は所論被告人の自白の外、原判決挙示の証拠を綜合して、判示事実を認定しているのであり、この事実認定はその証拠資料に照らしこれを肯認するに難くないのである。されば原判決には所論のような違法はなく論旨は採用に値しない。

同第二点について。

原審認定の事実によれば、被告人は昭和二一年四月二四日犯意を継続して強盗殺人と強盗殺人未遂とを犯したことになる

三月六日判決　昭和二六年(れ)第二二六七号

三月六日判決　　昭和二六年(れ)第二二六七号

のであるから、原審が刑法二四〇条後段、二四三条、改正前の刑法五五条を適用したのは当然である。論旨は独自の見解を披瀝して判例の変更を主張するのであるが、賛同することはできない。

同第三点について。

刑罰としての死刑そのものが憲法三六条にいわゆる残虐な刑罰に当らないと解すべきことは、当裁判所大法廷の判例とするところである。右と反対の見地に立つ所論は採用の限りでない。

被告本人の上告趣意について。

所論は事実誤認及び量刑不当の主張を出でないものであり、刑訴四〇五条所定の上告適法の理由に該当しない。

なお記録を精査しても、本件では刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴施行法三条の二、刑訴四〇八条に従い裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二七年三月六日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　岩　松　三　郎

裁判官　沢　田　竹　治　郎

裁判官　真　野　毅

裁判官　斎　藤　悠　輔

被告人　吉田為次郎

弁護人日高理四郎の上告趣意

第一点　原判決は採証の法則に違背し法廷外に於ける被告人の自白のみを以て唯一の断罪の証拠となしたる違法がある。

即ち原判決は其理由中被告人が本件犯行を敢行したりと断じ、其証拠として被告人の原審公廷に於ける供述以下幾多の資料を挙示しているが、結局強制処分請求による予審判事の被告人（被疑者）訊問調書中の各供述記載（被告人の自白）のみが被告人が本件犯行を敢行したりとする唯一の証拠に帰するのみである。

其他の証拠は被告人が本件犯行を敢行したりとする何等直接的の証拠でないのみならず、且つ被告人の自白を補強し得ないものである。即ち被告人の自白以外の証拠として挙示されたものを順次精査するに、

(イ)　河野さきに対する第一、二回予審訊問調書

第一審に於ける河野さきに対する証人訊問調書及び第一審第九回公判調書中の証人河野さきの各供述記載に依るも、何人が犯行を敢行したるかは全く不明にして、当夜の模様を「不図目を覚まし夫の方を見たとき仰向に寝て居たことはぼんやりと覚えて居り、又私が其儘俯伏になつてしまつた事も覚えて居りますが、私が負傷させられた事は全然感覚がなく云々」（予審第一回訊問調書）と陳べて居るのみである。尚同人名義昭和二十一年四月三十日附被害届書にも被害品の記載があるのみにして、犯人が何人なるかは全く不明である。

(ロ)　横田八重に対する第一、二回予審訊問調書、第一審に於ける同人に対する証人訊問調書に依るも、被告人が衣類とするめ等を持ち帰りたる記載あるのみにて、只衣類とするめを持帰りたる日が相前後せるのみである。

差戻し前の第二審第三回公判調書中の証人横田八重の供述に依るも「外套は吉田に云われたのでなく自分で洗濯したと思います。血はついていなかつたと思います。被害者石田の品物が証人方にあつたかどうか知りません。水戸警察では吉田は悪いことしたとは云いませんでした」と云うにあつて、却つて吉田の犯行でない事が推測されるし、昭和二十一年十一月十五日附差出書中にも外套、夏上衣、ズボンを提出した記載があるのみで、被告人の自白を毫も補強するものではない。

(ハ) 第一審に於ける直江五郎に対する証人訊問調書中の供述記載及び菅谷寛三名義の昭和二十一年十二月十五日附答申書中の記載に依るも、昭和二十一年四月二十一日又は、同月二十四日頃被告人が水戸駅往復乗車券の申告を為したというに過ぎない。

(ニ) 高橋和三郎に対する予審訊問調書及び第一審に於ける同人に対する証人訊問調書中の各供述記載によるも、被告人とかつて同房に居た高橋が被告人よりの伝聞による事実の陳述に過ぎず、結局被告人の自白に帰するに過ぎない。

(ホ) 柳林富男に対する検事の聴取書中の供述記載に依るも「これといつて特徴を憶えて居らぬが何となく憶えている」というに過ぎず、極めてあいまいにして犯行前後に被告人が柳林方に立寄りたる事実すら不明である。

(ヘ) 大和田正に対する予審訊問調書の記載は、水戸刑務所の未決で被告人と知合い被告人から聞いた自慢話に関する証言に過ぎず、結局被告人の自白に帰する。

(ト) 強制処分請求による予審判事の検証調書中の記載、鑑定人志村国作及び西野友夫名義の各鑑定書中の記載、押収にかかる各証拠物に依れば何人かに依り犯行が行われたる事は肯定し得るも、被告人の犯行なりと断定することは到底出来得ない処である。只盗品の一部が被告人宅より出たるものなる点等に於て多少の疑を存するも、被告人は第一審より終始本件犯行を否認し、賊品を山口専吉より買受けたる旨主張して居り、以上の検証調書各鑑定書各証拠物と謂えども到

底予審廷に於ける被告人の供述を補強するには足らず。

果して然らば原判決が断罪の資料に供したる証拠は、被告人の公判廷外に於ける自白が唯一の証拠となるに帰するのにして、原判決の引用せる他の証拠は全然之を補強するに由なし。之を法律に照らすに、原判決は以上の点に於て日本国憲法施行に伴う刑事訴訟法の応急措置に関する法律第十条に違反すると同時に憲法第三十八条に違背するものであるから破毀を免れないものと信ずる。

第二点　原判決には判決に影響を及ぼすべき擬律錯誤の違法あるものである。

即ち原判決は被告人の石田幸次郎に対する強盗殺人、河野さきに対する強盗殺人未遂の所為を認定し、之に対し刑法第二百四十条後段同法第二百四十三条改正前の刑法第五十五条を適用処断すべきものではない。蓋し刑法第二百四十条後段の罪は強盗と殺人罪との結合犯罪にして、此の結合犯の理論より本件の如く一個の強盗と数個の殺人又は其の未遂罪とが結合する強盗殺人罪が単純一罪なるや、連続犯として結局一罪として処断さるべき数個の犯罪なるやを考察するに数個の殺人罪又はその未遂罪は一個の強盗罪と結合することにより結局単純なる一個の結合犯となるものと解するの外なく、若し仮に原判決の如く改正前の刑法第五十五条を適用すべき数個の強盗殺人罪の成立を認むるが為には、強盗殺人罪なる結合犯の個数を決定すべき要素は殺人罪にして、之と結合する強盗罪は何等関係なきに至り結合犯の結合犯たる所以を没却するに至るであろう。然らば本罪の個数は寧ろ強盗罪の個数に依りて之を決すべきものなれば、一個の強盗罪と数個の殺人罪又は其の未遂罪との結合せる本件犯罪は単純なる一個の強盗殺人罪であつて、改正前の刑法第五十五条を適用すべき場合ではないが故に、仮令之れに反する判例ありとも改めらるべきである。然るに原判決は事茲に出でずして前記第五十五条を適用処断したのは法律の適用を誤り判決の結果に影響を及ぼすべきこと明かであるから破毀せらるべきものと信ずる。

第三点　原判決は憲法第三十六条に違反し破毀せらるべきものである。原判決は、其主文に於て被告人を死刑に処してい

凡そ人の生命を奪うことは、其の手段方法の如何を問わず残虐なりと謂わねばならぬ。

人が生に執着し一瞬たりとも其の生の永からん事を希求するのは人間最大の本能である。従つて其の生命を断つこと

は仮令生命を断つ瞬間に於て本人に苦痛を与うると否とに拘らず、其の手段方法が穏当なる外観を呈すると否とに拘ら

ず、生命を断つこと其のことが人類最大の残虐事であると謂わねばならぬ。然らば原判決が被告人を死刑に処したのは

残虐な刑罰は絶対にこれを禁ずる旨の憲法第三十六条の規定に違背し到底破毀を免れないものと信ずる。

以　上

昭和二六年(れ)第二二六七号

被告人の上告趣意

謹んで上告致します、私は昭和二十三年一月九日強盗殺人同未遂被告事件に依り只今東京拘置所に勾留中の者でありま

す。この事件は一度び

最高裁判所より破棄になりまして、再び高等裁判所にて再審理をして戴きましたが、この裁判に於きまして大分憲法上

の違法がある様に思われますので再び

上告致しました次第であります。

理由　この事件は全く私が犯したものではありませんが前に強盗傷人という前科のある故を以て今回の事件も、私が為

せるものの如く判断して刑罰を宣告しているのであります。この事件は全く水戸警察署の、デツチアゲであります、この

当時の事件を申し上げます。

一、私は昭和二十一年十月三十一日、千葉県千倉町署に、二日間おりまして、同年十一月二日、茨城県水戸警察署の留置

場に五十二日間勾留されておりました。初めは、二十日間程事実を申し上げておりましたが余り刑事部長及び、塚本刑

事が私の申すことを信用しません上に、トテモ酷い拷問をされ、手を後にまわし、指のあいだに鉛筆を挟み是れを左右

にねじまわし、部長は塚本刑事と二人で私の腰を蹴つたり、たたいたりしたのであります。是れを三日位やりました。

そして留置場に帰つて来ますと、コッペパン二分の一位しか喰べさせられなかつたのであります。この為め私は病気に

なりまして、腰が立ちませんので水戸市内の病院及び医院の二名の医師が刑事室に来まして診察して頂きました処坐骨

神経痛とのことで、警察署員に薬を買つて来て貰い、是れをのんでおりました。この手続をして呉れた方は、大高警部

被告人　吉田為次郎

補であります。この苦しさの余り私が犯しましたと嘘を申しましたら刑事は非常に喜んでこの日以来係長及び司法主任及び大高警部補、塚本刑事等がかわるがわる私に米の御飯を喰べさせて呉れたのであります。こうしたことに依つて私が為せるものの如く装うて、私を強盗殺人として宣告される事は、余りにも御軽卒の御処断かと存じます。是等の事件は、是迄に裁判所に於きましては申述べてはおりませんが以上、公平なしかも公正なる裁判なれば、私が犯人でないという、裁判をして下さると思いましたに、以外にも御軽卒の裁判でありました故、只今申し上げました事実と是れから申し上げます。又実際私が犯しておりませんのに、警察の役人が私が為せるものの如くに、書類をこしらえたのであります。現に水戸警察署員の塚本刑事が、私に曰く、お前が早くこの様に申せばこんなこと迄するのではなかつたと云うて、それ以来、毎日御馳走して下さいました。この一事をもわても、犯人でないという事がお判りのことと存じます。又昭和二十六年七月中に高等裁判所より判決謄本を下付願い致しまして、右謄本を見ました処、大部違つております。まるで検察庁の出鱈目な申し文ばかり書いてあります。依つて私が当時の実況を申し上げます。理由私は、

昭和二十一年四月二十四日頃物資買入れの為め、水戸市に行く途中東京上野駅付近におりました通称を山口専吉と申す前科者で私と二十年前に旅先で知合いの者と出逢い私が物資買入れに来た事を話しました処、山口専吉の申すには、衣料や、スルメイカなら水戸迄行けば何とか世話してやると話されたので、同日二人して水戸迄行き水戸駅内に待つて居りますと、午後十一、二時頃山口専吉が二包の物を持つて来て私に一包を渡し、山口専吉が一包を持つて翌日午前三時十五分頃東京に帰る途中汽車の中で山口が昨夜犯行して来た内容を話されたのであります。私はこの時驚いたのでありますがこれを買わぬと云えば私の命が危険と思い其の品物を金四千円で二回に亙つて買つたのであります。此の時山口専吉が曰く将来はお互いが供犯で犯罪をやろうと話されたのであります。そして一緒にやる以上は、どちらが刑務所に逼入つても社会に出ている者が、差入れ物や、金銭などを差入れると話されたのでありますが、私はこの時山口専吉

に向い、自分は目下家内を貰つたばかりだし、帰宅後能く考へて返事をすると申してその時金二千円を渡して同日帰宅致しました。この二回買い受けました品物はそのまま家内に渡しましたので家内が能く承知しております。その後、山口専吉とは逢いませんでしたが昭和二十一年七月頃と思います、山口専吉が新しい自転車を持つて来て私に買つて呉れと申しましたので、これも買つて近所の職人を頼んで組立ております処へ警察の堤巡査が私の処に来ましてこの自転車は何処から来るかと尋ねられました故、私は此処にいる山口専吉が持つて来ると申しました処堤巡査はこの本人を能く見て居りまして知つているのであります。又その後同年八月頃と思います、山口専吉が二十二、三歳位の青年を連れて来まして、曰く、この三名の青年が持つて居る、米一俵二千円で買つてやつて呉れと申します故、私は、前に水戸の事がありますから、私が行かれぬので近所の若者を頼んで私より金を渡して山口専吉と一緒にやりましたのでこの本人を福原勝次と申す者で、この山口専吉を知つているのであります。次は、

一、水戸駅内で私が山口専吉と話をしております時、前に刑務所で知合いの大内徳夫と申す者が来て、この山口専吉を見知つておりますが、この大内徳夫を知つているということをこれ迄の高等裁判所では、証人申請も又調べもして下さらなかつたのであります。

一、この時は山口専吉より買い取るお金も、母の吉田せいが出してくれましたので母も知つております故、何卒今一度御再審理下さいます様、御願申上げます。

一、斯様な重大なことを高等裁判所で御調べ下さらない故最高裁判所裁判長岩松三郎殿の御聰明なるお裁きに依りまして再審理下さいまして、再調査を徹底的にして頂き度く存じます。さすれば私が犯人でないということが実証致します。是等の証人も御調べ下さらない上に、御軽卒にも認定で極刑を言渡すとは、私は死んでも死に切れないのであります。

又山口專吉が事実存在しているにも拘らずこの事を少しも捜査下さらぬとは、全く人道の立場からしても余りにも御軽卒の御処断かと存じます。只々警察署員や検察庁の調書と申すものは、人を罪に入れんのみに力を入れている様であります。

一、是れ等の調書を基準とせず、何卒御高明なる岩松三郎裁判長殿の御聰明なる御判断に依りまして、御再審下さる様伏して奉願致します。次に

一、昭和二十六年五、六月頃と思います。堤巡査及び福原勝次の二名の証人が法廷に於きましての証言に、堤巡査は、山口の服装及び地下足袋、ゲートル及び年齢迄申し述べており、私が申し上げました事と少しもたがわぬのであります。

一、福原勝次は、山口專吉と一緒に同郡の鴨川町在の所まで行つて知つていると証言しておりますのに、是れを少しも御信用下さらないのは、全く出鱈目な裁判の仕方と思います。これも私が犯したという確たる証人と証拠がありますれば致し方もありませんが、

一、何等の証拠もありませんに、警察官の捏造書類を以て私を犯人として罰せられる事は余りにも御軽卒の御処断と存じます。次に判決謄本中検察庁の各供述及び証言者の違つております処を申し上げます。

一、私が水戸に行きましたのは、石田家に一泊一食の御世話になりました故白米二升程祝米として持つて行つたのであります。又私が石田家に雨具を取りに這入つたとありますが、私は現にその時雨具を着ていたのであります。これは山口專吉がこの日突然私を連れて水戸に行きました為め、汽車の中で山口が私に尋ねましたに、お前が世話になつたという家はどの辺かと聞きました故、すぐ駅の前だと話したのです。故にこの時山口が雨にふられたので、その雨具を取りに這いつたものと思われます。又私がこの当時物盗りなどをしなくとも立派

に物品販売關ブローカーをしておつたのであります。すその警拠には、

一、昭和二十年十二月二十一日に水戸刑務所を釈放になりました時、その晩石田家に夜具がありませんので、自分の持つて来ました夜具を使用して寝たのであります。翌朝此処を立去る時、この夜具を泊つた礼に置いてきようと思いました処、石田君は只だ貰うてはすまぬと云い乍ら金もないのに金百円程私に呉れたのであります。斯くの如き実況を見ました私が何故に泥棒に這入られましよう、又私が這入て盗つた物ならそんな危険な品物を自宅に六ケ月間も置きません、又この当時私の家には、同居人が五人もおりましたので泥棒の品物などを持込めないのであります。私は、

一、昭和二十一年三月三日家内を貰い同年四月頃私の前科が判つたので家内より離縁を申し込まれたので、家内は關位なれば仕方がないが泥棒などをする人の妻にはなれないといわれたのであります。この時私は二度び左様な事はしないと約束を致しましたのであります。斯様の実況を未だ裁判所では御調べも下さいませぬに、検察庁の供述のみを基準として御処断するとは、実に御軽卒の御処断と思います。依つて今一度び御再審下さいます様伏して奉願致します。次に

一、石田の内妻、河野さきは第一審の法廷におきましての証言に曰く、何人が這入つたかは存じません、と申しておりました。又高等裁判所では警察官が吉田だと申しましたから私は吉田と思いますと申しております。これでは、まるで警察官が犯人が捕かまらないために私に罪をきせて吉田だと申せというたようなものであります。この当時河野さきは、警察職員の宿舎に飯炊きに住込んでおりましたので、その様な話をされたものと思われます。次は、

一、直江五郎と申す者は多分水戸警察署の留置場に一日看守の交替に来たる巡査と思います。この看守が私の処に来て曰く、どうだい吉田お前は腹がへるとのことだが、お前がやつたといえば俺が何でも喰物を入れてやると申します故、私は先きに持つてくれば話すと申しましたら、この看守が向う側に這入つている飲食店の主人大和田正と申す者より、餅

二ッ、握り飯二ッ、煮魚三尾程持つて来まして私に沢山喰べろと云い、是れから毎日入れてやるというて看守が大和田正に話して吉田が腹がへるというから是れから毎日何んでもよいから入れてやりなさいと話しておりました。私は嘘を話して何でも貰うて喰へばこちらの徳と考え私がやりましたと、山口専吉の話を聞いておりましたため、私が為した如くに申したのであります。それを大和田正が司法主任にオベッカをつかつて自分が警察から帰宅を赦して貰うとの手段であつたのであります。只々私は喰物がほしさに、斯うした嘘を申したのであります。私は法律の事は存じませんが、長年刑務所生活をした経験から現在の被告人及び受刑者は人から聞かれて何年と問われますと二、三年の懲役では人が相手にしませんので、二、三年なら五年とか七年とか又何罪だと聞くと、タタキだとかタタキで来ると強盗傷人とか、被告人でも、イクラ盗つても五万、十万だとか五万、十万盗つてくると五十万私の四百万円、五百万円と嘘をいうのが現在の有様であります。この嘘を申し述べたのが私の現在の有様となつた次第であります。次は、

一、鑑定人志村国作及び西野友夫両名の鑑定の結果を申し上げます。右二名の鑑定に付き裁判長、吉田常次郎殿よりの御話では、科学上の事では証拠不明である由を聞かされました。斯くの如く証拠という物は、一ツもありませんのに、警察署及び検察庁の捏造書類を基準として御処断されておることと存じますので、今一度び最高裁判所裁判長、岩松三郎殿の御聡明なる御裁きに依りまして再審理下さいます様伏して奉願致します。尚左の五名の方を証人申請下され度く存じます。

一、吉田いせ　　一、福原勝次
一、大内徳夫
一、堤巡査

一、石井きん、右の通り
謹んで上告致します。

以上

昭和二六年(れ)第二三五三号

判　決

本籍並住居　栃木県足利郡小俣町二一七六番地の一
農　業
大　川　才　二　郎
明治三五年三月二日生

本籍並住居　同所二一七八番地
小俣町助役
大　川　政　司
明治三二年五月一日生

右に対する業務上横領各被告事件について昭和二六年六月一八日東京高等裁判所の言渡した判決に対し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人海野普吉、同江橋英五郎の上告趣意第一点について。

横領罪の成立に必要な不法領得の意思とは他人の物の占有者が委託の任務に背いてその物につき権限がないのに所有者でなければできないような処分をする意思をいうのであつて、必ずしも占有者が自己の利益取得を意図することを必要とする

三月六日判決　昭和二六年(れ)第二三五三号

ものではない（判例集三巻三号二七六頁以下参照）。しかるところ、所論原審認定の事実によれば、被告人等は共謀して栃木県庁から判示のとおり指定救助者にかぎり給与すべき旨の指示を受けて配布された判示救助物資を、業務上保管中敢えて、右県の指示に違背し、何等の権限もなく指定救助者以外のものに給与したことに帰するのであるから被告人等に不法領得の意思なしということはできない。それ故、原判決には所論のような違法はない。なおその他の所論は結局事実誤認を前提として刑罰法令の違背を主張するに帰着し、刑訴四〇五条所定の上告適法の理由に該当しない。

同第二点について。

原審が被告人大川政司も小俣町助役として判示救助物資を業務上保管していたものと認定していることは、原判文を熟読すれば容易に了解することができる。されば原判決が同被告人を業務上横領罪の共同正犯に問擬したのは当然である。論旨は原判旨に副わない非難を試みるものであり採用の限りでない。

なお記録を精査しても本件では刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴施行法三条の二刑訴四〇八条に従い主文のとおり判決する。

この判決は裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年三月六日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　岩　松　三　郎

裁判官　沢　田　竹　治　郎

裁判官　真　野　毅

裁判官　斎　藤　悠　輔

弁護人海野普吉、江橋英五郎の上告趣意

第一点　原判決は罪とならざる事実を確定しながら有罪として刑罰法令を適用した違法があるか、乃至は、大審院の判例と相反した判断をした違法がある。

本件は第一審においては、不法領得の意思なく業務上横領罪を構成せずして無罪の判決をうけたのであるが、控訴審において、第一審と同一の事実を認定せられながら、有罪の言渡を受けた事件である。

ところで原判決が確定した事実とは、

被告人大川才次郎は昭和二十一年四月から栃木県足利郡小俣町長の職にあり、又被告人大川政司は従前から同町書記として社会係等の事務を担当し、同二十二年十一月三十日同町助役に就任し爾来その職にある者であるが、同県下各地は同年九月十五日関東一円を襲つた暴風雨のため多大の被害を蒙り、同町も広汎甚大な被害を蒙つた。ここにおいて同町においては水害対策委員会が結成され、被告人大川才次郎はその委員長、被告人大川政司はその委員として同町の復旧罹災者の救助対策に腐心するところあつたが、栃木県知事においても県下各地の災害に対処し罹災者を救助するため管内各地方事務所を通じ各罹災地の町村長に委託して被服寝具その他の救助物資を給与するに至り、その実施要領としては同月二十三日附通牒を以て水害に因り、家財を流出又は破損して使用に堪えざるため生活に困窮し

被告人　大　川　才　次　郎

同　大　川　政　司

ている者に限り給与すべき旨を指示し、右指定救助者に該るかどうかの認定並びにこれに該当する者に対する給与方法については各罹災地の町村長に一任した。そこで小俣町長たる被告人大川才次郎は数次に亙つて同町に割当配付された県庁よりの救助物資を右委託の趣旨に従い指定救助者に給与して来たのであるが、同年十一月二十八日には更に県庁から県の負担において仕入れた被服、寝具その他三千五百七十三点の救助物資が小俣町に割当配付され、被告人大川才次郎は同町長としてこれを受取り業務上保管するに至つた。しかるところ間もなく同町助役に就任した被告人大川政司は、当時既に数次の給与により指定救助者は生活上被服その他に事欠く窮状を緩和されていたのに比し、爾余の町民の救済はなお且つ充分とはいえない実情にあつたので、右委託物資を住民全般に分け隔てなく給与し併せて当時実現を要請されながら財政上行悩みの状態にあつた各種公舎の新設補修の財源に充てるため配給の機会を利用して寄附金を募る計画を樹立し被告人大川才次郎に決裁を仰いだところ、同被告人もこれに賛成し、ここに被告人両名は一致して右計画を実施することとなり、同年十二月八日水害対策委員を含めた同町会協議会の全員一致による賛成を得た上、同月二十二日頃までに町内各部落の配給連絡員を介し、同時に寄附を求める方法によつて住民全戸に洩れなく前記委託物資を給与したが、この当然の結果として指定救助者以外の近藤徳三郎等四百四十七名の住民に対しては県の指示に違背し、擅に合計千二百七十三点の被服その他の物資を配給し以てこれを横領したというのであり、右の事実に対し被告人両名を業務上横領罪を以て処断している。即ち原判決は九月二十三日附栃木県教育民生部長の各地方事務所宛の通牒に記載せられた救助物資配給実施要領の文言にとらわれ、之を以て絶対動かすことのできないわくを定めた県知事の指示と解して、この通牒のわくとは異つた配給方法を実施したが故に被告人両名は、県知事の委託の任務に背いて物資を配給して横領したものであるとしておるのである。

然乍ら右の通牒に従つて配給せらるべき物資は「昭和二十二年九月十五日関東一円を襲つた暴風雨のため広汎甚大な

被害を蒙つた小俣町の罹災者を救助するため、栃木県知事より給与せられたる救助物資である」から、被告人等が本件物資をその救助物資たるの本来の目的に従い、小俣町の具体的実情に従つて、罹災者に配給したとすれば仮に通牒に記載されたる配給実施方法とは異つたとしても、県知事の委託の趣旨に反して物資を配給したものとはならず、受託者たる被告人に於て、その任務に反して処分したものではなく、従つて横領罪を構成しないものというべきである。

原判決が確定した事実によれば「指定救助者に該当するかどうかの認定及之に対する給与方法は県知事より各市町村長に一任されておつたところ、被告人両名は小俣町においては、当時既に数次の給與により指定救助者と認定せられた者は、生活上被服その他に事欠く窮状を緩和されていたのに比し、爾余の町民（物資の割当数重その他諸般の状況を考慮して被告人等によつて救助者とも認定せられ得る者である）の救済はなお且充分とはいえない実情にあり」小俣町全般の風水害による救助対策としては、これ迄数次の物資の給与によつて一応生活の窮状も緩和された受配者のみに対し、その上多量に割当配布されたとすれば、直接間接風水害の被害を受けない者の皆無であり、而もこれ迄何等の物資の配給をも受け得られぬ他の一般の住民との権衡を失し、妥当適切でないこととなり、却つて不公平な結果を招来する虞があつたので、ここに「町民の要望と救助物資が一時に多量に割当配布となつたのと従前の配布状況により」、「住民全般に亙つて分け隔てなく給与」することが、最も適切にして具体的妥当な水害対策なりと確信し、「供せて当時実現を要請されながら財政上行悩みの状態にあつた各種公舎の新設補修の財源に充てるため配給の機会を利用して寄附金を募る計画を樹立し」更にその手続に慎重を期するため「水害対策委員会委員を含めた同町会の全員一致による賛成」を得た上「本件措置に出た」のであるというのである。

されば、被告人等の本件措置は、県の通牒に記載された物資配給の実施要領とは具体的方法に於て異つておるが、救助物資の本来の目的に従つて小俣町の具体的実情に応じてなされた具体的妥当な措置ということができるのであつて、

県知事の委託の趣旨に反したものということはできないのである。もしも、県の通牒による実施要領に従つて指定救助者とそれ以外の者との間に一線を劃し、指定救助者に対してのみ配給したとするならば、救助物資は特定の一部の者のみに偏して給与される一方、実際之におとらない程度の被害を蒙つた者に対しては、何等の救助物資も配給されないという極めて不合理な実情に副わない結果となつたのである。この様な結果は通牒によつて配給方法を指示して被告人等に配給を委託した県の期待するところでないことは自ら明かである。

被告人等の本件措置は地方自治体の執行機関の行為として何等とがむべき点がないのみならず、刑事上の責任を問うべきものでないことは当然である。

(一) 原判決は、不法領得の意思なしとの弁護人の主張について、

横領罪に必要な不法領得の意思とは他人の物の占有者が委託の任務に背いてその物につき権限がないのに、所有者でなければできないような処分をする意思をいうのであつて、必ずしも占有者が自己の利益取得を意図することを必要とするものでないと解するを相当とするところ、前記のように被告人両名は県の指示に違背し指定救助者以外の者に対しても擅に委託にかかる救助物資を配給したことを認めることができるから、不法領得の意思なしとすることはできないと判示している。勿論右の不法領得の意思の意義は原判決判示の通りであるけれども、原判決は「県の指示」を通牒に記載された配給実施要領にのみとらわれ、之を以て県の委託の趣旨なりと誤解しているが故に、被告人等が委託の任務に背いたと判示しているのであるが、右判示の誤りであることは前段において論じた処である。それ故、被告人等には自己の利益取得の意図のなかつたことは勿論、権利者である県の委託の任務に背いたものではなく、権利者の意図を排して本件措置に出たものでないこととなるのであるから、不法領得の意思ありと解すべきではないのである。

(二) 或いは被告人等は町財政打開の方策として寄附を募るために本件の措置に出たものであるから、真に被害救助の為に全住民に救助物資を配給したものではなく、従つて県の指示に違反したものだとするかも知れないが、原判決自体が認定したように「当時既に数次の給与により指定救助者は生活上被服その他に事欠く窮状を緩和されていたのに比し、爾余の町民の救済はなお且つ充分とはいえない実情にあつたので右委託物資を住民全般に分け隔てなく給与し、併せて」、「同時に寄附を求める方法によつて住民全般に物資を配給すること自体県の委託の任務に反しないものとされる以上、この一事を以て被告人等に不法領得の意思ありと解することもできないのである。

(三) 原判決は更に、

栃木県民生部長発社第七七号書面添附の昭和二十三年九月二十三日附教育民生部長発地方事務所長宛社第六四一号並びに昭和二十二年十一月十日附同部長発地方事務所長宛社第六四二号各通牒等の記載を仔細に検討してみても、救助物資を水害に因り衣料家財を流失又は破損して使用に堪えざるため生活に困窮している者以外の者に対しても配給し得ると解釈し得る余地はなく、又右指示の厳守は当時の実情に照し要請されるところでなかつたと供述する当審証人平井恒重、同佐藤一男すら被告人両名の本件措置は右通牒当時予想されていなかつた旨証言し……、

と判示しているが、厳格に通牒にいう所の「水害に因り衣料家財を流失して使用に堪えざるために生活に困窮する者」のみを対象として救助物資は配給されねばならず、余剰ある場合は再び県に返還すべきことを定めてあるのであるが、それ等の対象者にどの程度、如何なる数量の物資を給与すべきかは各町村長に一任するとあるのであり、各町村に於て、救助せられる物資について、厚薄の出ることは当然予想せられる処である。従つて災害直後の混乱した当時の実情からすれば、右は一応の配給の基準を示すに止り、各災害地の実情に相応

し、物資の割当数量その他諸般の状況を考慮して各市町村長において具体的妥当且適切な処置が要求せらるべきで、右通牒に所謂指定救助者に対し、十分の物資の配給がなされた後更に本件の如く一時に多量の救助物資の割当があつた場合には従前の指定救助者のみに止らず、災害救助の目的のためには、その範囲を拡張しても配給することが許さるべきこととされなければならない。委託を受けた各市町村に於て県に物資を返還せられた様な例の存在しなかつた事実を考え合せるならば、被告人等の本件の措置が、災害救助の目的を逸脱し、県の委託の任務に反したものということはできない。県に於て当時予想しなかつた措置だからといつて直ちに委託の任務に背いたものと即断し得ぬことは当然である。

これを要するに、原判決の確定した事実によつては、被告人等の行為は「県の指示」に違背したものと解することは不可能であり、委託者たる県の指示に違背せず本件物資を災害救助の目的のために配給したのであるから何等業務上横領罪の罪に該らないものといわねばならない。

されば原判決は、犯罪を構成しない事実を認定しながら、この事実に対し有罪として刑罰法令を適用した違法があり従つて著しく正義に反した瑕疵があるものであるから破毀せらるべきである。

而して之は又、本件と全く同一の事案について、業務上横領罪を構成せずとした大審院の判例（昭和三年(れ)第一四四六号刑録二〇輯一三五〇頁参照）、（大正十五年(れ)第五号刑集五巻一三七頁）と相反する判断をしたものというべきである。

第二点　原判決は大審院の判例に反して法令の適用を誤つた違法があるから破毀を免れない。

抑々横領罪は「自己ノ占有セル他人ノ物」を領得する場合に成立するものであり、委託関係に基く占有者たるの身分に因り構成せらるべきものである。従つて、右の委託関係に基く占有者たるの身分をもたない者は単独では犯罪主体たりえず、ただ身分ある者と共犯関係に立つ場合にのみ犯罪の成立が可能なのである。（刑法第六十五条第一項）

刑法は、かかる身分犯たる横領罪のうち、更に、委託関係が業務上の委託関係に基く場合には、単純横領罪（第二百五十二条）に対して特に業務上横領罪（第二百五十三条）としてその身分により刑の加重せらるべきことを規定している。

ところで刑法第六十五条第二項は「身分ニ因リ刑ノ軽重アルトキハ其身分ナキ者ニハ通常ノ刑ヲ科ス」と規定している。即ち業務上横領罪は、特にその身分によつて、単純横領罪に対し刑を加重しているのであるから、身分なきものが共犯として業務上横領の行為に加功した場合には、刑法第六十五条第一項により、業務上横領罪の共犯として論ずべきものであるが、更に同法第六十五条第二項の規定の適用をうけ、単純横領罪の刑を科せらるべきである。（大審院明治四十四年(れ)第一四四四号判決、刑録第十七輯一五一〇頁参照）

原判決の理由において示されている事実によれば、県知事より小俣町に割当配付された救助物資は被告人大川才次郎が同町長として業務上保管していたものであり、被告人大川政司は助役として右救助物資の給与計画に参画し、被告人大川才次郎と共に右計画を実施して同人の業務上保管中の救助物資を横領したというのであり、判示自体からいつて被告人大川政司が業務上これを保管していたものと解することは到底できないのである。されば、被告人大川政司は、業務上の委託関係に基いて本件物資を占有していた被告人大川才次郎と身分なき共犯の関係に立つものであるというべきなのである。

然るに原判決は適用法令として、

被告人両名に対し、

刑法第二百五十三条、第六十条、第二十五条、旧刑事訴訟法第二百三十七条第一項、第二百三十八条